

令和 5 年12月 4 日開会

令和 5 年12月18日閉会

令和 5 年三宅町議会 第 4 回定例会会議録

三 宅 町 議 会

令和5年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (12月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第41号～承認第5号の上程、説明、委員会付託	8
発議第5号～発議第7号の上程、説明、委員会付託	16
一般質問	20
森 内 哲 也 君	20
久 保 憲 史 君	32
松 本 健 君	35
渡 辺 哲 久 君	50
川 鱒 実希子 君	60
池 田 年 夫 君	70
梅 本 睦 男 君	78
散会の宣告	90

第 2 号 (12月18日)

出席議員	91
------	----

欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	91
職務のため会議に出席した者の役職氏名	91
議事日程	92
開議の宣告	93
議事日程の報告	93
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	93
追加議案の上程	116
議案第52号 令和5年度三宅町一般会計第9回補正予算について	117
議案第53号 令和5年度三宅町下水道事業会計第3回補正予算について	122
議案第54号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	125
閉会中の継続審査について	127
町長挨拶	127
閉会の宣告	128
署名議員	129

三宅町告示第109号

令和5年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

令和5年11月13日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 招集日時 | 令和5年12月 4日 月曜日 |
| | 午 前 9時30分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3階 議会議場 |

令和5年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

令和5年12月 4日月曜日
令和5年12月18日月曜日
15日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	12月 4日月曜日	午前 9時30分	定例会開会 (提案説明・一般質問)
第2日目	12月 5日火曜日		休 会
第3日目	12月 6日水曜日	午前 9時30分	総務建設常任委員長
第4日目	12月 7日木曜日	午前 9時30分	福祉文教常任委員会
第5日目	12月 8日金曜日		休 会
第6日目	12月 9日土曜日		休 会
第7日目	12月10日日曜日		休 会
第8日目	12月11日月曜日		休 会
第9日目	12月12日火曜日		休 会
第10日目	12月13日水曜日		休 会
第11日目	12月14日木曜日		休 会
第12日目	12月15日金曜日		休 会
第13日目	12月16日土曜日		休 会
第14日目	12月17日日曜日		休 会
第15日目	12月18日月曜日	午前10時00分	定例会再開

令和5年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和5年12月4日月曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 田 中 修 三

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和5年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和5年12月 4日 月曜日

午 前 9時30分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第42号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第43号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第6 | 議案第44号 令和5年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第7 | 議案第45号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第48号 三宅町議会議員の職員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第49号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第50号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第51号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算の専決処分の承認について |
| 日程第15 | 発議第5号 「現行の健康保険証を残してください」意見書について |
| 日程第16 | 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書について |

日程第17 発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を
求める意見書について

日程第18 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、始めたいと思います。

本日令和5年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席いただきありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてをはじめといたします議案11件、承認1件、発議3件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年12月三宅町議会第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、先月は多くの行事が開催され、議員皆様におかれましてはご参加いただき、さらには、所属各団体等でご尽力を賜りましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

特に10月28日、29日には文化祭が開催され、多くの皆様にご来場賜り、誠にありがとうございました。芸能発表や展示コーナー、模擬店等においては、かつてのにぎわいが戻ってきたと強く実感したところでございます。

そのような中、国では11月2日、5つの柱で構成された事業規模37兆4,000億円程度のデフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定されました。現下の物価高により厳しい状況にある地域経済の現状を踏まえ、変革を力強く進める供給力の強化と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える国民への還元の2つを車の両輪として、日本経済が熱量あふれる新たな

ステージへ移行するためのスタートダッシュを図るための総合的な経済対策が実行されるようです。

本町といたしましても、事業の早期執行のためにも、予算化に向けて準備を行い、役場が一丸となってコロナ禍からの回復傾向にある地域経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、議員各位のご尽力とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和5年度一般会計第8回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の制定及び一部改正6件、指定管理者の指定1件、承認案件1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますよう申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和5年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を行います。

（午前 9時3 分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第120条の規定により7番議員、森内哲也君、9番議員、池田年夫君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日12月4日より12月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月4日より12月18日までの15日間とすることに決定しました。

◎議案第41号～承認第5号の上程、説明、委員会付託

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第3、議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第17、発議第7号 奈良県広域水道企業団施設準備協議会(法定協議会)の情報公開を求める意見書についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第3、議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第14、承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案11件、承認1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長に提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和5年12月三宅町議会第4回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算案4件についてご説明申し上げます。

議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてご説明をいたします。

歳入からご説明をいたします。

14、15ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、令和4年度分の追加交付として保育所運営費国庫負担金13万7,000円及びサービス利用者の増加に伴い、障害児支援負担金297万6,000円の増額を行うものでございます。

同款、項2国庫補助金、目1総務補助金では、システム改修のための財源となる社会保障・税番号制度補助金352万円の増額を、目2民生補助金では、保育対策総合事業費補助金108万円の減額とともに、出産見込数の増加から出産・子育て応援交付金56万6,000円の増額を、目8教育補助金では、施設利用料の確定に伴い、子どものための教育・保育給付交付金1,000円の増額を、目10児童福祉補助金では、通園バス置き去り防止装置設置のための補助金として保育対策総合支援事業補助金17万5,000円の増額を行うものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、実績額の確定に伴い、保育所運営費県費負担金5万1,000円の増額と、利用者数の増加に伴い、障害児支援負担金148万8,000円の増額を行うものでございます。

16、17ページをご覧ください。

同款、項2県補助金、目2民生補助金では、出生見込数の増加に伴い、ひとり親家庭等医療費県費補助金34万円、乳幼児医療費県費補助金156万4,000円、出産・子育て応援交付金14万1,000円の増額を、目8教育補助金では、モデル市町村として選定されたことを受け、社会体育振興モデル市町村指定事業補助金2万5,000円の増額を行うものでございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金では、それぞれの基金における利子額確定に伴い、総額95万6,000円の増額を行うものでございます。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の返還金として、清掃関係雑入34万7,000円の増額を行うものでございます。

款21町債、項1町債、目1総務債では、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金事業の財源として過疎対策事業債520万円の増額を、18、19ページをご覧ください。目7土木債では、緊急浚渫事業における地方債の財源として、緊急浚渫事業債40万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出のご説明を行います。

まず初めに、歳出予算中の人件費の補正については、令和5年8月、国の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて給料及び手当額の増額及び決算を見込んだ予算調整を行っており、人件費の科目が多岐にわたることからおのこの説明は省略させていただきますが、

今回の人件費の補正額は1,519万7,000円の増額を行うものでございます。

では、人件費以外のご説明を申し上げます。

20、21ページをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 文書広報費では、広報みやけの製作業務委託料について執行額の確定に伴い、その他委託料200万円の減額を、22、23ページをご覧ください。目3 財産管理費では、八軒家解体工事費における不用額の調整のために500万円の減額と、公共施設等整備基金の利子額確定及び山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の返還金に係る積立金の確定に伴い、積立金48万1,000円の増額を、目4 企画費では、地域イントラネット保守業務費等の執行完了に伴う不用額の調整として電算事務委託料40万円の減額と、基幹系電子計算システム業務研修委託料、大和平野中央田園都市構想政策顧問委託料、地域公共交通事業者への委託料の執行額確定に伴う予算調整を合わせて、その他委託料110万2,000円の減額とともに、奈良県地域デジタル化推進協議会の会費として1万円の増額を行うものでございます。

24、25ページをご覧ください。

目7 交流まちづくりセンター費では、地域おこし協力隊の採用に伴う不用額として、委託料90万円の減額と活動補助金350万円の減額を、目8 財政調整基金費では、財政調整基金の利子額確定に伴い、積立金67万円の増額を行うものでございます。

同款、項2 徴税費、目1 税務総務費では、特別徴収税額通知の電子化対応に伴うシステム改修費として電算事務委託料33万円を増額するものでございます。

26、27ページをご覧ください。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードのフリガナ及びローマ字表記の機能追加に係る住民基本台帳システムの改修費として電算事務委託料352万円を増額するものでございます。

28、29ページをご覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費では、障害児通所サービスの利用児童の増加に伴い、障害児通所給付費において扶助費595万3,000円の増額を、目2 老人福祉費では、地域振興基金の利子額確定に伴い積立金12万7,000円の増額を、目8 臨時福祉給付金給付事業では、価格高騰緊急支援給付金事務費補助金の事務経費の精算に伴う返還金として3,000円を増額するものでございます。

30、31ページをご覧ください。

同款、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費では、子ども医療費助成事業において、助成件数とともに受給者1人当たりの医療費助成額が増加することによる国保連合会集計手数料と出生数増加による出産祝品交換手数料を合わせて、手数料5万4,000円の増額を、出産祝品贈呈事業のその他委託料29万円の増額と、ティーンズLINK事業における予算調整のため、賃借料132万円の減額を行うとともに、出生数増加に伴う出産・子育て応援交付金事業及び子ども医療費助成事業の増額を合わせて、扶助費309万2,000円と補助金85万円の増額を、また、子育て世帯生活支援特別給付金事業の精算に伴い、返還金126万5,000円の増額を行うものでございます。

目2 母子福祉費では、出生数の増加に伴い、手数料1万1,000円、扶助費67万1,000円の増額を、目6 幼児園費では、通園バス置き去り防止装置設置の義務化により、置き去り防止装置設置のための修繕料17万5,000円の増額を行うものでございます。

32、33ページをご覧ください。

目8 放課後児童健全育成事業費では、令和4年度の学童保育クラブ利用児童数の減少に伴い、子ども・子育て支援交付金を返還するため返還金12万2,000円の増額を行うものでございます。

34、35ページをご覧ください。

款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費では、広域塵芥処理負担金687万円の減額と山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村建設負担金527万9,000円の増額を合わせて、負担金159万1,000円の減額を行うものでございます。

次に、36、37ページをご覧ください。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費では、緊急浚渫事業の維持補修工事請負費40万円の増額を行うものでございます。

同款、項3 都市計画費、目4 下水道費では、人事院勧告による人件費の予算調整のため、下水道事業会計繰出金67万6,000円を増額するものでございます。

38、39ページをご覧ください。

款10 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費では、ICT環境整備事業及びリーディングDXスクール推進事業における予算調整により、報償費6万円の減額、消耗品費6万円の増額を、小学校施設整備基金における利子額確定に伴い、積立金2万9,000円の増額を行うものでございます。

40、41ページをご覧ください。

項4幼稚園費、目1幼稚園費では、子育てのための施設等利用給付交付金の確定に伴い、返還金7,000円を増額するものでございます。

同款、項5社会教育費、目3社会教育施設費では、燃料費高騰等に伴い文化ホールの電気代の不足が生じたため、光熱水費31万円の増額を行うものでございます。

同款、項6保健体育費、目1保健体育総務費では、マラソン大会のおもてなし用のガス代として光熱水費6,000円の増額とともに、マラソン大会における安全性確保の観点から交通誘導員を増員するため、委託料6万1,000円の増額を行うものでございます。

42、43ページをご覧ください。

款14予備費では、本補正予算の財源調整を図るため、84万円の減額を行うものでございます。

最後に、債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

予算書の7ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為補正につきましては、三宅町保健福祉施設あざさ苑指定管理事業について、債務負担期間を令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額を1億2,510万円と、また、清掃車購入事業について、発注から納車まで相当の期間を有することから、債務負担期間を令和6年度とし、限度額を1,214万1,000円と定めるものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ1,680万7,000円を増額し、予算総額47億581万6,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第42号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について、まず、歳入よりご説明をいたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

款4県支出金、項1県負担金、目1保険給付費等交付金では、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から国民健康保険制度における出産被保険者の所得割及び均等割保険料の減額措置を講じるに当たり、本制度改正に対応するシステム改修費の財源として、特別調整交付金110万円を増額するものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、歳入でご説明しました制度改正に伴い、電算システムの改修費として電算事務委託料110万円の増額を行うものでございます。

款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金では、令和 4 年度保険者努力支援交付金及び特定健診等負担金の返還金において予算調整を行うため、償還金利子及び割引料 90 万 8,000 円の減額、返還金 90 万 8,000 円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 110 万円を増額し、予算総額を 8 億 3,802 万 2,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第 43 号 令和 5 年度三宅町介護保険特別会計第 2 回補正予算についてご説明をいたします。

歳出のみのご説明となります。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費では、目 1 居宅介護サービス給付費から、目 9 居宅介護サービス計画給付費までにおいて、サービス利用者の増減見込みにより、それぞれ予算調整を行うものであり、居宅介護サービス給付費負担金 1,600 万円の増額、地域密着型介護サービス給付費負担金 60 万円の減額、施設介護サービス給付費負担金 1,765 万円の減額、居宅介護福祉用具購入費負担金 60 万円の増額、居宅介護サービス計画給付費負担金 100 万円の増額を行うものでございます。

同款、項 2 介護予防サービス等諸費、目 3 地域密着型介護予防サービス給付費では、サービス利用者の増加見込みにより負担金 60 万円の増額を行うものでございます。

9、10 ページをご覧ください。

同款、項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料では、奈良県国民健康保険団体連合会への手数料を調整するため、手数料 5 万円の増額を行うものでございます。

款 5 地域支援事業費、項 5 高額介護予防サービス費相当事業費、目 1 高額介護予防サービス費相当事業費では、高額介護予防サービスの利用者が増加していることから、本サービスに係る負担金 3 万円の減額を、目 2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費では、高額医療合算介護サービス利用者が当初より増加していることから、本サービスに係る負担金 3 万円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算は、歳出の範囲内において調整を行ったため、予算総額は増減なしの 9 億 1,377 万 5,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第 44 号 令和 5 年度三宅町下水道事業会計第 2 回補正予算についてご説明をいたします。

収入からご説明をいたします。

4 ページをご覧ください。

款11下水道事業収益、項10営業外収益、目10他会計補助金では、人件費に係る財源として一般会計繰入金67万6,000円の増額を行うものでございます。

次に、支出をご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

款21下水道事業費用、項5営業外費用、目15総係費では、令和5年8月、国の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて給料及び手当額の増額を行うため、給与、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費において、それぞれ予算調整を行うものでございます。

以上のことから、収入支出それぞれ67万6,000円を増額し、収益的収入及び支出の予算総額を2億5,037万1,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案第45号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、三宅町議会議員の選挙及び三宅町長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、条例の一部改正4件についてご説明申し上げます。

議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年8月、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて給料表及び期末勤勉手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、給料表については公民較差のある若年層を中心に引上げを行い、令和5年4月より遡及を行うものであり、期末勤勉手当については、令和5年12月支給分より一般職は0.1月分、再任用職員については0.05月分を引き上げるものでございます。

次に、議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも令和5年8月、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて特別職及び議員の期末手当の支給割合を、令和5年12月支給分については0.1月分を、令和6年4月からは年間0.1月分を引上げるために、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第48号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と同様、議員の期末手当の支給割合を、令和5年12月支給分については0.1月分

を、令和6年4月からは年間0.1月分を引き上げるために、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第49号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも令和5年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するために、本条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第50号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、令和6年1月1日から出産被保険者の所得割及び均等割保険税の減額措置が講じられることから、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、指定管理者の指定議案1件についてご説明申し上げます。

議案第51号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定については、令和5年度末をもって本施設における現在の指定管理期間が終了することから、令和6年4月1日から3年間の指定管理者となる者を、地方自治法第244条の2第3項の規定により選定を行い候補者を指定したいので、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるべく提出したものでございます。

最後に、承認1件についてご説明を申し上げます。

承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算については、令和3年（行ウ）第27号損害賠償命令請求事件の第一審において、令和5年10月12日、奈良地方裁判所より判決が言い渡され、その後、原告が第一審の判決を不服として控訴されましたので、本町としては、第二審の訴訟代理人として、第一審同様、弁護士を選任して対応するため、選任に係る弁護士費用等について緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年11月10日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

歳出のみのご説明となります。

6ページ、7ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、職員旅費1万9,000円の増額とともに、訴訟代理人弁護士への着手金として、その他委託料55万円の増額を行うものでございま

す。

款14予備費においては、ただいまご説明いたしました補正予算の財源調整のため、予備費56万9,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、歳出予算の範囲内にて行ったため、予算総額は増減なしの46億8,900万9,000円とする補正予算を行ったものでございます。

以上が今定例会に提出いたしました議案11件、承認1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第14、承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案11件、承認1件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案11件、承認1件を各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎発議第5号～発議第7号の上程、説明、委員会付託

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第15、発議第5号 「現行の健康保険証を残してください」意見書についてより、発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書についてまでの発議3件についてを議題とし、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、提出者である森内哲也議員、瀬角清司議員、松本 健議員より提案理由の説明を求めます。

まず、発議第5号について、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） お許いただきましたので、発議、意見書について意見述べさせていただきます。提案させていただきます。

「現行の保険証を残してください」という意見書についてです。

私個人的には、情報を一元管理することには特に反対ではないんですけれども、高齢者施設のほうにちょっと勤めたりとかも、兼務をしておりますので、その立場から、現行の保険証を残してくださいというちょっとご意見を加えさせていただけたらと思うんです。

マイナンバーカード、いわゆるマイナンバーですね、皆さんご存じだと思いますけれども、今、住民票とか取り寄せるときに、マイナンバーの記載をするかしないかという、丸する欄があるんですね。それ何でついているかという、例えば、企業とか官庁、県とかに何か書類を出すときに、住民票を出してくださいということがいろいろあるんですけれども、マイナンバー記載している書類を提出すると、管理するほうは、マイナンバーというものが非常に重要な個人情報だということで、普通にファイリングできないということなので、何やこれ、消しておいてくれみたいなことになります。

ですので、それだけマイナンバーが書いてある、あるいはもうマイナンバーカードというのはまさにそれなので、非常に重要な個人情報が載っているカードということになります。

一方、そのマイナンバーカードに保険証、病院にかかるときの保険証ですね、それを登録するというのに関してなんですけれども、それに対して紙のものを残してくださいと言います。

ところが、高齢者施設におけます、こういう利用者の体調の急変時という、まあ、やはり高齢者なので割と頻回に起こります。そうするとき、一刻も早く病院にかからないといけない。私、相談員ということなんで病院に電話して、保険証を持って、家族さんが連絡取れないと、送迎行ったりするんですけれども、そういうふう一刻の猶予も許されないという場合に、マイナンバーカードでやると、マイナンバー記載されているので、非常に厳重に、誰も見られるような管理の仕方をするなというルールもありますので、すぐに動けというのと、厳重に誰でも取り出せるようなところに置くなというのが非常に二重の困難、相反する困難を施設のほうに強いることになる、そんな状況がありますので、取りあえず、現行の紙のほうの保険証も残してくださいという意見書に賛同いただけたらなというふうに思います。

そういうことで、こちらの意見書を賛同、提出者をさせていただきましたので、議員の皆

様、ぜひ協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 次に、発議第6号について、瀬角清司君。

○4番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、私からは、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書について提案理由を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えております。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続に困難になる方も多いと言われております。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子供の場合は、自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉われてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題であります。

よって、政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項に積極的な取組を求めます。

1、新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎、慢性疲労症候群との関連も含めた実態調査を推進すること。

2、一部医療機関で実施されているBスポット療法等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。

3、自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、私からは提案理由の説明を終わりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 最後に、発議第7号について、松本 健君、お願いします。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、意見書、発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書について説明させていただきます。

今、奈良県広域水道県一体化というのが進んでおりますが、これは前知事の荒井さんが奈良モデルの一環として進めてきたものであります。どちらかというと、住民の皆さんにはあ

まり内容が知らされないまま進んでいたものです。

一方で、今年、山下知事が新しくなられて、山下知事は自分の言葉では、民間初の知事だと。情報公開というのは、彼の一丁目一番地の政策だというふうに認識しておりましたが、この法定協議会について、まだ1回目は資料内容の公開があったものの、第2回は非公開とされております。そういった背景の中、今回、意見書を提出したいと考えるものです。

それでは、内容を読み上げて、説明に代えさせていただきたいと思います。

奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書。

山下知事は、就任後はじめて出席した水道一体化の第一回法定協議会（7月21日）において、奈良県域水道一体化の事業を見直す方針を打ち出しました。一体化の目玉であった「水道料金一本化」「2025年4月の一斉スタート」にはこだわらないとの発言があったようです。それは第二回法定協議会（10月5日）では方向修正されたようですが、各自治体の状況や経緯、議論等を住民のみならず議員も知ることができません。

本年4月、山下知事は就任式で「山下県政においては、県政情報は、原則公開といたします。情報公開条例、個人情報保護条例で非開示とされるもの以外は、全て公開をいたします。非開示事由の解釈も厳格にいたします。そして、情報公開請求に対して、受け身に対処するだけでなく、これまでよりもっと積極的に県民に対して情報を提供してまいります。」と発言しています。

情報公開の先例として、大阪都構想の法定協議会では全ての回が開催告知され、市民も自由に傍聴可能で、動画・議事録・配付資料すべてWEBで公開されました。（現在も公開中）

ところが、10月5日に開かれた第二回法定協議会は、マスコミすら非公開となり、資料も公開されていません。第一回法定協議会では、マスコミ限定とはいえフルオープンであり、配付資料・議事録もWEBで公開されました。山下知事の情報公開への姿勢がはやくも崩れており、このままでは県民の利益を損ねることが明らかです。

県域水道一体化についての資料や議論は、住民生活に大きくかわる重要事項であり、議員・住民への十分な周知が必要と考えます。

よって、法定協議会の情報公開について次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 参加者、会議資料、議事録など、すべての資料をWEB公開すること。
 2. 傍聴を可能とし、マスコミフルオープンとすること。
 3. 協議の内容は、広報誌やホームページ、説明会などを通して随時住民に知らせること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位におかれましては、ご賛同よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま、森内哲也議員、瀬角清司議員、松本健議員の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第15、発議第5号 「現行の健康保険証を残してください」意見書についてより、日程第17、発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書についてまでの発議3件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、発議第5号 「現行の健康保険証を残してください」意見書についてより、日程第17、発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書についてまでの発議3件を各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 次に、日程第18、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） ただいま議長のお許しいたきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、2点質問です。

この前の議会、9月の議会で、実は、先ほど議会として削除した事業がありまして、それについて一つ掘り下げたいというか、質問、確認もさせていただけたらと思います。

削除しましたそのものは、あかんやろと否定することはだれでもできると思いますけども、この先、こちらのほうから出ていないですかと言えるような議会、あるいは議員を目指すべ

きだという問題意識を念頭において質問させていただきます。

まず1つ目です。

Mラボについてというものと、それに関連づけてMi i Moの事業についてということです。

去る10月14日、「よこらぼ」を事業としてされている横瀬町の町長が三宅に来られました。来られて、タウンミーティングを実施されました。こちらちょっと参加できなかったのですが、動画で見せていただきました。町内でのチャレンジの総量上げる、チャレンジそのものに人を集めるパワーがあるというような横瀬町の町長、富田町長の言葉が印象に残っております。

そこで質問です。

今、三宅町としても実施しようとしているMラボと、Mi i Moでやっていた、またこれからやるんでしょうかね、夢をかなえたらうかですね、初夢かなえたらうかでしたかね、そういう事業は、やりたいことを募集して応援する、町として応援するという点で同じような事業だと感じていますが、違いはどういったところでしょうか。

Mi i Moの初夢、夢をかなえたらうか、初夢かなえたらうか事業を工夫することで、Mラボでやろうとしているようなことも実施できるように思うんですが、新しい事業とするのはなぜでしょうか。

また、Mi i Moの運営に住民さん主体で行いたいという思いは、もうこれは開設当初以前から聞いておりますけれども、あまり私のほうでは進んでいるようには実は思っておりません。外部の力、パワーを取り入れるのは、町を活性化するためのはずなので、そのためには、町の人、中の人のパワーアップにつながる必要があると思っております。

いろんな人に活動に加わってもらうには、情報の共有であるとか、活動の見える化、同じ情報を持った上での対話ということが必要になってくると思っております。

Mi i Moで目指している住民主体というゴールと比較したときに、現在の到達点はどの辺りでしょうかというのが1つ目の質問です。

2つ目です。

もう1つ、削除させていただいた事業に、地域振興券の発行の発行費事業がありました。その予算について質問させていただきます。

令和4年度の決算が確定し、剰余金、余りということですね、出て、それを使って地域振興券の発行事業、約3,800万円の事業でした、それが実施できる、そういった判断があった

ように思います。

この財政規模の事業をしても財政的には大丈夫だと判断した根拠を教えてください、明示してください。約3,800万円は使っても財政的に大丈夫ということであれば、4,000万円だったどうだったのか、あるいは1億円だったらどうだったのか。

財政、この数値がいろいろ出てきておりますので、どの辺りの数値に着目して、こういった目安、これぐらいの金額だったら使えるのかということの図られた、そうだとされた根拠を教えてくださいと思います。

財政の健全化判断比率というものがあります。4つですね。三宅町の財政が持続できるのかどうかという判断する基準ですね。実質赤字比率とか連結実質赤字比率、実質公債費比率、あと将来負担比率の4つですね。これらが、特に三宅のほうは注意値、注意する値になっていませんけれども、それだけで判断できるものでもないですし、実質収支、その年の赤字分ですね、それだけを見ても判断できるものではないはずです。

どのような判断の過程、議論があったのかを示していただいて、事業提案ができるような議会を目指したいと思っております。財政に得意な人がいるようであれば、この本会議というような場以外でも、ぜひ私のほうで教えを請いたい、そんな思いを込めた質問をさせていただきます。

再質問は、自席のほうでさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、9月議会で削除された事業についてのご質問にお答えいたします。

さきの9月議会において、新たな政策予算としてご承認いただきましたMラボ事業ですが、埼玉県横瀬町の富田町長をゲストにお招きし開催した先日のタウンミーティングを皮切りに、次年度の本格始動に向け、現在、詳細な制度設計を含めた諸準備を進めているところでございます。

今後、Mラボ事業を全庁挙げて新たに実施することで、町内外、産学官住を問わず、本町の地域課題の解決等に挑戦いただける個人、団体を幅広く受け入れ、さらなる関係人口を創出するとともに、本町が実証実験の伴走支援や研究のフィールドを提供することで、失敗を含めた経験や知見が集積していく学びの場となることを目指しています。

一方、M i i M o で初夢かなえたらろかにつきましては、町内外の個人、団体から持ち込ま

れた本町やMi i Moでかなえたい夢や企画に伴走支援することを目的としており、あくまでMi i Moの自主企画事業の一環として実施しているものですが、事業名そのものから誤解を与えやすい側面があることから、当事業の趣旨や企画内容を改めて見直し、Mi i Mo運営委員会において協議いただきたいと考えております。

Mi i Moも、はやこの12月半ばで開館2周年を迎えます。これまでの様々な活動や情報発信を通じて認知度も飛躍的に向上し、コロナ禍も明けたことから利用者が増加し、利用者同士がつながったイベント開催等、地域住民の方々の活動が活発化されてきていることから、地域交流の拠点としてMi i Moが果たす役割の重要性について改めて認識をしているところでございます。

本町といたしましては、この機運に乗じて、Mi i Moのグランドコンセプトの実現に向け、Mi i Moの現在進行形の姿を見える化、共有化するため、積極的に情報発信するとともに、住民主体の運営に向けた取組を鋭意進めてまいります。

続きまして、9月議会で削除された事業についての地域振興券の発行予算額についてのご質問にお答えいたします。

さきの9月議会において上程いたしました地域振興券の追加発行に係る補正予算につきましては、令和4年度の歳計剰余金の一部を弾力的に活用し、昨今の急激的な物価高騰に伴い、日常生活に支障を来している地域住民の方々を可及的速やかに支援するためのものです。

本町も地方自治法並びに地方財政法それぞれの規定にのっとり、令和4年度歳計剰余金1億9,878万7,000円のうち、令和5年度の過疎債発行予定額の3割に当たる8,200万円、公債償還基金、また、次年度以降の大型事業による財政支出に備え、公共施設等整備基金へ1億1,000万円を新たに積立てをいたしました。

したがいまして、将来に備えて必要な積立てを行い、財政健全化判断の各指標にも留意しつつ、残りの歳計剰余金678万7,000円と今年度の普通交付税交付額の決定に伴う増額分7,280万6,000円のうち、新たな歳出の財源として所要額を充当した残額の一部を原資とし、内部で地域振興券の追加発行が可能な金額の検討等を経て、補正予算額3,859万5,000円を計上した次第です。

今後とも財政の健全化に留意し、また、将来に備え、計画的に基金を積み立てながら、地域住民の方々の目下の課題にもしっかりと目を向け、適切な予算配分と予算執行に努めてまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内哲也議員。

○7番（森内哲也君） そうしましたら、M i i M o の、ごめんなさい、Mラボのほうから再質問させていただきます。

私も、後ほど、動画で、参加とは言いませんね、見させていただきました。

そのときに、富田町長、横瀬町の富田町長、こんなふうにおっしゃっていました。お役所仕事とチャレンジは相性が非常に悪い。その悪い相性を何とか組み合わせていくためには、誰かが、これは職員さんを指しておられると思います。民間のやり方と公の間を埋めにいく、お役所仕事をしているだけでは駄目ですと。職員の誰かがはみ出さないと、この事業は成功しないということをおっしゃっておりました。

これについては、町長はどうお考えになりますか。

ちょっと漠然としていますか。

（「もうちょっと」と呼ぶ者あり）

○7番（森内哲也君） ごめんなさい。

要するに、お役所仕事という言い方が、何かちょっと悪く言うような感じがする。

何というんでしょうね、例えば、いろんなこと、これで聞くですけども、M i i M o に行ったときに、高校生、高校生かどうか分かりません、学生が、今、部屋が空いているので、鏡の部屋でちょっとダンスの練習をしたいんで使わせてほしいと言われたときに、ああ、いいよ、ただ12時まで、誰か来るから、5分前に終わってやって、言えていますかとか、例えば、来月、M i i M o でイベントします、ちょっと下見に来ました、用意していた小道具を、どこか通せな使えへんかと思ったので、コンセント貸してほしいんですと言われたときに、ああ、いいですよ、どうぞとか言っていますかという細かい話になるんですけども。

本当にチャレンジを応援しようというんやったら、そういう質問に対しては、いや、無理というよりも、本当は多分言わないんですけども、どうぞと言わなあかんと思っているんですよ。それが、言えているような気がなくて、本当に職員さんに、僕たち三宅町ではチャレンジ、自分のやりたいことを、やりたいと言っていることを応援しようよというような資質がないような気がしているんですね。あるいは、足りないというかな、みんなに浸透していないというんですかね。そういったところのこの細かい話なんですけれども、問題意識を持っていただかないと、なかなか、町長自体がやりたいと思っているても進まないんじゃないかなと思っています。

例えば、もう一つ例言いますと、駅前にイルミネーションをつけたいんですと言われたと

きに、駄目ですとは多分言わないと思うんですけども、何かいろいろ話になっていて、結局何か、俺たちやってええんか、やってええのか分からへんぞ、つけてもええといわれたけどみたいな。応援してもらっている気にならないよなという話は随所に聞くので、お役所仕事をしていても駄目ですよというのは、多分そういうことを指しているんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、きちっとチャレンジを僕たちは応援しますということが、職員さんの隅々まで行き渡っていますかという、ちょっとそういう質問に変えさせていただきます。

○議長（辰巳光則君）　ちょっと、まずもって、最初の質問の趣旨からちょっとかなりずれていきます。

○7番（森内哲也君）　ごめんなさい。

○議長（辰巳光則君）　今の内容は、多分、質問の趣旨は、これはいただいたんかなと思いますので、答えてもらえたら。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　ご意見ありがとうございます。

富田町長がおっしゃっていた、お役所仕事の相性が悪いというところで、はみ出す職員というところでは、やっぱり今まで既存のことをしていくだけではなかなか町が力になっていかないということで、今までにない新たな発想をしっかりと取り入れながらチャレンジをしていく、職員自身もチャレンジしていくということが大事だというようなご意見だったかなというふうに、私自身は常々、富田さんと話ししている中では感じているところです。

富田町長もおっしゃっていましたが、僕も感じているところでは、やはりしっかりとルールを守りながら、住民さんのためにやっていくという部署もやっぱり大事だというふうにも思っています。それは本当に、福祉であったり、いろんなところの行政が一番大事にしなければいけないところのルールに基づいて執行していくということの大切さというところございます。

ただ、一方で、森内議員おっしゃるように、細々したご意見というところ、実体験を基にいただいたかなと思いますけれども、そこも一方的に駄目、いいという短絡的な話ではなくて、そこに大事なのは僕は対話だと思っています。どちらからもそういった、なぜ駄目なのか、どうやったらできるのかという話をしっかりと、対話を行っていくという機会を増やしていくことが、そういった伴走支援にもつながっていくというふうに認識をしていますので、その一方で、一つの事象を捉えて、いい悪いだけではなくて、それを基づいて、それをどう経験に変えていくかというところは重要であるというふうに認識をしているところでご

ざいます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

対話というキーワードもいただきました。

ちょっと、そうしたら、もう少し質問していきたいと思います。

初夢、M i i M o でやっていた事業は、M i i M o の自主企画だということで、何かこれがMラボとは別に考えますというような先ほどの回答でいいんでしょうかということになりますが。よう分からんという答弁もあったものですから。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちらのほう、行政からというよりは、M i i M o の運営委員会のほうで、こういう企画はどうだということで立ち上がってきたイベント、経緯でございます。

その中で、これからMラボを立ち上げる中で、そのすみ分けであったりというところも運営協議会のほうでも議論されるかなというふうに思っておりますので、そういったところの推移を見守っていききたいというふうに思っています。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） その運営協議会というのは、実は、僕は行政主導やと思っております。住民さんが出てきたというの何か言われていますけれども、住民さん主体と言いつつ、先ほど、どんないつ会議が開かれて、どんな話したんかとかも見えない、共有化もされていないというふうには思っております。

一時、ちょっとそういうことを言ったら、何かまとめようとかも上げてくれたりとかあったんですけども、それも止まっているように感じておりますので、だからその辺、もう今は行政主体でやっていますというふうに腹くくってやられたほうがいいんじゃないかと。そこはまた棒立ちに、どうしても聞こえてしまっている。

なので、先ほどの、ちょっと空いていたら利用させてほしいにも、いやいや、部屋借りてくださいという回答を受けたりとか。ええやん、次、利用するんやからとかというようになるん違うんかなとか思っております。

誰かがさきに言うたように、ちょっと枠を超えたりとかというので、一番初めに来ていただいた地域おこし協力隊の方というのは、本当にそういう意味では、はみ出してされていたのに、辞めちゃったとかもあったので。

なので、住民主体という部分がどの程度進行していますかという質問に変えていくんです

けれども、今いただいた回答では、鋭意進めてまいりますみたいな、こんなずっと前から聞いている答えなので、ええ加減、こんなふうにやっていて、なかなか進めへんのです、困っているんですぐらいみたいな、具体的な話を聞けたらなとは思っておりますが、その辺いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 議事録等々、遅れての、そこは公開のほうに向けてしっかりと準備をしていきたい。今後、公開の方向で、今、内部では検討させていただいています。

また、運営協議会のほうも、以前、森内議員からもご意見いただいております、傍聴可能にしております。今もオープンな開かれた状況でございますので、そちらのほうはご認識をいただけたらなというふうに思っています。

また、M i i M oのほうも、住民のところの進捗の部分でございますけれども、M i i M o自身とか、行政自身でイベントを行うことというところが非常に少なくなってきたかなと。M i i M o、いろんなところでご意見をいただくのは、毎週とか毎日のように何かやっているよねというところを、外から、これだけのイベントをする、視察に来られた方々が、毎日これだけのことをしているの、行政大変じゃないですかというところのご意見いただく中で回答させていただいているのは、これ行政がやっているわけではなくて、住民さんがやりたいこと、活動をたくさんしていただいている、この数できているんですと。これ、行政だけでは絶対この数はできませんので、そういった部分では、運営の部分であったり、ふだんの使っているところ、皆さんの活動自身が住民主体の活動、このM i i M o自身の活動というところは、住民さん主体になっていっているという過渡期かなというふうにも、まず思っています。

今までこの動きがなかったところで、この2年でこういった、これだけ使う方が増えてきて、様々な活動が増えてくる中で、先月、今月と10を超える市町村、全国から視察に来ていただいているというところもございますので、そういった皆さんの活動というところの、この動いている、M i i M oが非常に効果的に動いているというところは、全国的にも今評価をされて、視察にも来ていただいているんだらうなというふうにも感じているところです。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 実際問題で視察の件数が増えているというのがある意味、何やろ、どういうところで調べたのかなんかも効果かなというふうに見えます。

今何言おうとしたんかな。

「よこらぼ」の話を聞いていたら、ウィン・ウィンにならないと、町とやる人という話で、何かやるといったら、職員さん出すのとか大変やったりしたら、宣伝してあげますよとかという話もあったと思います。

今、町長言われるように、住民さんが実施しているのが増えていると言うんやったら、Mラボも見据えてどんどん宣伝とかしてあげてほしいなと思うんですけども、何かそこも本当にちょっと足りないような気がしないでもないんですが。何かSNSに載せるだけとか。

何というんでしょうね、この間も何かやられていたんですけども、何か、スピーカー乗せた車でやっていますよとかと言ってあげるとか、例えば、住民さん主体でも、そういうのがあり得るのかなと思うんですけども、広報をしてあげるという点が、もうMラボで、それは今以上の広報を視野に入れているんですか。それとも、何かの面に、SNSで発信するだけの今のままの広報なのですかということの質問に対してはどうですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 事業者というか、やりたい人たちがまず自ら広報するということがやはり大事だというふうにも思っています。そこに併せて、協力の中で行政ができる方法というところを相談させていただきながらやっていきたいなというふうに思っています。

また今、そういった活動を見える化するような仕組みというところも今検討中でございますので、これはどういう形になるかというところもございますけれども、そういったお互いウィン・ウィンになるところのできる範囲の協力というところを、どういった形で効果的にできるかというのは、今後も意見もいただきながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 見守りたいとは思います。

なかなか住民主体は、どちらかというと、何かいろんな仕事を抱えながらそういった意味になっていく担当課も難しいのかなとは思っていますけれども、まあ、見守りたいと思います。

予算のほうに、質問としたら移らせていただきます。

地域振興券の発行ですね。対話というのが言われましたけれども、それは実際あったのかなというのは、どなたにはあったのかなというふうには思っております。

それから、来年度予算案の話で、これをちょっと僕もあまり数字に強くないんですけども、先ほどの回答、理解したのは、決算が出て2億円ほど余りましたと。それで、借金の返済に何ぼ使いました、公共施設の積立てに何ぼ使いました、その余りを考えたら、余りを使

ったという言い方はどうもよくないような気がしますけれども、余裕があるんでできるんですよみたいな判断なのかなとは思います。

お金が余った、あるということであれば、私がぱつと頭にこの場で浮かんだりするのも、例えば道路の修復。補助金頼りで今やっている部分がありますけれども、そういった部分をちょっと先倒しにしてやるとか、子供の数が減っておりますので、学校の先生、クラスが一単位になってしまって、先生大変だみたいな話も聞いておりますので、雇う方の給料アップに使うとか、あとは、足問題ですね。この間、文化祭でも、何とかクラブに入っていて、みんなの応援に行きたいんやけれども、なかなか遠くて来れなくて、たまたま息子が帰ってきたから、これだ、何とかしてよみたいな話も聞きますので、そうした足問題みたいに、余剰金があるのであれば、そういった問題の解決にも考えてほしいんですけれども、そのほかは、地域振興券発行はされませんでしたけれども、使おうかというような話の流れになったそういった経緯を聞けたらなとも思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

まず、一点、余裕があるからという、できるということではございません。まず、剰余金が出た中で、優先度が一番高かったというところ、住民さんの物価高騰に伴う生活苦というところがやはり喫緊の課題というところで、優先度が非常に高いであろうというところで、今回決定が、これをやるというところ、基本的には財政の、先ほど説明させていただいた規律というところの規則的なところの積立てというのを行えたというところがございます。

また、この前に、3月補正のところで財政調整基金に約1億円積みに入っていますので、そういった部分では、去年の決算だけで3億円程度の剰余金が出ている中で、やはり住民さんの生活が苦しい中で、行政だけが基金を積み立てていくというよりは、住民さんの生活に寄り添う対策をしっかりとここでやっていきたいという思いから、この事業というところを決定をさせていただきました。

また、足問題のところのご意見いただきましたけれども、今回ご提案させていただいたところでは、タクシー券でもこの「みやけお買い物券」活用できるように制度拡充を図っていたところでございます。

そういったところで、必要な方にはこういったタクシー券の増額というところにも使っていただきたい、また、お買物で困っている、生活用品等々で困っている方はお買物で使っていただきたいというところで、使用の用途も増やしながら、皆さんに合ったそれぞれ個別最

適化ができるような使い方というところで、今回、お買い物券というところも選択をさせていただいていたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 予算と決算というのが、役場の財政というのは必ず均等にするというのは、こういうお金があるからこれをやります、これがやりたいからお金は何とかしようぜとかという話ではないですね。それを乗り越えての補正予算ということになりますので、やはり今おっしゃられたような情熱とか、やりたいとかというのであれば、やはり決定権というのは議会にありますので、もう少し我々のほうとも対話があってもよかったのかなという気はしないでもないです。なので、そういったものが少なかったのかなという気もしております。

行政の中でのいろいろ、例えば予算つくるときに、概算費用というのが今までもあったと思います。それを飛び越えてこれをするということなので、自分たちやりたい事業があるけれども、これ先にさせてもらうよなみたいな対話ですね、それこそ。そういうことも実際にされたのか。いいや、それじゃなく、こっちやねんということで、トップダウンみたいな形で行かれたのか。ちょっとその辺の、どのような形があったのか。

各課からのそれぞれやりたいような事業、やらないといけないような事業あると思うんですけども、そういったことの検討みたいなのは、お金が余ったというか、余裕があるとか、そういうふうなのではないということを言われましたけれども、あつての今回の事業になるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 必要な予算編成方針でも出させていただいていますけれども、必要な予算については、補正予算対応もしっかりと視野に入れて、国の補正予算も含めて取りに行くというところで、去年は前倒しで当初予算に計上していたところ、前年度の補正予算でやらせていただいた早めの執行というところもさせていただいているところです。

できないというよりは、できない事業を置いているというわけではなくて、必要な事業はきっちりと予算化をしているというところでご認識をいただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 多分、今、聞いているのは、それプラスで、その、事業するに当たって、庁舎内で報告は、今本来別のをやりたいという議論があった上でやったのか、町長のトップダウンでやられたのか、その辺のあたりの話合いとかはどういうふうに、どうでしたかというふうな感じかなと思うのですが。

森田町長。

○町長（森田浩司君） まあ、やりたい事業というところで、募集は今回は行っておりません。

また、執行、しっかりとしているところで予算を組んでいる中で、大体1年間、予算しっかりと組んでおりますので、業務に余裕がないというところも現状でございます。

その中で、無理無理でも、これは住民さんの生活の支えになるような事業として優先度を高く行いたいということで、業務量かなりあってもやるということで、またお願いをしながら、これ、ぜひ住民さんの生活、今苦しい中をどうしてもやりたいということでお願いをしたところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、あと5分。

○7番（森内哲也君） はい。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 分かりました。

財政の指標とかも、ちょっと僕も分からないなりに今見ていますけれども、経常収支比率とかも80%、要するに、いろんな施策に回すお金もできてきたよとか、将来負担比率も令和2年、M i i M o 建てているにもかかわらず0.1とかになっているので、何かいろんな将来を見越した作戦も立てられるのかなと思っておりますので、そのあたりも頑張っていただけたらなと思います。

何というんでしょうね、やはり対話、対話というのは、非常に必要だと思いますけれども、当然、対話を行うことで反発というんですかね、なかなか、じゃ、丸で行こうぜみたいな話にはならない。いや、そんなことやねんとか出てくるんですけれども、それこそ本当に対話をしていただきたいとは思いますが、住民さんのほうでも、よくみんな思ってくださっている、心配して見ているようなことですので、ぜひお願いしたいなと思います。

先ほどのちょっと、そして質問に戻りますけれども、横瀬町の町長、富田町長、はみ出す職員さんもいる、誰かがルールに違い、民間とお役所のためにお役所仕事していたら駄目なので、誰かがはみ出していないと駄目ですというのはおっしゃっておりますので、ぜひはみ出す職員、お前何やっとなねん、誰が責任取るねんと言われたときには、町長、俺やというふうに言ってあげて、守ってあげていただけたらなと思いますけれども。そういう感じで。

○議長（辰巳光則君） はい。

○7番（森内哲也君） はい。

以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） これで、森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 久 保 憲 史 君

○議長（辰巳光則君） 次、久保議員終わったら休憩取りますので。

次に、2番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

2番議員、久保憲史君。

○2番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

1つ目といたしまして、水害対策について。

三宅町内の河川や水路の堆積ですが、伴堂川や道路の側溝に土砂が堆積しているため、大雨が降ったときには道路に水があふれている状態が見受けられます。飛鳥川の小柳から伴堂にかけて、新川の小柳から伴堂にかけての県が工事を進められております。

三宅町では、以前から石見地域の道路の側溝清掃を進められております。昨年度より石見と屏風地区の河川の堆積清掃を進めております。近年の大雨のときには、床下浸水があった地区もあると聞いておりますので、冠水被害を防ぐためにも、伴堂川や伴堂川都市下水路などの土砂を除去する必要があると思います。

水害対策について、町長の所見をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、子供たちのスケートボードについてです。

昨年12月議会で森内議員が一般質問されておりますが、子供たちから、道路でしたら怒られるから、どこかないかなと相談を受けました。12月議会での町長回答で、現在、サポートの一環としてスケートボードの候補地について、庁内関係各課が連帯しながら選定に当たっているとのことであり、適切な候補地が見つかり次第、子供たちに指示したいと考えておりますとの答えでしたが、適切な場所は見つかりましたでしょうか。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、水害対策についてのご質問にお答えいたします。

昨今相次ぐ河川氾濫などの浸水被害を未然に防止するため、国においては、地方が実施する河川の堆積土砂などを除去する浚渫事業に対し、令和2年度より令和6年度まで緊急浚渫推進事業として地方への財政措置が実施されているところでございます。

議員お述べのとおり、本町の普通河川について緊急浚渫事業債を活用した堆積土砂等の撤

去事業を、令和4年度は石見と屏風地区で実施し、令和5年度以降については伴堂地域と上但馬地域を予定しており、現在工事発注の準備を進めております。

しかしながら、堆積土砂やヘドロなどの運搬費・処分費が高騰していることから、計画対策量に対して想定事業費を上回ってくる状況にございますが、伴堂川や伴堂都市下水路など対策の必要な河川については継続して実施できるよう計画的な予算措置を検討してまいりたいと考えております。

一方、石見団地内の暗渠側溝については、会所ますの取替えと併せ清掃を実施してまいったところでございますが、議員お述べのとおり、各地域の住宅地内の道路側溝についても土砂堆積が進み、雨水があふれる状況が見受けられることから、自治会での通井張り等の美化清掃活動において実施が困難な構造の側溝や暗渠、幹線町道の側溝については詳細に現地調査を行い、道路維持関係予算の範囲において土砂の撤去を順次進めてまいりたいと考えております。

続きまして、子供たちのスケートボードについてのご質問にお答えいたします。

各部局において検討したところ、スケートボードをしている子供たちが数名であったので、当時の三宅小学校長と相談し、三宅小学校児童であれば、放課後に限り、校舎と運動場の間のコンクリート部分でもよいとの許可をいただいております。その当時、学校としてもスケートボードをしている児童を把握されておられましたので、小学校でするようにと指導をいただいております。

また、9月に視察を行った尼崎市ユース交流センターがつなぎ役となって結成されたNPO法人ASKと協働し、来年1月28日に健民グラウンド駐車場にてスケボー体験会を実施する予定でございます。あと、体験会終了後には、スケートボードをしている三宅町の子供たちとASKのメンバーとの交流会も予定しており、子供たちにとってよりよい出会いになればと期待しております。

以上、久保議員からの一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 再質問いたします。

水害対策は、上流部と下流部において相互的な対策を講じていく必要があることから、ひかえる対策、ためる対策、ながす対策の3本柱において、大和川流域総合治水対策の取組を進められて、奈良県平成緊急内水事業も進められることは承知しております。

河川改修において、飛鳥川の工事継続、新川の整備計画が進んでいるところです。

答弁にありました河川浚渫事業も、現、各市町村で取り組んでおられるこれらの対策は、三宅町にとって最重要課題であると思いますが、併せて、内水対策は本町として取り組むべき問題であると考えます。

町内の道路、水路のインフラの老朽化の対策は、構造物そのものの長寿命化対策が最優先ではありますが、本来の機能を回復させるためにも、土砂浚渫などの維持管理事業を継続していくことが大切だと思います。

この点についていかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおりでございます。そのために、しっかりと予算確保したり、財源のところというところも、国のほうの有利な財源というところも活用しながら、併せて、先ほどの回答にもありましたように、しっかりと図っていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 予算もしっかりつけていただき、進めていただきたいと思います。

もう1つとして、スケートボードの件ですが、三宅小学校の児童であればよかとのことですが、三宅小学校児童以外は小学校ではできないということでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 当時、要望があったのは三宅小学校の生徒さんからの要望でございましたので、そういった要望があったところの内容というところでお伝えをさせていただいたところがございます。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 1月28日の体験会後に、スケートボードできる施設を造るとかお考えはありませんか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 早急に整備というところは、今のところ検討はしておりませんが、この体験会がどういう形でなるのかとか、子供たちが今後、そのASKのメンバーとつながることによってどういった方向で進めていきたいかというところもしっかりと対応しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 人数は少ないですが、できれば施設の設営を進めていただきたいと思います。

います。

質問終わります。

○議長（辰巳光則君） ここで暫時休憩に入ります。こちらの時計で11時10分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

（午前 時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解いて再開いたします。

（午前 11 時 09 分）

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは4点ありますが、大きくは2点になります。

まず1番、三宅町の子育て支援について。

三宅町の子育て支援について質問します。

日本国内では、兵庫県明石市の元市長であった泉房穂さんが実践された5つの無償化が話題となり、各地で後を追う動きが出てきているようです。

私たちの三宅町でも今年、医療費補助を18歳までとしたこと、第2子の保育料無料化を実施したことで、子育て支援策を進めていることは喜ばしいことであります。

次は、小中学校の給食費の無償化、さらに、乳幼児の副食費無償化と考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

2番、三宅小学校への支援について。

子育て支援に続き、三宅小学校関連の支援について伺います。

学校給食の無償化と併せて、食材の地産地消化を進めることを提案します。地元産の米飯に加えて、地元品の農産物を利用した食材を調理できる環境を整える。ひいては、学校給食のみならず、町内の公的機関、さらに多くの人にも提供可能なようにすることなど、町おこしとしてこれを行っていく。これは、食育の推進のみならず、国としても問題となっている食の自給を地元から進めていく方策として有効と考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、小学校の体育館へのエアコン設置の計画はどうでしょうか。これは災害時の避難場所の確保として住民の安全安心を高めるものであり、早期の実現が必要と考えます。

これらの施策と並行して、小学校の少人数学級対策も重要な課題です。

国は、40人学級から少しずつ少人数化を図っているようですが、奈良県下でも自治体独自の施策で30人学級を実現しているところもあるようです。

殊にこの三宅町では、少子化の影響で40人や35人学級では1学年が1クラス編制となってしまうようになってきており、30人、さらに25人と少人数化を進めることが大変重要な課題であることは町長も認識されていることと思います。1町1小学校の三宅町であることから、小学校を核とした町づくりを強力に進めることが肝要と考えますが、いかがでしょうか。

3番、三宅町の財政状況について。

これまで述べた方策は、およそ給食費・副食費合計3,000万円、体育館エアコン5,000万円、少人数学級6,000万円程度であると思われます。それぞれは町の一般会計の1から2%程度で実現可能な予算額と思われます。

また、11月広報に折り込まれた決算・活動報告にも示されているように令和4年度の実質収支はプラス2億円。基金は、これまで5年間で約22億円から約29億円へと約7億円増えています。また、実質的な債務、すなわち借金から、将来、国が交付税で返すよとされている額を差し引いた分も減少傾向にあります。

道路や水道管などのインフラ維持にも費用を配分した上で、これら上記の子育て対策を行ったとしても運営可能と考えますが、いかがでしょうか。

4番、プロポーザル審査の現状について。

去る令和2年10月に行われた学童保育の委託事業に関するプロポーザル審査について、さきの令和5年10月に住民訴訟の一審判決があり、原告の要求は棄却されたものの、事実認定として、採点の修正が恣意的に行われたのではないかと疑いを招くことが避けられず、プロポーザルにおける審査の透明性・公平性を損なうおそれがある行為であったと事実認定がなされたようです。

判決文の中には、事件後にプロポーザル審査ガイドラインが作成され、対策が取られていることも記されていました。

私たちの小さな町、三宅町にとって、委託事業をどのように効果的に行うかは大変重要な行政課題です。

この判決と並行して、私は直近に行われたプロポーザル審査に関連する資料一式を情報開

示請求し、状況を確認させていただきました。

質問です。

ガイドラインの中には、審査員の採点として、全てのプレゼンテーションの終了後、委員間の意見交換の時間を設け、意見交換終了後に採点表を記入する時間を設けるというものがあります。また、ガイドライン作成前のプロポーザル審査におけるプレゼンテーションに対する質疑応答などが審査会記録として保存されていました。

ところが、今回資料請求した「がんばるMIYAKE養成事業」や「ローカルスタートアップ事業」では共に審査会の記録として、プレゼンテーションに関する質疑応答の委員間の意見交換も存在せず、単に採点記録が残されているのみとなっていました。委員間の意見交換は特に重要です。記録として残すことも大変重要です。

町長はどのようにお考えでしょうか。

さらに、今のガイドラインには、結果発表として全提案者名とその評価点合計点を発表することとなっていますが、結果発表に全提案者名は示されていましたでしょうか。

あわせて、1つ提案です。

2年前の事件の際にも示しましたが、北海道の芽室町というところでは、審査結果の発表の際に、審査の内容、審査委員名、さらに審査の講評が記録されていて、実際にどのように審査が行われて、どういう内容が評価されたのか、また、どういう問題が残されているのかを公表する姿勢が見受けられます。

プロポーザル審査をより公正に機能させるために、ガイドラインの見直しを提案しますが、いかがでしょうか。

再質問は自席でやらさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、三宅町の子育て支援のご質問にお答えいたします。

今年、3月議会での池田議員の一般質問で、学校給食費無償化が必要との回答で、給食費については、受益者負担の原則から無償化については考えておりませんが、給食費については近年の物価高騰により保護者が少なからず負担に感じていることは承知しております、お子さんの人数において給食費の負担軽減を図るなど、何らかの検討を考えているとお答えをさせていただきました。

それに伴い、来年度から多子世帯への給食費の負担軽減を図る目的で、幼小中の切れ目の

ない第2子の半額免除、第3子以降の全額免除の給食費助成を検討しております。

続きまして、三宅小学校への支援のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、文中の小学校体育館のエアコン設置についてのご質問にご回答させていただき、それ以外の三宅小学校の支援についてのご質問については、後ほど教育長からご回答を申し上げます。

では、小学校体育館へのエアコン設置の計画についてですが、三宅小学校は体育館も含め、三宅町地域防災計画において指定避難所に指定しているものでございます。そのようなことも視野に入れながら、三宅小学校については行く行く建て替えを予定しておりますので、その際の検討課題とすることで、今後の体育館としての機能を模索してまいりたいと考えております。

続きまして、三宅町の財政状況についてのご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、本町の町づくりやビジョン実現のためにも、子育て支援や1校1園の特徴を生かした教育支援、それぞれの充実は必要不可欠なものと認識しているところです。

ご質問の本町の財政状況につきましては、ここ数年、実質収支は黒字、基金への積立てと地方債の償還を計画的に実施することで安定的に推移しているところでございます。

一方で、今後、新しいごみ処理施設建設のための負担金の拠出、1号線の道路や橋梁等のインフラ整備、小学校建て替えやあざさ苑の大規模改修のハード整備等、多数の大規模な財政支出を控え、本町を取り巻く財政状況はまだまだ予断を許さない状況でございます。

よって、これらの状況を勘案しつつ、議員ご提案の子育てや教育支援策も貴重なご意見として政策形成の参考にさせていただきながら、次年度の予算編成に努めてまいりたいと考えております。

最後に、プロポーザル審査の現状についてのご質問にお答えいたします。

議員お話しの三宅町プロポーザル方式の実施に関するガイドラインは、令和2年10月に実施した三宅町放課後児童健全育成事業のプロポーザル方式による業者選定事務において、不適切な事務処理であるのご指摘から、令和3年4月、議会監査請求による監査結果報告を受け、本町として、プロポーザル方式による業者選定において透明性と公平性を確保し、遵守すべき基本事項と事務手続等の標準化を示すことにより、適切かつ円滑な運用を図るために策定したものでございます。

その後、文書編さん保存規程の改正とともに、各課に配置されている文書管理主任を中心に職員研修を実施し、おのこの担当課にて実施されるプロポーザル方式による業者選定に

において公平性、透明性、客観性、競争性を担保できるよう努めているものでございます。

まず、1点目のプロポーザル審査における質疑応答や委員間の意見交換は特に重要であるため、記録として残すことについて、町長のお考えはとのご質問ですが、議員おっしゃるように、事業者を選定する過程において、決定までの経緯経過を記録し、その事項を共有することは、行政事務にとって公平性、透明性を確保する上で非常に重要なことでございます。

現状のガイドラインでは、会議録等の作成を必須事項として明記しておりませんが、今後、選定委員会設置要綱の条文にて例示する等、それぞれの選定業務において不可欠な事務処理として明確にしていまいりたいと考えております。

次に、結果発表に全提案者名は示されていましてでしょうかとのご質問ですが、ガイドラインの7（3）結果発表においては、全提案者名とその評価点合計点、結果の公表についての公表項目と予定日程を発表することとされていましてので、両選定委員会においても、全提案者の評価点と合計点を発表いたしました。

ただし、審査の過程において、企画提案書及び採点表は全て匿名加工されている関係上、選定委員会の結果発表時においても匿名加工された状態での発表としています。

最後に、ある自治体では審査結果の発表の際に、審査の内容、審査委員名、さらに審査の講評が記載されていて、どういう内容が評価されたのか、またどういう問題が残されているのかを公表する姿勢が見受けられます、プロポーザル審査をより公正に機能させるためにガイドラインの見直しを提案しますが、いかがでしょうかとのご質問ですが、現在、審査結果の公表については、ガイドラインにて参考様式を示し、その様式に基づいて公表を行っておりますが、議員おっしゃるように、プロポーザル方式による業者選定における審査結果を公表する際、一部において一定の情報を公表している自治体もあることは把握しております。

しかし、全ての選定業務において、審査の内容や講評を単純に公表することは、それぞれの事業者が創意工夫した企画提案やノウハウが露見することも想定されることや、もともと事業者が企画提案した内容は、選定委員会での評価を受けることを目的として作成されたものであり、公にすることで同業他社に模倣されるなど、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害することも想定されます。

また、審査委員会名を公表することは、審査委員となった者のそれぞれの発言等が明らかになり、そのことから公私にわたる諸活動への影響を危惧するとともに、議事における積極的な議論や発言を抑制し、または、これらを避けることにより、ひいては適正な審査、評価、決定が期待できなくなり、町にとっても最も有益となる業者が選定されないおそれもあると

考えます。

したがって、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれると判断せざるを得ない状態にもなり得ることから、公表については、特に公表する内容について慎重に検討し判断すべきものであると考えております。

いずれにしましても、本ガイドラインが本町にとって完成されたものではなく、今後も議員ご提案の事項も踏まえながら改訂を重ね、プロポーザル方式による業者選定事務において透明性、公平性、客観性、競争性を確保するために、さらに検討を重ねてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私のほうからは、学校給食の地産地消、小学校の少人数学級対策の2点についてご回答申し上げます。

まず、三宅小学校の学校給食における地産地消の取組についてご紹介させていただきます。

栄養教諭が三宅小学校児童の食育活動として、2016年度から奈良県産の食材、主に野菜を中心にJAならけんより使用しています。

また、2017年度から屯倉農産クラブの金ゴマや、産業振興課と連携し三宅町の特産品であるサトイモ、さらに、奈良県農民連を通して、町内の農家の方々からサツマイモやタマネギ、ジャガイモ、トマト、コマツナなど三宅町産の野菜、数は限られますが使用しております。

三宅小学校の児童が奈良県産や三宅町産の食材を食べる機会を多く感じてもらえるよう、1日の給食メニューにほぼ入れるようにしており、多い日では8品目の食材が入っていることもあり、栄養教諭の努力を感じております。

教育委員会としましても、三宅町産のお米を食べてもらうことはできないかと考え、来年度予算として検討中ではありますが、三宅町産のお米を週1回出せるように考えており、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、少人数学級対策については、令和5年度公立小学校の学級編制においては、第1学年から第4学年までは1学級の児童数が35人となっており、また、第5・6学年については40人となっております。

松本議員のおっしゃるとおり、公立義務教育諸学校の編制及び教職員の定数の標準に関する法律の改正により、令和3年度から令和7年度にかけて段階的に全ての学年において1学級35人となります。そのような基準から、三宅小学校では今年の1年生から3年生においては1クラスとなっております。

三宅町独自で30人学級等の少人数学級編制を取り入れることは制度上可能なことではありますが、そうすると当然、町が教員を募集する必要があります。募集をしたとしても、昨今の教員不足により、教員の確保はかなり困難だと思われます。

国の定数で1学級となるところを2学級とすることによって、学級担任として一定レベルの力量を持つ人材の確保が必要となります。学級を分けてしまうことで、その学級を担当する教員の力量によっては、児童への指導がうまくいかないというリスクも生まれてまいります。

30人学級を町独自でうたい、年度当初に学級編制を行ってしまったにもかかわらず、学級担任が見つからず、学級担任が配置されないままスタートせざるを得ないという状態は絶対に避けなければなりません。また、1学級の児童の人数が少なくなり過ぎることによって、学級集団づくりや学校行事の取組が活性化しないということも考えられます。

三宅町としましては、中央教育審議会での答申でもあるように、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指し、学校教育における基盤的なツールとなるICTを活用することで、個々の特性等に合った多様な方法で児童が学習を進めることができる可能性があると考え、そこに力を入れていきたいと考えております。そうすることで、子供同士が音声、画像、データなどを共有し、協働しながら学習を進めていくことも期待ができ、さらにAI技術を取り入れた学習などを活用することで、個別最適な学びをより進めていきたいと考えております。

また、松本議員がおっしゃるとおり、小学校を核とした町づくりを進めることが必要であるということは全く同感であります。三宅小学校を三宅町の町づくりの核としていくために、令和7年度からは三宅小学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールにしていくな準備を小学校と進めているところであります。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するための仕組みであり、三宅小学校を中心にして町づくりを行っていくために、教育委員会はしっかりと三宅小学校に伴走していきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本議員。

○5番（松本 健君） それでは、再質問させていただきます。

まず、一番最初の質問で、学校給食費の無償化についての件ですけれども、来年度考えられているという内容で、幼小中切れ目のない、第2子は半額、第3子以降全額免除というのは、乳幼児の副食費も、中学校の給食費もそのようにするという意味ですかね。ちょっと確

認です。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 幼小中切れ目のないというのは、幼稚園、生まれてその子が1子目として中学校を卒業するまでずっと1子目でいくということですね。

要するに、幼稚園で1子目やった子が小学校に入ると、いや、1子目で、2子目も幼稚園にいます。幼稚園の子が卒園して、小学校が1子目で幼稚園も1子目になるということではないです。もうずっと生まれて2子目の子は、中学校卒業するまで2子目でありということの意味合いでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） つまり、その副食費も中学校の給食費も同じ扱いではないということですね。その1子、2子、3子とかというのを数えた結果、小学校の給食費に対しては、2子目には何とか、3子目には何とかするけれども、例えば、3子目の子が幼稚園やったときに、幼稚園やこども園やったときに、その副食費を半額にしたり、全額免除にするというわけじゃないことを考えられているということですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 園に関してになりますけれども、幼稚園に関しては、今現在、保育料については第2子以降、無償にしています。その無償になる以前については、18歳、その家庭の中で、世帯の中で1子目、2子目、3子目という形で数えさせてもらって、第2子目さんは半額、第3子目以降は無料としていました。

それを受けて、来年度以降の予算化の面で今検討しているのが、それと同じように、同世帯の中での第2子目さんが半額、第3子目さんが無償という形での検討を今実施しているところです。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 保育料ではなくて、副食費の話なんですけれども、副食費がそうですか。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 保育料と同じ考え方で副食費のほうも今現在検討しているということです。

○議長（辰巳光則君） 指名されてから。

(「すみません」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） もう一回確認なんですけれども、副食費は今、どういう子供でも全部免除じゃないんですよね。ですよね。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） そうですね、副食費、主食費については無償にはなっておりません。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 分かりました。

中学校は関係ないということですね。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 中学校のほうにおいても、この部分の考え方で行っていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 中学校の給食費も、第2子、第3子に対しては幾らかの補助を出すということですか。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） はい。第2子は半額免除、第3子以降は全額免除という形です。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 分かりました。

この無償化の話の中で、町長の答弁で、受益者負担の原則からという言葉がございました。給食費が受益者負担という、給食費による受益というのは何なのか、ちょっと私分からないんですけれども、説明できますか。

義務教育の中で、給食、昼ご飯食べることに對して、それを受益と言うのかなという疑問があるんですけれども、お願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の答弁にも以前お答えさせていただいたとおりですけれども、やはり家庭においてもお昼ご飯、1人いてたら絶対お昼ご飯代はかかるものですので、そういったところで、1人目に関しては、やはり保護者さんにも頑張っていただきたいという

ころで、ただし、2人目、3人目というところで経済的な負担というところが大きくなってきますので、そういったところの支援をしっかりと図っていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ちょっとおかしいと思うんですけれどもね。義務教育で学校に来て、じゃ、昼ご飯家に帰って食べるわとか、私は受益したくないから、お昼ご飯家に帰って食べます、そんなことあり得ないと思うし、ちょっと受益者負担という考え方をもうちょっとしっかり考えていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 言葉の正しい、不適切というところの議論というよりは、考え方として、1人目に関してはそういったところで、保護者の皆様方にも努力をしていただきたいと思いますというところで、以前答弁させていただいておりましたとおりでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 考え方に違いがあるということで、それはそれでいいかなと思います。

そもそも戻りまして、給食費の無償化について、町長は、それをやる方がいいことなのか、よくないことなのか、どちらで考えておりますか。

というのは、費用はどうだからやるやらないという、そういうところじゃなくて、そもそも給食費の無償化というのは必要なことなのか、必要でないことなのか。もちろん、このほかに条件いろいろあるかと思いますが、総合的に判断して、給食費の無償化には向かうべきなのか、向かうべきでないのか、どちらでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今回もそうですけれども、いろんな無償化というところで、松本議員提案されておりますけれども、無償化する意味というところをしっかりと考えていく必要があるかなと。なぜ無償化するかという目的というところをしっかりと考えていく必要があるかなと思っております。

経済的に苦しいご家庭であれば、1子目であっても給食費というところは補助しているのが現状でございます。皆さんで払えるというか、ある程度所得がある方々でも、2子目、3子目というところは所得制限を設けずに、半額、全額免除というところを考えていきたいと思っていますけれども、1子目については、経済的に苦しいところの支援というのは既に行っているという前提で、何のためにしていくかというところが大切であるというふうに考え

ております。

子供が増えるから無償化というか、無償化するから子供が増えるわけでもなく、そういったところのなぜするかというところの議論をしっかりと深める必要があるというふうに私自身は考えております。

その中で、今回2子目、3子目というところでは、三宅町、この2子目、3子目というところが増えてきているという現状がございます。その中で、それぞれ今物価高騰でなかなか大変な家庭もございますので、そういったところの可処分所得を上げて、より2人目、3人目というところの自分たちの選択、選べるチャンスというところを増やしていきたいという思いで、こういったところの保育料も、2子目、3子目の無償化であったり、副食費の半額、無償化というところを今回らせていただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 目的をしっかりと考える、それは、非常に困っておられる方には援助しなくてはいけないというふうに私には映りましたけれども、それと、2子目、3子目に対して支援するというのは、なかなかその目的を考えた上での結論であるというように、私はあまり感じることはできませんでした。

ぜひとも、これやることは、本来やるべきことなのか、やるべきでないことなのか。やるべきことなのだったら、それはそのお金がどうこうという話ではなくて、どうやりくりするかというのを具体的に考えていくというような方向でお願いしたいと思います。

続きまして、教育長さんに回答をいただきましてありがとうございます。

その前に、町長側のほうの話で、エアコンの設置、体育館へのエアコン設置について、これは、回答いただきましたのは、次の小学校建て替えも考えているので、小学校の建て替えの時期に検討したいと思いますという回答のように私には映りました。

災害はいつ起こるか、誰も待ってくれないものだというのは明らかなことだと思います。かかる費用というのも、以前、幾らか前に質問させていただいたら、4,500万円だとか5,000万円とか、それぐらいの、一般的に体育館1個でそれぐらいというふうな話はございました。

今回、さきの質問とかでもありましたけれども、いろいろやりくりしたら三千何百万円とか、そういう話も出てきている中で、次の建設、次の学校の建て替えに検討したいと思いますというのは、何かちょっと外れているんじゃないかなと思いますが、次の建設を予定されている時期というのはいつなんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 当初予算でもご説明させていただいてまして、ご理解いただいているかなという、基金のほう、それで計画的に積ませていただいていますので、時期のほうはそのとき明言させていただいているかなと。おおよそ10年後というところで、その間に、それほど使用、体育館にするのか、また以前、広域避難で体育館、小学校を利用させていただいたときに、教室にはエアコンがございまして、そういったところ、体育館にはエアコンがございませんでしたので、小学校の教室というところを借りて対応させていただいたというところもございまして、そういったところで状況に合わせた対応というところを図っていききたいというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 知らなくて聞いているわけではないですよ。おおよそ10年先ぐらいまでこれはやらないんだという回答なのかなと思ったので、再度お聞きしているところでね。

どうせ10年後には潰すか何かするんだから、その前にこれだけのお金を投資するのは大変な話だという考え方もあるのかもしれませんが、財政なんかの状況を見守って、こんなのはさっさとやってしまうべきなんじゃないのかなと、私は感じました。

以上です。

教育長さんのほうの担当のほうに移らせていただきたいと思います。

来年度からいろいろとまた新たに進めていかれるということで、大変喜ばしいことだと思います。地産地消のという、地元の米を使うために、給食室なんかもいろいろ改良していつてということだけでも、残念ながらその米は週1回ぐらいしか出せないんじゃないだろうかなというふうに考えられているというふうに伺いました。

ちょっと細かい質問ですけれども、今の小学校の給食は、米とパン、どれぐらいの比率、週に何回米で、何回パンとか、どういうふうな状況なんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 週のうち3回が米で、2回がパンになっています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 週3回が米のうち、1回は自分のところで炊いた米を出せるようにしたいんですというふうな何か話になっていると思います。

まあ、いろいろ、人の事情とかもあるのかもしれないんですけれども、これはもっと大きく宣伝したら、いろいろ協力してくださる方とかもおられるんじゃないかなと思うので、施設的な問題が解決したら、やっぱりこの週3回のお米というのは、できるだけ地産地消のも

のにする、していくというふうな考えでいいんじゃないかなと。

パン好きな方もおられるだろうし、いろいろと食べるのもあるでしょうけれども、これ食の自給自足というか、自給率を高めるという意味で、給食にやっぱり米の比率を増やしていくというのも併せてお願いできたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 今の参考にさせていただきたいなというふうに思っています。

まず、初年度ということなので、炊飯の状況も確認しながら、来年度以降はそのことも視野に入れながら考えていきたいと思っています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

ちょっとこれ、提案させていただいたものの中に、結局、給食というそういうシステム、数量を使って、三宅町、三宅小学校を核とした町づくりというものの中に、給食を確保して、その給食で、それこそ食べるのにすごく一時的に困られる方がいたら、おられたら、そういうものを食べていただくとか、海外の基督教の国とかだったら、教会がそういう機能を果たしているというか、炊き出しじゃないですけども、そういうふうなものもある感じで、日本はそういうところがあんまりなくて、こういう三宅町なんか、小学校を核にした何かやるといったときに、そういう福祉の政策なんかも含めた形での給食の在り方というのがすごくあるかなと思います。

よその自治体でやられているところは、いや、学校の中でやる限りは、やっぱりその教育という枠に絞られてしまうので、財団みたいな、ちょっと給食センターみたいに自前で持ったそういう別の組織をつくって、そこは、住民の皆さんにも提供できるし、学校にも提供できるみたいな仕組みにしていると。

そういうふうなところまで何かこう先々考えると、なかなかやっぱり教育委員会だけでというんじゃなくて、福祉の部門であったり、産業振興という意味での農業の部門であったり、そういうところを総合的に含めて、三宅町の施策として何かそういうのを、学校給食を核にするという何か手段があるんじゃないかなと思っております。

町長、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 学校給食の導入においては、子供たちの給食というところをしっかりと責任を持って果たしていきたいというところが大前提でございます。そこを福祉目的で広

げるということは、今現在考えておりません。

そういったところでは、川鯨議員がいろんな活動、社協もそうですけれども、地域の食堂であったり、いろんな活動をされている方々がもういらっしゃいますので、そういった方々と協働しながら、行政だけではなくて、皆さんと協働しながらそういった支える仕組みというところの手を構築していくことのほうが重要であると認識しておりますので、そういった方向で町づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、あと6分で、この財政とか教育についてのもうちょっと。

松本議員。

○5番（松本 健君） 今、給食を核にしたという話の中で、やっぱり産業振興として農業振興の話もあると思うんですね。私のほうにも、農業支援という形になったときには、結局はその農産物は、市場経済に委ねたままで価格を設定して回している限りは、もうこれ以上、食料の自給とか、そういう自給率を高めるみたいなことは不可能で、やっぱり何らかの手を入れないといけないと思っています。そういうのも含めた形で、ぜひとも何か検討いただければと思います。

では、少人数学級の話もまた後ほどあれですけれども、よろしいですかね、ちょっと。

少人数学級について、まずそもそも、少人数学級はやっぱりあったほうがいいと思われるのか、あんまり、賛成なのか反対なのかというところを端的にいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） これ実は、一長一短あると本当に思っております。本当に先生によるなというふうに思っております。担任の先生が本当に適切な方がいらっしゃれば、少人数が機能を発することはあると思いますが、ただ、あまりにも少人数になった場合に、先ほど申しあげましたように、学校行事や学級集団づくりに影響を及ぼすということも考えられますし、少人数にしたことによって学力が向上するかどうかということについてもはっきりとしたエビデンスがまだ得られておりませんので、これは本当に一長一短あるなというふうに思っております。

ただ、指導が困難な状況が生まれるような場合、大人数であって先生が非常に指導がしにくいといった場合に、少人数は効果を発するということもありますので、本当に一長一短だと思っております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） また後ほど。

ちょっと時間ないので、プロポーザルのほうに進めさせていただきたいと思います。

これ、判決でいろいろ、裁判の過程で新たな事実がいろいろ出てきたと思いますが、結局何なのと言ったら、一回修正かけたのに、修正かける前の結果と、前の結果が全く残っていませんということが一番の問題だったと思います。

そのガイドラインなんかをつくられて、こういうふうに進めるというようにされたけれども、ふたを開けてみたら、結局議事録が残っていない。

これ、じゃ、もし本当にこの中で、すごく1個でも恣意的な何かがされたとしても、全く何も後からの追跡のしようがないということになると思います。

そういう意味で、もう今信頼を失墜しているんだというその危機感を持った上で、これ以降のプロポーザル審査というのを進めていただきたいと思います。

そうしたら、文書には、必ず記録を残せとは書いていないということなので、そんなことを言っている場合じゃなくて、そんなの当たり前のことでやるべきだと思います。

あわせて、こういうのを、会議録の作成を必須事項として明記していませんが、これから明確にしていきたいですとかというような返事を吐くということ自体が、私には不思議で、これよその会議とか、例えば、三河の自治会に説明しに来た、来られた何かというのに対して、記録を残しているのか残していないのかさえも、私は不安になります。特に何もなかったら説明終わりましたという、特に質問ありませんでしたというので、じゃ、記録残さないのかと。そういうふうな体制のままで、決裁もそれでされるということ自体に非常に悲しいです。

いかがでしょうか。町長ですかね。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、松本議員がおっしゃったとおり、やはり会議録をきちっと残すことは、今おっしゃったように、その会議による公平性や透明性をきちっと確保する観点からも、必ずやっぱり行政としては残すべきもの、私ども反省をしているところでございます。

今後は、回答にはそのような形で町長がしていただきましたが、やっぱりきちっとした形で、全部署に周知できるようにきちっとしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） もう時間来ますけれども、もうよろしいですか。

○5番（松本 健君） よろしいです、はい。

○議長（辰巳光則君） これで、松本議員の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず、学童保育住民訴訟判決について。

10月12日、学童保育委託事業者選定をめぐる住民訴訟に対して奈良地裁は、原告住民の訴えを棄却する判決を下しました。判決文では、社会福祉法人ひまわりを当選者と決定して審査委員会を解散した後、採点方法に間違いがあったとして審査会を開かず修正したことについて裁判所の判断を示しています。

そこでは、審査委員会を再度開かず採点を修正したことについて、採点の修正が恣意的に行われたのではないかと疑いを招くことが避けられない、当初の採点を修正せずに当初の結論をそのまま維持するかにつき検討の余地があったとして判決文の中に書かれていますが、しかし、決定の過程に瑕疵があるときは、会議終了後に審査委員全員の了承の下で、その瑕疵を是正することは許されるという相矛盾した判断が示されています。

しかし、行われた是正は、採点内容に影響しない単なる技術的修正ではありません。採点をやり直し、しかも当選者が変わるという重大な結果を引き起こす是正です。理解し難い判断と言わざるを得ません。

また、1回目の採点と集計の審査過程の記録が全て廃棄された公文書廃棄の問題は、本来、主要な争点であるはずですが、判決文ではこのことは争点から外されており、一言も言及していません。

住民訴訟では、裁判所による文書送付嘱託という手続により、監査記録が開示されました。そこには、ある委員は、奇数点の修正だけでなく、全体の採点修正を行っていたこと、奇数点の修正だけで合計15点も変わり、当選者が変わるなどということがあり得ることなのかと監査委員自身が疑念を抱いていたこと、また、採点方法の説明がなかったのであるから、奇数採点のままでなぜ駄目かという監査委員の質問があったこと、電話で修正に応じた委員は、修正された紙の採点表の現物は見えていないことなど、重要な事実が記録されていました。

この監査記録は、お互いにとって不都合なことでも事実として記録しており、役場職員の公務員としての良心であり、覚悟であり、未来です。

健康子ども課による公文書廃棄の対極にあるこの事実も記憶しておきたいと思います。

これだけ事実が明らかになっているのに、裁判所はこの問題を争点からなぜ外したのか、判決で公文書廃棄を断罪すれば、行政責任は明確となり、本件は公平な判決が避けられないので、争点から外したとすら思います。

この雑な判決に原告が納得できるはずがありません。既に原告は控訴しています。

以下、質問します。

1、この判決を町長はどのように受け止めていますか。

2、この住民訴訟で問われていることは、条例に反して審査委員会の決定を覆したこと、証拠である公文書を廃棄したことです。町長は、このことの反省を町政運営にどのように生かしていますか。

2つ目の質問に移ります。

三宅町で進む少子化について。

2016年3月に三宅町人口ビジョンが作成され、三宅町の少子高齢化の状況が明らかにされました。そして、2017年4月、奈良盆地の平野部では唯一、過疎地に指定されました。

それからしばらく、建売住宅入居者への補助金支給を中心に、移住定住促進政策が進められました。京奈和自動車三宅インターの開設を追い風に、一時期、新築戸建て住宅が町内各所に建てられて、子育て世代が移住してきました。

ところが、再び異変が起きています。三宅町で生まれる子供の数がここ5年ほど減り続けています。3月1日現在で1歳児が33人、零歳児が31人と七、八年前の水準に戻っています。また、2021年度から今年2023年度の新1年生は35人以下だったので、3年連続で1学年1クラスとなりました。

三宅小学校の未来は大丈夫なのでしょうか。

以下、質問します。

ここ5年間、一貫して子供の出生数が減少しているように見えます。全国的にも減少しているので、コロナの影響が言われていますが、原因はそれだけでしょうか。

町長の考えを示してください。

2、三宅小学校が3年連続で1学年1クラスになっています。学校運営が苦しくなっているのでは心配しますが、どのように現状を評価していますか。

3、町単独で会計年度職員の教員1名、特別支援教育のための支援員常勤換算2名など加配の予算を計上し続けていますが、人材は確保できていますか。目的を果たせるように機能

していますか。

質問は以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、学童保育住民訴訟判決についてのご質問にお答えいたします。

三宅町放課後児童健全育成事業委託事業者の選定に伴う住民訴訟の第一審の判決が令和5年10月12日、奈良地方裁判所より言い渡されました。判決は、皆様も既にご承知のとおり、原告の請求をいずれも棄却、訴訟費用は原告の負担とするとのことでしたが、原告が判決を不服とされ控訴されましたので、高等裁判所での第二審に審理が移ることとなりました。

そこで、まず1点目のこの判決を町長はどのように受け止めていますかのご質問ですが、本判決については、当方の主張が認められたものであり、裁判所の判断を真摯に受け止めています。

ただ、司法の場に移り、私の発言が今後の審理にも少なからず影響することもあり得ることから、これ以上の発言は控えさせていただきたく思っております。

また、次の2点目のご質問であるこのことの反省を町政運営にどのように生かしていきますかとの回答にも関係いたしますが、令和3年6月の松本議員からの一般質問に対する回答でも申し上げましたとおり、今回の疑惑を招く結果となった不適切な事務処理は、適正な事務手続であったと言い難く、個別対応による修正も大いに反省すべき点であったと、また、公文書を破棄してしまったことについても、事務執行のプロセスや確実性を証明できず、説明責任が果たせない結果であったものと認めることから、文書編さん保存規程の改正とともにガイドラインの策定を行ったものであり、今後も文書管理や公文書の取扱いにおいて適正な運用管理に努めてまいり所存でございます。

最後に、今回の事象を教訓とし、今後もプロポーザル方式による業者選定事務だけでなく、全ての行政事務について、不適切な事務処理により疑惑を招く結果とならないよう、決定までの事務処理プロセスを精査するとともに、ガイドラインを含めた様々な基準やマニュアルについても、見直しが必要と判断する場合は随時改訂を行い、今以上に行政事務の透明性、公平性を確保できるよう、町行政の適正な運営を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、三宅町で進む少子化についてのご質問にお答えいたします。

なお、1つ目の全国的にも減少しているのでコロナの影響が言われていますが、原因はそれだけでしょうかのご質問については私からご回答申し上げ、それ以降のご質問について

は、後ほど、教育長からご回答を申し上げます。

ここ5年間の出生数についてですが、平成30年から5年間の推移としては、平成30年が38人、令和元年30人、令和2年38人、令和3年27人、令和4年26人となっており、新型コロナウイルス感染症が社会的影響を及ぼした令和2年は妊娠届出数が減少し、その結果、出生数も令和3年、令和4年と20人台の出生数となっております。

そして、コロナに対する不安が軽減してきた昨年後半より、妊娠届出数が増加しており、令和4年度の妊娠届出数は37人となっており、令和5年度についても10月末現在で30名が届出をしています。出生数としても10月末現在で30名の出生があり、令和5年の出生数は増えるの見込まれております。

以上のことから、令和3年、令和4年と出生数が激減した直接的な原因は、新型コロナウイルス感染症への不安や緊急事態宣言などが生じる経済社会の不安定さにより、子どもを産むことに消極的になったことだと考えております。

私からは以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） それでは、私からは、学校運営は苦しくなっているのではないですか、どのように現状を評価していますか、人材確保はできていますか、目的を果たせるように機能していますかとの質問についてご回答申し上げますが、一部、松本議員への回答と重なることをご了承いただければと思います。

令和5年度公立小学校の学級編制基準においては、第1学年から第4学年までは1学級の児童数は35人となっており、また、第5、6学年については40人となっております。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和3年度から令和7年度にかけて段階的に全ての学年において1学級35人となります。

よって、特別支援学級入級児童を除いた1年生は33人、2年生は29人、3年生は27人であり、学級編制基準の35人以下であるので、各学年1クラスとなっています。

特別支援学級入級児童を除いたと申しましたが、特別支援児童については、授業実数の半数は原学級での学習となり、また、特別支援学級入級に至らない経過観察児童も少なからずおられます。

特別支援学級については、2学級であり、県費の教職員3名で対応しています。学級編制基準があるとはいえ、町といたしましても支援の必要性があると認識し、町費において特別支援教育支援員を常勤換算2名の配置を行っており、主に原学級学習での入り込みの支援を

行っております。低学年については、発達段階が未熟であり、先生方の大変さを理解しております。

町といたしましても、学校の意見を真摯に受け止め、様々な側面から支援していきたいと考えておりますが、来年度の新1年生の特別支援学級入級児童がさらに増える予定であることから、町費においての特別支援教育支援員を常勤換算2名を3名に増員を行っていきたいと考えており、人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町単独で会計年度職員の教員1名につきましては、9月15日より校内適応指導教室を設置したことによるものであります。

従来、不登校児童については、主に職員室にて管理職を中心に支援を行ってまいりました。職員室は様々な情報が飛び交う場所でもあり、その対応に疑義を抱く教職員もいたりして、児童にとっても落ち着いた環境とは言えないことから、学校として校内適応指導教室の早急な設置の希望があり、町といたしましても会計年度任用職員の配置をいたしました。

その結果、不登校であった児童3名が自分のペースで登校できるようになり、安心して校内適応指導教室での学習活動が少しずつできるようになってまいりました。直ちにこうやって効果が現れ、不登校の児童が登校できるようになることがますます期待ができます。

また、特別支援教育支援員4名につきましても、支援員3名については三宅小学校の教員であった方で、三宅小学校の実情を熟知しておられるベテランの方であり、皆さんなくてはならない存在であることを付け加えまして、渡辺議員からの一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 最初に、住民訴訟の関係の再質問を行います。

裁判の内容に関わることについては、もう係争中だから、それについては慎重に対応という回答でしたが、確認したいことがありますので、もし答えられるのであれば、答えていただきたいということで質問します。

1つ目は、住民訴訟の中で、裁判所の指揮により開示された監事監査記録、これは本当に内容を読むと、役場の職員の良心、希望、役場職員として成すべき義務は果たすという気持ちがあって書かれているなというふうに感じました。

この監査記録、もちろんさっき町長もおっしゃいましたが、プロポーザルの過程の記録を破棄したということはあってはならない行為ですね。公平性、公正性を証明することができない事態になってしまったという議会での答弁、紹介されましたが、もう一方で、こ

の監査記録はとても重要な、今後の町の運営にとっても重要な記録であるというふうに私は思っています。

町長は、この監査記録については、監査報告書が出された時点で確認していたんでしょうか。答えられるのであれば、答えていただければ。

○議長（辰巳光則君） 休憩にしましょうか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 暫時休憩します。

（午後 時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、ここで休憩を解いて、再開とします。

（午後 時 分）

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 質問が、見たときの所感というところですかね。

そういったところ、これも含めて裁判所に提出をさせていただいて、裁判官がこれを見ながら審査したということで、その結果については重く真摯に受け止めるという先ほどの回答どおりでさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 聞きたかったのは、確認されましたか。監査報告書が出た時点で、町長もそれを確認しましたかということなので、判決文は私も見ていますし、町長も見ていますけれども、そのもともとの文書ですね。出た時点で確認したんですかという。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 確認していると、記憶は曖昧で、ちょっと確定というところはないですけれども、確認して、そのような指摘事項というか、改善すべきところというところで、これを見ながら、まず、ガイドラインだったり、文書規程の変更というところを行ったと。

あとは、このような指摘の重要事項でやはり指摘されているところで疑義が生じているところというところは、それを基にいたしながらガイドライン等々の改訂というところにはつなげていくというふうに認識いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 監事監査報告書は非常に、私は行政運営にとって重要な文書だと思っ

ています。そういうふうを確認した上で、どこが問題だったのかというのを生かしていくという意味では、町長がその時点でやっぱり見てするというべき文書であったというふうに思っていますので、そうであればいいと思います。

もう1つ、関連して質問なんですけれども、あれはただならぬ事態であると、行政手続が一応、一旦決まって、採点修正して、採点修正しただけで終わっていただければよかったけれども、1位がひっくり返ってしまった。そうすると、この過程が本当に公正に行われたのかということ証明しなければいけないんだけど、証明する文書が失われてしまっていたと。

これは大変だという認識を当然持たれていたと思うんですけれども、そうだとすれば、行政担当部局のみならず、当局からやっぱり先頭になって、全庁を挙げてこの問題については解決しなければいけないというふうに真相究明の指揮を執るべきではなかったのかというふうに感じるんですが、と思いますが、町長はどう考えますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるように重く受け止めて、しっかりと今後の対応というところに重きを置いて、今回の改正というところ、まだまだ足りない部分もあるかなと思い、ご指摘、先ほど松本議員からもありましたけれども、しっかりとしていく、改訂も含めて、今後も随時必要に応じた対応というところをしていくということが重要であるというふうに思いまして、このような失敗した部分というか、反省すべき点を反映させたガイドラインの策定等を行うところでございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 今後、こういうことが起きたら、町長が先頭になって、全て真相究明やるというふうに教訓を思っしてほしいというふうに思います。

やっぱり、町長がそれだけの強力な権限を持っているわけですから、部局が何か取り落ちていたら解明すると、全ての資料を出せと、出ていないと、処分してしまったと言ったって、ほかの復元の方法はないのかとか、やっぱりそれは最も強力な権限を持つ町長が動かないと介入できない部分というのはやはりあるんじゃないかというふうに思います。今後の教訓としてください。

もう1つです。

判決では触れていないんですけれども、町長もおっしゃったように、文書の保存、編さん保存規程も改訂されています。この改訂された内容というのは、公文書の内容を具体的に指定して、恣意的に廃棄できないようにするという意味で、非常に具体的に規定している、具

体的に明らかにしている、そういう内容だというふうに私は理解しています。

問題が発生した場合も、このガイドラインに沿って、条例に基づいた対処をなさないと、例外はありませんと。条例では、審査会で修正する場合は審査会でやりなさいということになっているから、再度審査会を開いて、そこでどういうふうに対処するかも審査委員会の委員の協議で決めなさいというような書き方がされています。

現在、それがちゃんと生かされて運用されているかということなんですけれども、先ほど、松本議員の質問に対して、もうちょっと、よく分からなかったんですが、例えば、審査委員同士の協議の記録がなかったこと、文書保存規程では審査委員の相互の、文書保存規程ではないですね、ガイドラインですね、ガイドラインでは委員会同士の論議の内容も記録しなさいとなっていますけれども、それが残っていないというのは、例えば、審査委員同士の論議の時間も設けたけれども意見がなかった、最低、あればそのような具体的な記録が必要だと思うんですけれども、そういう意味で生かされていると言えるのでしょうか。質問です。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） すみません、ガイドラインのほうには、もちろん、松本議員のとき回答させてもらったとおり、会議録を云々というのは、私が見た限りではなかなか明記までしていなかったようには思っているんですが、そういう問題ではなくて、松本議員おっしゃったように、行政が扱う事務として、それはやっぱり書いているから書いていないからの話ではなかったと私も理解しております。

今回は、保存する文書につきましては、渡辺議員がおっしゃったように、ガイドラインと文書保存編さん規程のほうに、適切に5年間きちっと保存しなさいということで載せておりますので、その辺も2年前の事象以来、プロポーザルを行うにはその点を注意しながら、ほかのことも留意しながらやっていこうと考えています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 私もちっと具体的にそれを見ているわけではないので、具体的なしつかりとがあって、公文書をきちんとつくる、ガイドラインや保存規程に基づいてきちんと作るというのは、住民と行政の信頼関係をつくり上げていくための積極的な作業だと思うんです。何か問題が起きたとしても、逆に言えば、行政職員を守る資料にもなるわけですから、言われたから書くではなくて、住民に対して公正さをちゃんと説明する。こういう論議を通してこういうふうにされましたということで責任も明らかにしていく。それが誰も開示請求

しなくて、埋もれたままで終わってしまうことがあるかもしれないけれども、でも、そういうものを作っていくという組織の文化を醸成していくことができます。

そういう意味で、受け身ではなくて、積極的に開示して、住民との信頼関係をつくり上げていくというそういう文化をぜひつくっていただきたいというふうに思います。これは要望です。

引き続いて、2つ目の質問について質問します。

出生数の件については、ちょっとまあ、もう数年様子を見て判断したいと思います。

小学校のことです。

少人数学級について、教育長、一応現場を見ておいでなので、それは理由があつてのお話だと思います。

ただ、現状の小学校の1年、2年クラス、これ学年ごとに波があるので、落ち着かない学年とか、割とまとまる学年とかいろいろありますけれども、やっぱり今、1年、かなり大変だなという印象を持っています。

そういう状況から考えると、そういうようにケース・バイ・ケースではありますけれども、ちょっとこれ1学年1学級でこのまま6年間維持していくのは大変だよなど。一番思うのは、相性が悪い子どもたちが分けられない。ずっとこう積み重なって、矛盾が蓄積していく。そういう意味で考えると、やっぱり子供たちに安心して学べる環境をつくっていくという意味で、全部の学年やるのかやらないのか、そういうところはいろいろ判断しながらでいいと思いますけれども、この学年、ちょっとやばいなというところは、2学級を何とかつくるというふうに取り組むことも子供たちのためではないかなと思います。

三宅町では、もともと予算として町教育、教員免許を取った、持っている教員の担当分野の採用、まあ、会計年度職員という限定つきですけれども、それでおっしゃるような、応募してくださるような人が確保できるかという問題はあると思いますが、そして、状況によっては1学年2学級ということも検討すべき課題ではないかというふうに思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおりであります。ケース・バイ・ケースだと思っていますし、学校長の判断で弾力的運用ということは、国の法律を超えてそれはできますので、それはあり得ることだと思っています。

本当にいい人がいらっしゃれば、2つのクラスにする方法と、もう一つは、1つのクラス

に2人の担任を入れるという方法もできますので、これは本当に校長先生との協議の結果、弾力的運用ということは教育委員会も伴走していききたいなというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） それに関連して、幸いこの9月から、教員資格を持った方の採用ができて、さっきの答弁で、不登校の子たちの支援が独立してできるようになって、かなり早速成果が出てきているという話でしたけれども、三宅、教員資格を持った会計年度職員の給与というのは本当に低いですね。二百数十万円。教育長おっしゃるように、教員の今採用は非常に難しい。普通に、そうじゃなくても普通の教員資格、会計年度職員じゃなくてという。教員として募集してもなかなかできない状況で、二百数十万円で募集し続けるのはちょっと、最初からスタートが切れない状態になっています。

せめて県が講師を募集するぐらいのレベルに引上げて、それでも正規職員ではないから、壁があるみたいな状況になっていると思うので、二百数十万円じゃなくて、せめて県の講師レベルの、これが何ぼか分かりませんが、そういう所得を上げて、もうちょっと募集しやすいような仕組みに変えるということは検討できないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 9月15日から会計年度任用職員を採用させていただいたというのは、募集をしたわけではないんです。実際、今の不登校支援に対するこの支援員さん、会計年度任用職員さんは、7月末まで代替の、育休の代替、県費が用意した育休の講師の先生に校長がお声かけをさせていただいて、ちょっと本人様のご指導もありましたので、一応9月15日からなら引き受けてもいいですよということで、もう教員のOBの方を校内の適応指導教室に配置させていただいたということになります。

教育委員会のほうで、今、会計年度任用職員は、一般職員の給与の予算部分を総務課のほうでご準備していただいていますので、それを活用させていただいたという形になるんですけれども、会計年度任用職員のほうは、やはり人事部局のほうになりますので、そういった要望もしていきながら、また検討をしていただきたいというのが教育委員会の立場でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、あと2分ちょっとです。

○6番（渡辺哲久君） はい。再度。

○議長（辰巳光則君） はい。

○6番（渡辺哲久君） ぜひそういう検討をしていただきたいという、子供たちの安心のため

に使える意味のあるお金だと思いますから、ぜひ検討していただきたいと思います。

さっきの説明の中でも、障害児に対する支援の先生、4人の方のうち3人が三宅小学校の教員出身の方々と、その方も、三宅小は、さっき今説明された方も、三宅小学校の教育に共感して、あえて低い賃金でも働いてくださっているという現状だというふうに伝え聞いていますので、やっぱり三宅小学校の教育に対する共感が、この低い給料でも頑張っただけで応援してくださっているということだと思います。

三宅小学校の教育というものはこういうものなんだと、何を目指して、子供たちをどういうふうに関心しているのかというその成果がね、最後は人を呼びというふうに思いますので、これからも三宅の教育長、局長、学校長頑張ってください、さっきおっしゃったコミュニティ・スクールという話で、地域の支えも取り入れるということで、私たちも見守っていききたいと思いますので、ぜひ、本当に心より三宅小学校の教育をつくるために頑張ってくださいというふうに思います。

質問は以上です。終わります。

○議長（辰巳光則君） これで、渡辺哲久君の一般質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） ここで暫時休憩に入ります。この時計で35分に再開いたします。

（午後 0時 分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解き、再開したいと思います。

（午後 0時35分）

◇ 川 鰭 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 次に、3番議員、川鰭実希子君の一般質問を許します。

3番議員、川鰭実希子君。

○3番（川鰭実希子君） 私からは、M i i M oの施設修繕料は1社見積りの随意契約でよかったのか、そういう点について質問いたします。

2021年12月にオープンしたM i i M oは、安全性について議会から滑り止めをつける等の要望書が提出され、翌年度にテークアウト支援を目的としたM i i M o食堂のウッドデッキ工事と併せ、大階段の滑り止め工事を行いました。工事は3本に分けられ、①M i i M o食堂のウッドデッキ、予定価格は118万8,000円に対し、施工額118万2,500円、甲村ハウジング

施工、②大階段の滑り止め、予定価格91万715円に対し、施工額75万8,930円、株式会社ホリコウ施工、③ウッドデッキ滑り止め、予定価格35万4,200円に対し、施工額28万2,230円、株式会社ホリコウ施工となっています。

地方財政法第4条は、地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと規定しています。

また、三宅町契約規則第16条では、随意契約ができるのは工事請負費においては予定価格が130万円を超えないものとされており、さらに、なるべく2人以上の者から見積書を提出させなければならないとされています。

つまり、地方財政法第4条の規定が根本にあり、契約は極力安価に締結するよう定められているわけです。ですから、まず、一般競争入札というのが基本で、その例外として指名競争入札があり、さらに例外として随意契約が認められていると考えることができます。

その場合も、見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の業者から見積書を提出させなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるものについては、この限りではない。つまり1社からだけ見積りを取ることでよいとされているわけです。

そこで質問です。

(1) 上記の契約に関しては、3本とも1社随契でした。当然契約の起案文書には1社随契にした理由が記載されているはずですが、それはどのようなやむを得ない理由でしたか。

(2) ②の大階段の滑り止めについては、安全性確保のために急いでいたという理由があったのかもしれませんが、①と③のウッドデッキとその滑り止めについては一体の工事とするのが自然と考えられます。そうすると、予定価格が130万円を超え、競争入札がふさわしいと考えられますが、どのように考えていますか。

(3) 議会は、2021年12月17日付で安全対策の要望書を提出しています。急いでいた割には完成が翌年9月になったのはなぜですか。すぐに事務作業にかかっていたら、複数業者からの見積りを取る時間的余裕があったのではないですか。

また、安全対策はあれで十分とお考えですか。

(4) 私がこのような質問をするのは、1社随契が安易に結ばれているのではないかと危惧するからです。別な言い方をすると、三宅町の財政規律に緩みを感じるからです。

住民からの切実な要望である、例えば石見方面のトイレ設置や駐輪場の屋根の設置に対しては、タウンミーティングなどで度々住民から出される提案ですが、けんもほろろです。

例えば、各課が既存の経費を５％マイナスシーリングで予算組みすれば、こうした住民要望をかなえることは可能ではないでしょうか。カタカナの多い新規事業より、よほど住民から喜ばれると思います。

町長のお考えをお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川鯨議員の一般質問にお答えいたします。

M i i M oの大階段は、設計思想を具現化する上でのシンボリック的な位置づけの下、オープン当初から地域住民の方をはじめ、町内外の多くの方々に親しまれており、また、そのデザイン性においては建築業界から高く評価を受けているところでございます。

他方、一昨年12月に、安全面の懸念から対策を求める要望書が議会より提出されたことを受け、その後、速やかにM i i M oの設計に携わっていただいた建築士や施工会社等へ相談をしながら、安全面はもちろんのこと、大階段の構造や意匠への配慮、経済合理性のみならず品質確保等の特殊事情も勘案しつつ、具体の検討を重ねてまいりました。

その結果、昨年６月議会において必要な予算をご承認いただいた後、同年７月までにM i i M o運営委員会内において議論をいただき、同委員会での合意を得た上で、同年９月に大階段の滑り止め工事を実施いたしました。

また、M i i M o食堂のウッドデッキ新設工事につきましては、大階段の安全対策とは出自が異なり、M i i M oのアメニティー向上の一環として昨年度当初から検討と協議を重ね、その結果として新設に至ったものであり、昨年12月までに新設の工事が一旦完了いたしました。が、大階段と材質が同一であることから、安全面への懸念と事前予防の観点から、本年２月に急遽滑り止め工事を追加で実施いたしました。

以上が、時系列に沿った各工事における背景ですが、関係法令や関係規則の各規定に照らし、前述の個別事情に鑑みれば、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号（工事等の施行上の経験、知識を特に必要とする場合や現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合）の適用が本来妥当なところですが、各工事の予定価格がいずれも本町の契約規則第16条で定める契約額の範囲内であることから、本町の随意契約ガイドラインの規定にのっとり、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号（少額の契約）を優先適用して随意契約を締結していることから、各工事における事務手続は関係法令等の各規定に準拠し、適切に執行されたものと認識しております。

なお、M i i M oの施設全体に関わる安全対策のほか、アメニティー向上や防犯対策等に

についても、今後もM i i M o運営委員会において大階段の追加の安全対策の必要性を含め、検討と協議を継続して進め、必要に応じて対策を講じる所存でございます。

最後に、本町といたしましては、財政運営の健全性を保持するため、財政規律を念頭に置きながらも予算編成方針に沿った機動性と柔軟性の高い予算を策定し、ビジョンの実現に向けた各種施策を鋭意進めるとともに、議員お述べの一般競争入札が契約方式の原則であることを改めて肝に銘じながら、今後も引き続き適正な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） 私は、毎回この一般質問をするときに、町長が答弁しやすいように、質問を（１）、（２）、（３）などと区切ってしているわけです。

ところが、残念なことに、常に質問と回答が１対１対応にはなっておりません。毎回、本当に残念です。はぐらかされているというのが率直な感想です。

なので、今回はどうしてもきちんと答弁していただきたいので、改めて１つずつ聞かせていただきます。一問一答でお答えください。

（１）３者とも１社随契でした。当然その契約の起案には、１社随契にした理由というか、せざるを得ない理由が記載されているわけです。原則は、複数社からの見積りを取ることですから、なぜ１社随契にしたのかということは書かなければ、起案の体を成さないと考えられます。

それで、それぞれ３つの起案があるはずなんですけれども、この起案に載っている、起案文書に載っているやむを得ない理由というのを３つともお答えください。

○議長（辰巳光則君） どなたが回答されますか。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 先ほど、森田町長の答弁にもありましたように、事情としては特殊事情ということがありますので、本来は、いわゆる業随契に基づいて契約を締結するのが本来の筋道というところなんですけれども、それぞれの工事価格が今回、１号随契の範囲内ということになりましたので、両方の１号と２号が併合した場合は、ガイドライン上は１号を優先しなさいというような規定がございますので、そのガイドラインの規定にのっとって、１号を優先的に適用させていただいたというのが少額の随契という形になっております。

それぞれの随意契約理由の中にも、1号随契は、理由として、契約を締結させていただきたいというような随契の理由書を一点つけさせていただいておるところでございます。

○議長（辰巳光則君） 多分、そういう金額的なお尋ねは違う。やむを得ない理由、この1社随契にしなければ駄目なやむを得ない理由というのを聞かれていると思うんですけども。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 申し訳ございません。

このやむを得ない理由というのも、先ほどの町長の答弁にありましたように、その安全性はもちろんのこと、大階段の構造とか意匠への配慮、経済合理性のみならず、品質確保等のこちらも勘案しつつしなければいけないということの特殊事情という、これが理由なんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） 最大譲って、大階段というのは、かなり特殊な構造かなとは、素人の私でも想像がつきます。

それで、この大階段の滑り止めという工事を請け負ったのが株式会社ホリコウというところなんですけれども、原課に事前に問い合わせたところ、このホリコウというのは大階段を施工した業者ですよね。そうですね、まず、そうですね。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） ホリコウさん、大階段そのものの施工は森組さんになっております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） ちょっとすみません、私の聞き方が悪かったのか、私が事前にちょっと原課に問い合わせたときには、事前の説明というのは、その大階段は特殊な構造なので、どこに、何というんですか、柱が入っているかとか、補強の耐力壁みたいなものですね、が入っているかというのは、やっぱり施工した業者じゃないと分からないので、そこに滑り止めをつけるにしても、その内部的な構造が分からないとちょっと難しいのでみたいなことですね、だからそれはホリコウさんに頼んだというようなことを伺っているんですよ。

それは、それなりに、もしそうだとしたら、理由として成立するのかなという感じはします。

でも、例えば、Mi i Mo 食堂の、ああ、逆かな。Mi i Mo 食堂のウッドデッキというのは、申し訳ないけれども、割とどんな業者でも、下手すると、ちょっと器用な方だったら日曜大工でも作れそうなものだと思うんですよね。失礼な言い方になってしまって、すみま

せん。

でね、だからどうしてもこの甲村ハウジングというところじゃなければいけない理由というのは、当然、ほかからは見積りを取らなくて、ここ１社にピンポイントで限定した理由というのはあるはずなので、それをお答えいただきたいんです。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません、先ほどの大階段の施工の中で、森組さんが受注されて、施工されている中で、すみません、恐らくですけども、甲村ハウジングさんの下請けで入っておられたというところの経緯を踏まえて、ウッドデッキの申請につきましても、大階段を請け負っていただいた甲村ハウジングさんのほうに直接ご相談差し上げて、工期的な面を含めてなんですけれども、効果的に考えまして、甲村ハウジングさんをお願いするのが適任だろうという判断の下で、実施に至ったというふうに理解しております。

○３番（川鰭実希子君） それで、後半は。

だから、ウッドデッキのほうを——えっ、ウッドデッキは甲村ハウジングになった理由という……

○議長（辰巳光則君） 今、最初の大階段のところ、それをやったので、ウッドデッキも甲村ハウジングにするのが妥当やという判断。

○３番（川鰭実希子君） ああ、はいはい。

○議長（辰巳光則君） まあ、川鰭さんの言われている１社随契に、なぜそこしかあかんねんというのの答えかというふうになっているかどうかはちょっと分かりませんが。

川鰭議員。

○３番（川鰭実希子君） まあ、その判断は皆さんに委ねますけれども、私はなっていないと感じました。

でも、これをやり取りを続けていっても延々切りがないので、次に移ります。

２点目の質問です。（２）です。

その大階段の滑り止めについては、議会からの要望もあり、安全性確保のために急いでいたという理由があったと思いますが、そのウッドデッキと滑り止めについては、先ほど町長の答弁では、まずウッドデッキを造ったよと。それは、アメニティー向上の一環として、昨年度当初から検討と協議を重ねて新設に至ったと。

それで、それが一旦終了してから、安全面の懸念として、当滑り止め工事を追加で実施し

たというのは、何かいかにも、申し訳ないけれども考えが浅いなと思わざるを得ません。

やっぱりもうちょっと仕事なんだからね、大階段滑り止めつけてくださいねという議会からの要望が出ていて、それを6月の補正で上げて、それを9月でやっています。それと同じMi i Moという建築物に対する、そこをウッドデッキを造ることで食品を受け取りやすくするためのものだということで、その検討を同じ課です、同じ1つの課でやっていた。当然同じ人がやっているんですよ。そうしたら、当然、そこに滑り止めが必要だよねという発想になぜ至らないのかなと。

一体にすれば、130万円を超える。

うがった見方をすると、入札文化がないんじゃないんですかね、政策推進課には。だから、極力入札を避けたい。なので、こういうやり方をしたと言われても仕方ないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません、あくまでもご指摘の部分は、ある意味、結果論のことについて、それ蓋然性があるという捉まえ方もありますので、いたずらに当課のほうでもともと予定した工事を分離発注したとか、そういう意図は全くございませんので、その部分につきましては、そのような形で答弁させていただいて、ご理解いただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど答弁させていただいたように、今、部長からもありましたけれども、川鰭議員がおっしゃるとおり、基本的には一般競争入札というところが原則であるということは認識をしていますので、そこをしっかりと認識をしながら事務というところは、その点、今後も適切な事務執行というところは努めてまいりたいというところで、補足として回答させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） あの、この何と言ったか、竹谷部長がおっしゃった、もともとね、そういうつもりはなかったというのは本当そうだと思います。そこを疑っているんじゃないんです。

そうじゃなくて、だからこそ駄目なんです。本当はそこまで考えて仕事というのを組み立ててもらわないと。そのウッドデッキを造る、安全なウッドデッキを造る、そのために何が必要かというのをちゃんと考えた上で、ウッドデッキというものを発注していただかない

と困ると思います。

別にね、分離発注することで安くしようなんていう思惑はなかったと、私はそうは思っていないですよ。そうだったんだろうなと思います。でも、結果論というのは違うと思います。結果論じゃなくて、そこまで結果というか、仕事というのをプログラムして、組み立てて今後やっていただきたいと思います。

なぜかと言うと、組織……まあ、いいや。

何よりも問題なのは、1社にピンポイントで見積り取ればいいというその発想ですね。それを改めていただきたいと思います。

そうじゃなくて、ちゃんと三宅町の契約規則の第16条その2にもね、随契の方法による、さっき言ったので、もう言いませんけれども、なるべく2人以上のものから見積書を提出しなければならない、こちらが原則なんです。ここはお願いします。今後はこういうことがないようにお願いします。

それで、次、ちょっと時間も迫ってきたので、(4)のほうに移りたいんですけども、(4)の質問の、私が一番言いたかったことは、住民要望がいろいろ出てきますよね。もちろんこの現代社会において、住民の要望を一々全部なんてかなえられる自治体、どこにもありません。何にでも応えるべきだなんて誰も思っていないと思います。

ただ、その住民要望を断る際に、よく役所の側から言われるのは、補助金が見つからない、そういう制度がないから。

でもね、よく考えてほしいんですけども、補助金がつけばやる、つかない事業はやらないというのは、根本的におかしくないですか。だって補助金というのは、国が地方を政策誘導するためにつくっているものなんですから。地方自治の精神に全く反する発想ですよ。

だから、もちろんね、全国一律のサービスを受けられるようにという補助金はあります。でも、それに上乘せして、国がこういう方向に誘導したいということでつくられている補助金もたくさんあるわけです。それに一々乗っかっていったら、国のコントロールに置かれていて、もう自治体の自治の文字が抜けますよね。だから、そういう補助金がつくからやる、つかない事業だからできないじゃなくて、今日、何人かの議員からも似たような質問出ていますけれども、三宅町の町民にとって必要な事業というのを、ちゃんと皆さん住民の声に耳を傾けて聞き取ってほしいと思います。

そういう事業であれば、補助金が見つなくても、ここの人たちがこんなに困っているのならやりましょうという、それこそが自治体だと思っています、私は。

町長のお考えをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川緒議員おっしゃるとおりで、もちろん補助金がつからないからやりませんという回答をしたところというのはほぼないかなと。

例えば、石見のトイレの問題であっても、補助金つかないからやりませんという言葉は一切、僕も発言はしていません。住民さんに言ったところは、維持管理をどうするのか、そのときの経常経費をどうするのか、どういった利活用の目的をしっかりとつくるのかということところが大事だから、そこがない間は今はできないということで回答させていただいて、まだまだ話合う余地がありますということで話をさせていただきました。

また、おっしゃるとおり、単費でも必要な事業はやっていくべきだというふうに思っています。その思いがあって、お買い物券も単費で、そう思って計上させていただいたり、これ、住民さんの生活が苦しいというところで、しっかりと早急に対応したいという思いから、単費でも事業というところをしっかりとさせていただいて、優先度高いところは単費でもやりくりをしながらやっていくと。

例えば、舗装のところも要望が非常に多かったです。今までなかなか補助金ありきで単独ではなかなかできていなかったですけども、過疎債を充当したりしながら、別の予算の枠を確保して、要望の高かった舗装のところというところも、今どんどん進めるようにしているところもありますので、単独でもうまく財源をしっかりと取れるという形でしながら、国の制度も、国の制度にやられるのではなく、国の補助もうまく使いながら、自分たちのやりたい施策というところを、単費も含めていろいろなことを検討しながらやれることをしっかりとやっていくということが必要であると。それこそが、川緒議員おっしゃる自治であるというふうに考えておりますので、そういったところの思いは共通かなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○3番（川緒実希子君） 町長自身は、補助金がつからないからやらないという言い方はされていないかもしれませんが、でも、タウンミーティングのときなんかで、この石見のトイレの問題が出たときには、町長、先ほどおっしゃったことはおっしゃいましたよ。維持管理どうするのか。でも、最後に放った一言が、クラウドファンディングやったらどうですかと言ったんですよ。覚えていますか、クラウドファンディング。

町がクラウドファンディングやったって、全然お金集まらないじゃないですか。そんなの

無理ですよ。石見の住民にクラウドファンディングでトイレ造る経費を集めろなんて。そういういい方はしないでほしいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 行政もそうですけれども、やはり共感を生まないと、応援してくれる人をつくらないと継続はなかなか難しいかなというふうに思います。クラウドファンディングというのは1つの手法であって、行政としても、そこをガバメントクラウドファンディング、協力するとか、行政の制度を使ったクラウドファンディング等と協働しながらすることも可能ですし、様々な一手法としてご提案申し上げて、自分たちでもやはり財源を確保する、行政等も、行政もそれを支援しながら、バックアップしながら、伴走して実現に向けてやっていくということが必要であるということで、1つの手法として提案させていただいたところでございます。

それをしなければならなくて、そういった手法もあるので、今後一緒に検討してまいりましょうという趣旨で発言をさせていただきました。

○3番（川鰭実希子君） 最後、最後。

○議長（辰巳光則君） 川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） この間、議員になって今5年目なんですけれども、その間やり取りしていてすごく思っているのが、何か町長の発想の中には、先ほどどなたかの質問でもありましたけれども、新自由主義的な考えがすごく濃いような気がします。自己責任とかね、言いませんよ、僕は言っていないと思うんです。

でも、例えば、受益者負担とか、そういう言葉の使い方の中に、すごく新自由主義的な発想を私は感じます。

だから、役場が伴走をというのも聞こえはいいけれども、住民の側にもそれ相応の負担はしてねという発想ですよ。町が何かやるではなくて。だから、次の議会的时候には、一般質問でこれについてはもうちょっときちんと議論を組み立ててきたいと思うんですけれども、そういう発想だけでは、もうこの国はもたなくなっているというのが私の感想です。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ご回答は。

○3番（川鰭実希子君） いいです。

○議長（辰巳光則君） お答えしなかったのは、いいですか。

分かりました。

これで、川鰭実希子君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、加齢性難聴者への補聴器購入助成について伺います。

この加齢性難聴者への補聴器購入助成は、現在199の自治体は何らかの助成をしています。奈良県でも斑鳩町、三郷町、桜井市、香芝市が実施しており、河合町は来年4月から導入するとの話を聞いております。

補聴器購入助成について、私の一般質問に、令和2年12月議会の答弁では、来年度、後期高齢者健診の際に対応したい、令和3年9月議会では、12月の議会で答弁いたしましたように特定健診等にて実施する予定としておりましたが、新型コロナワクチン接種の実施を優先し、健診の実施期間をワクチン接種が落ち着く時期に移動しましたので、健診の際に調査を行う予定としております。難聴が認知症の危険要因であることは、厚生労働省の新オレンジプランにも記載されており、難聴と認知症の関係のエビデンスが蓄積されていることから、平成30年度より、補聴器適合に関する診療情報提供書の活用により医療費控除が受けられることが厚生労働省、財務省により承認されております。まずは、この制度について住民の皆さんへの周知を図り活用したいと考えます。また、加齢性難聴の補聴器購入費用への助成については、このたび、町村会より奈良県に対し制度設計に対する要望が出されますので、今後は町村会と県等と協議が進められると考えておりますと答弁されています。

特定健診時の調査の結果はどのようになっていますか。

また、補聴器適合に関する診療情報提供書の活用により医療費助成が受けられることが厚生労働省、財務省により承認されていると答弁されています。住民への広報はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

次に、国保証・後期高齢者医療証についてであります。

来年秋に、国は国民健康保険証・後期高齢者医療証を廃止すると言っています。マイナンバーカードの取得が三宅町でも進んでいます。今日、現在マイナンバーカードの取得数は幾らで、取得されていないのは幾らになっていますか。

国民健康保険証とマイナンバーカードの取得率は幾らになっていますか。また、マイナン

バーカードを取得はしているが、国民健康保険証と連携されていないのは幾らになっていきますか。

町は、今後どのように対応するのでしょうか。

また、国民健康保険の基金、令和4年度決算で8,747万円になっていますが、基金の使い方について、町長の所見を伺います。

次に、介護保険料についてであります。

11月3日の新聞に、介護保険料について厚生労働省は、65歳以上の人の介護保険料について年間の合計所得410万円以上の目安に引き上げる検討に入ったと報じられています。また、階層も13段階を示しています。

来年度からの三宅町の介護保険料は幾らになるのか、階層はどうするのか、町長の所見を伺います。

最後に、決算余剰金についてであります。

決算余剰金の使い方について、地方自治法、地方財政法ではどのようなになっているのか説明してください。

以上で、一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、加齢性難聴者への補聴器購入助成についてのご質問にお答えいたします。

最初に、医療費控除の住民への広報はどのようになっていますかについてご回答させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、医療等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、一般的に支出される水準を著しく超えない金額は医療費控除の対象となりますが、補聴器が診療等のために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づく必要があることから、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、補聴器適合に関する診療情報提供書により補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合に限り、当該補聴器の購入費用は医療費控除の対象となります。

しかし、この制度については、住民の皆様への周知は行われていないのが現状でありますので、今後、確定申告時期に合わせて啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、特定健診時の調査の結果はどのようになっていますかにつきましては、以前

の議会での回答で、特定健診等にて実施する予定としておりましたが、現時点において新型コロナワクチン接種が続いており、接種を優先していることから特定健診時での調査ができていないのが現状でございます。

今後につきましては、役場窓口における軽度・中度難聴者への対応として窓口用軟骨伝導イヤホン導入の検討、また、補聴器購入助成につきましても県内の実施市町村等への情報収集を行いながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、国民健康保険証・後期高齢者医療証の廃止についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和5年11月15日時点の三宅町国民健康保険被保険者総数1,430人中、マイナンバーカード取得者は1,063人で取得率は74.3%となっております。そのうち、国民健康保険証との連携が完了している被保険者の方は776人で、マイナンバーカードを取得されている国民健康保険被保険者の73.0%となり、残りの被保険者は連携されていないということになります。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化された場合、カードに格納された服薬等の情報を基に、医師が適切な医療を提供することができるほか、健康保険証や限度額認定証などが一元化されるため利便性も向上いたします。

その一方で、健康保険証の廃止によって、被保険者の方が医療機関を受診する際に混乱が生じないようにすることも大変重要でございます。

健康保険証廃止後の経過措置の実施や、諸事情により手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療を受ける際の手続等についても、引き続き国の動向を注視しながら遺漏なきよう対応してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険財政調整基金については、県内保険料水準の統一により保険料軽減目的の法定外繰入れ等が解消され、被保険者の健康保持増進と医療費適正化を図るための保健事業に活用するほか、喫緊かつ重大な運営課題について重点的な取組が必要な場合や、様々な要因で保険料収入が予想外に落ち込み減収となった場合の財政調整を行うための最後の安全弁と考えております。

具体的な施策については、今後、国民健康保険運営協議会をはじめ、幅広くご意見を頂戴しながら、有効な活用策について検討を進めてまいります。

続きまして、介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

現在、介護保険制度の負担増に向けた議論が厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会

の介護保険部会で進められております。報道などによると、65歳以上の高齢者について、給与や年金などの年間所得水準が高い人たちの介護保険料を引き上げる案が示され、年末までに具体的な所得水準などを固め、来年度の制度改正での実現を目指すとされています。

本町におきましても、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画の策定に着手しており、介護保険事業計画等策定委員会の中で、来年度以降の介護保険料基準額や所得段階について検討を進めているところでございます。

本委員会では、少子高齢化に伴う介護費の膨張や介護職員の処遇改善など、将来的な介護保険制度を維持するための国の制度改正を踏まえ、国が所得別に示す13段階の基準案を参考に保険料基準を設定する方向性を示しております。

しかしながら、65歳以上の第1号被保険者の方にご負担いただく介護保険料については、少なからず高齢者への生活への影響も伴うことから、介護給付費準備基金の活用や中長期の財政状況を考慮しつつ、慎重に検討を進めてまいるところです。

引き続き国の制度改正の動向や他団体の基準等を注視しつつ、本町におきましても適切な介護サービス見込み量等の算定を行い、保険料の設定に努めてまいりたいと考えております。

最後に、決算余剰金についてのご質問にお答えいたします。

池田議員におかれましては既にご承知のこととご拝察しますが、毎年度の決算調製に伴い生じる決算剰余金につきましては、地方自治法によれば、翌年度の歳入に編入しなければならないとされています。

また、地方財政法によれば、その決算剰余金のうち2分の1以上を基金へ積立て、または地方債への償還の財源に充てなければならないとされております。

以上を踏まえ、本町としても各法の規定にのっとり、決算剰余金の適正な取扱いに最大限留意しつつ、将来に必要な積立ての財源として基金等に充当しているところでです。

以上で、池田議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、再質問をしたいのは、今答弁があった決算剰余金についてであります。

それで、地方自治法によればということで、翌年度へ歳入に編入しなければならないだけ書かれておるんですけれども、地方自治法の第233条の2条はどのようなになっていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 翌年度の歳入に編入しなければならないとされております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） もっと詳しく調べる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

地方自治法第233条の2については、歳計剰余金の処分ということで、各会計年度において、決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、または、地方自治法公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さなければならない基金に編入することができるというふうになっています。

そして、次に、地方財政法については、どのように書かれているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 決算剰余金のうち2分の1以上を基金へ積立て、または地方債の償還の財源に充てなければならないとされております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、町長が答弁やったとおりなので、実際、今日剰余を見たら、決算剰余金については、議会の承認を得て、一部は、借金の約半分については、その町債の借金に充てるということと、その半分については翌年度へ繰越すということがこの法律の中身じゃないかというふうに思うんですよ。

それで、実際に9月議会で補正予算と出された中身ですね、先ほども、お買い物券として補正予算が組まれたということが一般質問されたんですけども、今年の9月の議会の最中に、それも議会が終わっていない段階で、その補正予算として剰余金をこういうふうに使おうとお買い物券として使うということが出されたわけなんですよ。

このことを見ても、実際、この2つの法律に書かれているこのことを見ても、その段階で補正予算として出すのはどうかなという疑念が生まれてくるんですよ。

だから、それでなぜそういう9月議会で補正予算として出されたのか。今の答弁と整合性についてどのようになるのか説明してください。

○議長（辰巳光則君） まず、池田議員、先ほどの質問に対しての回答あったやつに対して、2問連続で再度聞かれたということでもいいですよ。

○9番（池田年夫君） そうです。

○議長（辰巳光則君） はい。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員が一番最初におっしゃったとおり、議会の議決があれば繰り越せ

るということで、予算化させていただいて議会に諮ったというところで、剰余金の活用についてはおっしゃったとおり、法律にのっとって議会の議決というところが必要ですので、議会に上程させていただいたというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） その議会というのも9月議会ですから、まだ決算の認定も何も出ていない段階ですよ。そうですね。9月議会に、その補正予算として、令和4年度の決算で剰余金がこれだけあるから、その分を使って、こういう、使いたいという提案がされたわけですよ。

それが本来であれば、もっと3月の段階、あるいは5月の段階で、来年度の、いや、前年度の剰余金がどのくらい上がるということは大体予想されるわけですから、あるいは3月、あるいは6月の議会もあったわけやし、そのときにそういう使い方がされたらいいんじゃないかという議会の承認というか、そこでのどういうお金の使い方というか、そういうことをすべきではないかと。

実際に、今、町長が言われた議会への決算が終わったというか、帳簿上終わっているけれども、議会の承認もまだ受けていない段階ですよ。そのときにその補正予算を出すということはいかななものかなと。よく分からんと思うんですけども。

○議長（辰巳光則君） 9月に認定してから、結果、決まってから、12月議会に出すんやったら分かるけれども、認定もしていないのにどうして出てくるの、どういうことかみたいな話でいいですかね。

○9番（池田年夫君） そうそう。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 決算については認定でございます。議会の議決というよりは、議会として認定ということで、数字は固まっておりますので、そこを議会からのご指摘で決算の数字が動くわけではございませんので、そこを活用、確定している数字を基に予算化というのを図らせていただいているというところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） そういうふうなことであれば、今までの私自身も約20年近く議員をやっていますけれども、今までそういうことをやったことはないということなんですけれども、もしそういうところ、やっているというところがあれば示してください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 申し訳ないです。今手元に資料ございませんので、今すぐというところはできませんので、申し訳ないです。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 実際、ほかのところではやっていないというふう思うんです。ほかの議会についても、その借金の返済に充てるか、あるいは翌年度繰越しするというので、今まで三宅町でもずっとやってきたということだと思うんですよ。

そういうことで、こういうやり方、議会についてもっと研究していただきたいというふうに思います。

次に、加齢性難聴者への補聴器購入についてなんですけれども、町長は、以前に、平成30年度より、補聴器適合に関する診療情報提供書の活用により医療費控除が受けられることが厚労省、財務省により承認されております、この制度について、住民の皆さんへの周知を図り活用していただきたいと考えますというふうに答弁されています。

そして、先ほどの答弁でも、今度は、確定申告時に併せて提案等行ってまいりたいと考えておりますというふうに答弁されたんですけれども、確定申告についても、全住民、全所帯も含めて、会社なんかでもやられる人もおるわけだし、実際、ここに役場に確定申告する人もいてないわけですよ。そういう人について、どういうふうにして周知するのか、周知されるんですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 池田議員の質問にお答えします。

先ほど、町長からの回答でありましたように、確定申告時期での周知という形になっておりますが、具体的には広報、ホームページ等でその辺のQ&A形式的な形で広報してまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 最初からのご答弁の中で、そういうふうに広報なんかを通じて住民に徹底していくということであれば、すぐに納得できるんですけれども、確定申告時とかね、そういうふうな答弁であれば、そういう疑問が出てくるというふうに思います。

次に、国民健康保険証、それから後期高齢者保険証についてなんですけれども、マイナンバーカードの取得について、国が地方自治体に対して、マイナンバーカードの普及という目的の手段として、財政を位置づけ、マイナンバーカードの取得を義務づけているというので

はないですか。

マイナンバーを取得したら、2万円をつけるとか、いろいろやられてきているわけで、法律では、この取得については任意である、任意だというふうに言っていると思うんですけども、実際はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 一応、マイナンバーカードの取得については任意であります。マイナ保険証を有しない全ての方に、今回については、ひもづけのできていない方については資格確認書というのを送付することによって活用していただくことになると思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） それも、来年の秋から、マイナンバーカードを取得していない住民に対して資格確認書というんですかね、そういう、及びその保険証を発行するということが言われているわけであります。

三宅町ではこの資格確認書、または保険証の発行についてはどのようにされるんですかね。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 先ほどちょっとお答えさせていただいたんですけれども、マイナ保険証を有しない全ての方に、申請によらず交付というような方向では検討をしております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） マイナンバーカードを取得していない人に対して、全ての人に確認書というか、資格確認書を配付するということを進めて、国のほうでも言っていますし、進めていただきたいと思います。

次に、介護保険料なんですけれども、介護保険料の段階を13段階にするということが答弁されました。その以前になるのは何段階なのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 一応、国の制度改正を踏まえて13段階というような形の案が出ていますが、国のほうでも基準額というのは5段階というのが13段階の中ではなるので、その方向で策定委員会等で検討の方向で進めてまいりたいと思います。

○9番（池田年夫君） 以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

これで、池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 梅 本 睦 男 君

○議長（辰巳光則君） 次に、1番議員、梅本睦男君の一般質問を許します。

1番議員、梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。

平成31年3月に改訂された三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略ですが、令和3年4月より第2期を迎え、現在進行されていると思います。令和3年より三宅町交流まちづくりセンターMi i Moがオープンされ、三宅町の拠点となる施設ができました。また、近々では、三宅の地にできるはずだった大学の誘致が中止となりました。

コロナもどうにか収まり、ようやく普通の生活を取戻しつつあります。

そこで、創生総合戦略も本格的に動き出せる状況が来たと思っています。

準備期に位置づけられている第1期で改訂された内容と第2期で改訂された内容には大きな違いがあるように思います。タウンミーティングでのアンケートの内容で第2期に記載されている基本目標1から4にかけての関心度の低いにもかかわらず、創生総合戦略に第2期のほうでは反映されています。第1期では、町の状況からの問題点を細かく記載され、戦略に盛り込まれていました。

そこで質問です。

第1期で掲げられている重要業績評価指数は現在目標に達したのでしょうか。現状の達成数値を教えてください。

また、第2期で挙げられている重要業績評価指数、現在の数値もお願いいたします。

コロナ禍を過ぎ、大学設置の中止に伴い、総合戦略において変えていかないといけないところはありますか。

2つ目の質問です。情報発信について。

奈良放送50周年記念、NHK奈良プラスなど精力的に三宅町のアピールをするためにいろいろと尽力されていますが、なぜ三宅町内での情報共有、周知ができないのでしょうか。

以上になります。お願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 梅本議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えいたしま

す。

現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、三宅町総合計画及び三宅町人口ビジョンに基づきながら、本町が重点的に取り組むべき施策をお示しし、地方創生と人口減少の問題に向け、2021年度から2027年度までの7年間の具体的な取組をまとめたアクションプランとなっております。

さて、ご質問にある第1期での重要業績評価項目に対する達成数値につきましては、項目数が多く、この場で1つ1つをお答えしますと相応の時間を要しますので、現在、三宅町のホームページで公表しております三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証シートをご参照いただけますと幸いです。

また、第2期総合戦略における重要業績評価指数の令和5年3月時点での実績数値につきまして、現時点での把握可能なものを幾つか列挙し、お答えをいたします。

一点目、地域おこし協力隊、令和3年度が2名、令和4年度がゼロ人名、三宅町への転入者数、令和3年度が178名、令和4年度が203名、対話の場への参加者数、令和3年度が94名、令和4年度が127名、子育て包括支援センター利用者数が令和3年度1,447名、令和4年度1,995名。

議員もお述べのとおり、昨今のコロナ禍やIT技術の進歩による価値観の変化や多様化、奈良県政においては、大和平野中央田園都市構想をはじめとする政策事業の見直し等、本町を取り巻く情勢の変化は目まぐるしいものがあり、予測することは非常に困難でございます。

しかしながら、本町のビジョン実現のため、地方創生推進委員会でのご意見や地域住民の方々と対話を重ねながら、総合戦略の取組内容の見直しについて、柔軟かつ臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、情報発信についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、議員お述べの奈良テレビやNHK奈良テレビでの件ですが、前もっての事前申込みなく前日や当日に取材依頼を受け、本町が急遽対応することが一般的であり、放送日につきましてもテレビ局側の番組編成の都合上、明確な放送日を前もってお伝えいただけるのはまれですが、今回、議員の皆様方をはじめ、町内全域に広く事前告知ができなかったことにつきましては、この場をお借りして一言お詫び申し上げます。

一方で、本町の魅力や施策の取組を広く対外的に周知するため、これまでも既存のメディアや各種SNSのツールに加え、目新しいところではnoteを活用した情報発信に積極的に取り組んできたことから、その結果、前述のようなメディア露出や県外視察の増加にも

つながっているものと認識をしているところでございます。

また今年度は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を有効活用したホームページの更新をはじめとするハード整備のほか、情報発信に対する職員のスキルアップと意識醸成に資する研修の実施等を通じ、役場内における情報発信のさらなる充実と強化に努めているところでございます。

議員におかれましては、これらの取組を踏まえた今後の動向をお見守りいただけますと幸いです。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問、梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

質問をさせていただく前に、一つちょっと疑問といえますか、質問をさせていただきます。

この一般質問を出させていただいたときに、私、そのたくさん検証しなければいけないところがありますので、別紙としてその一覧表になったものを添付させていただいていたように思います。そこにも、一応達成率を書いていただけるような欄も設けさせていただいて、別紙をつけさせていただいておりますが、口頭で説明していただくのにはお時間はかかるので、別紙参照という形でご回答いただければよかったのかなとは思いますが、要は、ご質問させていただいている内容のところが、今日、朝、この議会があるときに、これを見させていただいて、ホームページを今から参照していただければどうですかということと言われたとしても、なかなか今それに対して質問することがかなり難しいのかなというふうに思います。

別紙をつけさせていただいた、その別紙のほうの活用というのは全くされなかったんじゃないか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今まで、通常ですけれども、大体事前に資料請求という形でそういったところの情報というところを入手していただいてというところで、質問についているやつを文字で回答という、一般質問の回答についてはそのような対応を取っておりませんでしたので、今後、議会とも協議しつつ、一般質問の回答というのは、基本的に事前に告知をいただいていますけれども、これは当日の回答ということになりますので、一般質問に書いてあるから事前に紙で別紙で入れるということはなかなか今までなかったところでございますので、今後そこは協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） これは、そうしたら、一般質問の提出のときにつけているものは、事前にはならないということですか。

○議長（辰巳光則君） 今回のやつに関しては、参考資料みたいな感じで、これに対しての回答を当日用意しておいてというような提出もそうじゃなかったという認識なので、もしあれだったら、事前に資料請求してもらった上で、一回ちょっとやってくれということなので。

○1番（梅本睦男君） 分かりました。

そうしたら、内容のほうがちよっと、そういう意味ではちよっとなかなか僕のほうも難しいので、ちよっとその中で1つ、2つはしょって聞かせていただきます。

第1期の計画と第2期の計画ではかなり内容に偏りがあるように思います。第1期に関しましては、かなり町民サイドといいますか、町民さんの動きがある程度分かるような、そこは町民の方が見ていただいても、ある程度どういう動きがしているのかというふうな形が分かるような戦略であったと思いますけれども、第2期に関しましては、大きくしてしまうと、基本的にはM i i M oの活用が大半出てきて、それに対して、中にいろんなことが入っている。だから、見た感じでも、なかなかそこが、結果としてもなかなか分かりにくいというふうに思わせていただいたんで、今回、質問はさせていただきましたけれども、その中で、分かる範囲で結構ですのであれですけれども、例えば、金ゴマの耕作面積、サトイモの耕作面積というものを結局第1期では挙げられておりますけれども、それに関して、今回第2期ではそれに触れられているところというのは一切ありません。

一切ないということは、基本的に考えて、目標を達成したか、もうやらないか、どちらかで削除するかしないかというのを決めると思うんですけれども、今回それがない状態、見えない状態になっております。

町長のほうでいつもおっしゃっていただく中で、対話と挑戦と失敗という形をいつも言っておられますけれども、この戦略に関しまして、当然対話をされ、挑戦をされ、それで失敗をされて、それで第2期に反映されているのだと思います。

だから、例えば、これに対して、幾らの挑戦をされて、対話をされて、失敗をされたのか。もし結果的にあるのであれば教えてください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

今回、この1期目の戦略に関しては、前町長時代に策定をされておったものでございます。

総合的に見て、かなり多くの事業、おっしゃるようにはありました。それに関しては、補助金を取るためにかなり多くのこまごました事業というところが掲載されて、総合戦略の中で財源確保がメインになっていたような総合戦略の、私としては総括をさせていただきました。

ただ、実際にその全部事業が事細かく行われていたかというところ、なかなかできていないところがありましたので、第2期の見直しについては選択と集中ということで、目標を絞って、やはり総合戦略ですので、重点的に集中的に行うところ、力をかけるところというところを絞り込んで、しっかりと目標達成をするという目的でこの計画づくりというところの基本的な考え方としております。

その中で、住民さんへのワークショップであったり、原課担当職員等々のヒアリング等々、またいろんな世代の意見交換やワークショップを重ねて様々な意見が出てきた中で、それを分かりやすく表現したのが今回のビジョンというところで、「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」ということで、皆さんの意見を反映させながら、対話の中でこの総合戦略というところの大きな目標というところが定まったところでございます。

それに向けて、具体どのようにしていくかというところを戦略として記載しているのがこの第2期の総合戦略でございますので、そういったところで、先ほども回答させていただいたとおり、時代の変化というところがかなり早くなっていますので、総合戦略の改訂も含めて、必要に応じた柔軟な対応というところは今後していきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） それでは、ちょっと質問を変えます。

今、第2期に関しましては、今、町長のほうが説明していただきましたように、大きく変わっている面というのがあって、その中にはM i i M oというのがかなり大きく入っていると思います。三宅町にとっても、M i i M oの活用自体が大きく三宅町を左右すると言ってもいいぐらいの大きな建物だと僕も認識しております。

その中で、町長が以前からずっとおっしゃっているMラボ、この間も、よこらぼの方とタウンミーティングをされて、私の視聴させていただき、聞かせていただきました。

その中で、ちょっと質問です。

よこらぼとMラボ、町長が考える、横瀬町の町長と三宅町の森田町長とのトークの中で、私自身はちょっとギャップといいますか、差が感じられたんですけども、町長はそれやられたときに、いろいろギャップ、ちょっと違うなというようなところはあったんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） もし、やられたときというところの具体的には。

○1 番（梅本睦男君） タウンミーティングのMラボ。

○議長（辰巳光則君） タウンミーティングの、その……

○1 番（梅本睦男君） タウンミーティングのときに町長と対話をされたじゃないですか。

○町長（森田浩司君） はい。

○1 番（梅本睦男君） そのときに、いろいろやられたときにちょっとギャップを聞いている側としては感じたんですけども、町長的には、対話をされている中でいろいろギャップがあったのか、もうそっくりそのままいけるのか。

○町長（森田浩司君） 三宅のMラボというところ……

○議長（辰巳光則君） 町長、ちょっと。

次からその場で手挙げてやって、やってください。

○1 番（梅本睦男君） すみません。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のご質問の認識としては、よこらぼをそのままじゃなくて、なぜMラボで三宅らしさというところがあるのかなという認識かなという、その違い、Mラボをそのまま持ってくるんじゃないくて、何で三宅のオリジナリティーをつくるんだという、そのギャップのところかなというふうな認識で回答させていただいてよろしいでしょうかね。

その認識で……

○議長（辰巳光則君） そうじゃなしに、あそこ、檀上で町長と向こうの町長が対話されている中で、もちろん大部分は似ているけれども、ああ、俺とはちょっと違うわというのがもし何かあったんやったらお答えくださいというような質問だと思います。

○町長（森田浩司君） それは、だから、富田町長とお話させていただいているところもございますので、あの場でもそんなに違いというところは感じていないかなと。

ただ、やり方とか三宅らしさというか、三宅にフィットする形は違うだろうなという、よこらぼをそのまま持ってくるということではうまくいかないだろうなということは感じましたけれども、三宅らしい挑戦というか仕組みというところはどこにあるかというヒントをたくさんいただいたかなというところは我々感じているところです。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） それでは、よこらぼのほうが近隣の県の方があまりまねをされないと

ということに対して、なかなか、町長のほうも何でされないんですかということをご質問されていたと思うんですけれども、それは結局、よこらぼの町長が言っていたいたことというのに感銘を受けられたことというのは、ああ、これやったら周りほしないんだなということが、町長として感じられたことはどれなんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） あのときもおっしゃっていましたが、やっぱりサイズ感というところとスピード感というところがやはり似たようなところがあって、ここはなかなかできないというところは、ほかの自治体できないんだなというところを改めて認識をしているところですよ。

三宅町、全国からもスタートアップ自治体ということで、かなりそういったところで評価をいただいているところ、内閣府等でもそういったところを評価をいただきながら、良事例等々に載せていただいているところもございますので、そういったところでは、横瀬町と三宅町の人口規模であったり、コンパクトさ、小ささであったり、職員の人数とか、様々な類似点とやっぱりそのスピード感というところが、機動力というところ、小さいゆえの機動力というところには同じなんだというところで、ああ、なるほどというところで、やっぱりこういうところを生かしながら町の強み、スモールの強みというところを生かした町づくりというところを進めていくということは間違いではないんだなというのを改めて感じさせていただいたところです。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 私が聞かせていただいている、大きく感じさせていただいていたのは、よこらぼのほうは、7つの柱があるというふうにおっしゃっておられました。人の輪づくり、景観環境づくり、にぎわい中心づくり、産業雇用づくり、安心安全づくり、健康づくり、人づくり。その中で、町長がお答えいただいていたのが、やっぱり自分としても、今答弁いただきましたように、いろんな行政であったり、外向きにはかなり、横瀬町の町長も言うておられましたけれども、外ではすごくすばらしい町長なんですと、動きも早いし。それが、三宅町の中になかなかそれがきっちりと根づいていないといえますか、外でやっている他人事のような映りがあるのかなと。

町長のほうからいつも言うておられるのは、もう町外、メディア、外部からの共感をすごく得ているんですということをいつもおっしゃいます。まずは、だけれども、横瀬町の町長がこのタウンミーティングのときにおっしゃっていたのは、町内での共感。この外と中の共

感はもう全然違うと思うんですよ。大きいところは、中の共感だけするんでも、大き過ぎてそれができない。小さいから中の共感を得ることはすごく。

だから、横瀬町の町長は、1か月に一度、必ず教員の方とミーティングをするんだと。誰が恋人になって、誰が別れて、子供が何人おってまで僕知っているんですよというぐらいミーティングしても、周りの人から何やってんねんと言われるぐらい、それだけ難しいことをやっていますということをおっしゃっていたと思います。

町長としては、そうした対話というものをいつも言われますけれども、町の中での対話というのはどれぐらいされていると思いますか。

○議長（辰巳光則君） ちょっと、梅本議員、できたら、創生総合戦略の1期と2期の違い、できないのところがあんまりにももうピンポイント過ぎるんで、一回、今これでいっていただいて、ちょっと次はもう一遍質問をしてもらいたいと思います。

森田町長。

○町長（森田浩司君） まだまだ不足しているというふうに私自身も感じています。

本当によく声をかけていただいて、いろんな悩み、相談はかなり受けさせていただいてるんですけども、全部が全部拾い切れていないというところで、やはりもう少し、もっともっと対話の機会をつくるべきだなというふうには思っています。

また同時に、対話の機会、今度も土曜日、対話の研修やりますけれども、皆さんの参加というところもぜひしてほしいなと。対話というのは、こちらから一方的に話しかけるということが対話ではございませんので、受け手側もしっかりと参加をしてもらえる、町を自分事として参加をしていただける住民さんをどれだけ増やしていくかということも非常に大事ななというふうに感じていますので、そこはお互いの相互というところをいかに参加をしていただきたり、自分事として町づくりを捉えていただく方をどれだけ多くしていくかというところは、今後も課題感を持って取り組んでまいりたいと思いますし、そのために僕自信もしっかりと皆さんの声に耳を傾けながら、対話を重ねていく必要があるというふうに認識をしております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） すみません。

創生総合戦略に関しての質問というのが、ちょっと答えが、本当にちょっと僕の想像していたものとは違う答えだったので、難しくてなかなかできないんですけども、その中で住民ミーティング、ミーティングのアンケートというのはあったと思います。

先ほど、僕質問でも言わせていただいていたんですけれども、基本目標というものに対しての認知度といいますか、感銘度というのがほとんどアンケートでもなかったように思いますし、それなのに、基本的にそこを目標数値に挙げられているというのは、何か意味があったことなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 総合戦略でございますけれども、やはり今の目先の戦略、しなければいけないことと、中長期的にしなければいけないことというのがございます。

先ほども梅本議員がおっしゃるように、対話の場というところで、この話合いの場というところをしっかりとつくっていくことで、行政との溝というところ、また自分事として町づくりに参画していただける方を増やしていくことをしていかないと、結局、行政だけで全て課題解決できる時代は終わりましたので、皆さんと助け合いながら町づくりをしていかないと、持続可能な町というところは達成できないというふうに思っています。これが思いのほか早く来るなというふうに危機感を持って今認識をしております。

富田町長がおっしゃっていました。人口減少で本当に危機感を持ってやった結果だと。私自身も同じ危機感を今抱いています。

三宅町、今、6,500人という人口で、今財政的にも優位という形にはなっていますが、この10年で激変するというふうに感じています。

例えば自治会の維持も厳しくなってくるでしょうし、行政自身もその自治会の維持できなくなったところをマンパワーがない中でどう補完していくか。新たな課題というところがもう目に見えていますので、そういった新しい地方自治を考えていかないと、今のタイミングで考えないといけない現状に來ているという、非常に強い危機感を持っています。

その中で、やっぱりその未来をどうしていくかというところを自分事として皆さんと一人一人、住民さん一人一人と話し合って、住民さん一人一人ができることをやったり、役割分担というところを話しながら担っていくというところが新しい自治であり、今後の持続可能な三宅町、子供たちや孫に残していける三宅町になるというふうに考えておりますので、そのために今、目の前でやらないといけないことも大事ですし、その10年後の激変に備えて今からやらないと間に合わないというところもございますので、その両軸というところをにらみながらの総合戦略であり、各種施策であるというふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） その中で、今からやらないといけないことの中で、M i i M oのM i

i Mo 食堂というのがあると思います。今、M i i M o 食堂の第 2 期目を迎えられていると思います。第 1 期目を卒業された方というのは、新しく、当然 M i i M o 食堂の場合は挑戦していただいて、それで新しい挑戦の大きな、ここで築いていただいて、その次のステップへ進んでいただくための M i i M o 食堂だと聞かせていただいておりますけれども、新しく三宅町で起業されたところはあるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 食堂からですかね。

○1 番（梅本睦男君） はい。

○町長（森田浩司君） 三宅町内では起業はされておられませんけれども、この M i i M o でできたつながりで、別のところで臨時的にされたり、週 2 日、3 日ぐらいでされたりとか、ただ、イベント等々に関して、引き続き変わらずいろんなところでご参画いただいたりとか、つながりをそのまま切っているわけではなくて、つながりをつくったまま今もご参加いただいているというところでございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） 外で起業されて、三宅町にとって、三宅町民さんにとって何が利益あるのでしょうか。

三宅町でまず起業していただく、三宅町で大きな 1 つ、小さいお店でも構わないからいっぱい造ることによって、三宅町が潤うはずですし、だから、そういうステップがないと、ここでお金かけんと、商売して、ある程度お金たまったり、結局ある程度お客さんついたらどっかよそへ行って商売したらええねん言うのやったら、それは三宅町にとって何かメリットというのはあるんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおり、中長期的なところではメリットはございません。

ただ、課題として 1 つ明確に見えてきたところがございます。町内での空き物件がないと。空き家はあるんですけれども、なかなか貸すとか売るとかというところの売買が進んでいない現状がございますし、また、そういったところ、駐車場の問題であったり、商売するのに適地というところがなかなかないという現状がありますので、今後そういったところの空き家の利活用というところをしっかりとしていきたいなというふうに思っています。

今回も、町内での起業というところを探されたんですけども、適切な物件がやっぱりなかったというところで、なかなかマッチングはできていなかったところがございますので、

そういったところ、今後、商売の形態も変わっていますので、そういったところを踏まえながら、空き家の利活用というところと合わせた施策というところを行っていきたいというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 空き家の利活用は多分あると思います。それを行政側がしっかりと計画を持って、ここで商売、1期でしてもらうのであれば、次2期のことを考えて、空き家であったり、そこをまずリノベしてみたり、そういうことをして、次の段階のものがあるよというものがあるからそのままやられますけれども、結局ないから外で探すねんと言うのやったら、ここで中でやる意味がない。

やっぱり中に収めていこうと思えば、中でまず、それを第2期でできるものを最初に造っておかないと意味がない。

また、創生のところでも書いていたように、三宅町のインターのところ、あそこは全く何年たっても進んでいません。ああいうところに掘っ建て小屋を建てても、そういうところで商売をされると、当然三宅町の方も来やすい。また、外からはインターで乗り降りができるわけですから、そこで人も集約しやすい。だから、そうすることによって、三宅町というのは全般的に潤ってくる。そういうことをある程度考えていくことが大事なんだと思います。

また、大学ができないから、いろんな状況が変わるから、難しいから何もできないというのが、結局そういうような発想からだからなのかなと。

何も大学がなくなったけれども、次、何かできるんやから、そこまでに何かしておかないといけないということが計画であって、戦略。それが町長の言われる、結局挑戦であって、そこは失敗であるのかなと。さらに新しいものに進める、そういうお膳立てをまずしておかないと、M i i M o というものはただ単なるお荷物になってくるのかなと。

三宅町として、やはりM i i M o はいろんな諸事情があって使用料も頂いておられるんだと思いますけれども、横瀬町の898に関しては、実質無料。だから、無意味に、もう意味もなく町民の方が集まれる状況を取っておられる。だから、そこを有料であれば、違うところでみんなが集まれるようなところを取らないと。皆さん転々としたまま。やっぱり真ん中に集まっていただく施策を何か考えないといけない。そこは、また大きな違いではあるとは思いますが、M i i M o を大きく活用するには、M i i M o にしても、文化ホールにしても、利益を求めるものではないと思っています。

三宅町の方が子供から大人まで、いろんな方がたくさん使っていただく施設であるのかな

というふうに思っておりますので、それに関しては、やっぱり食堂を使っただく以上は、ある程度の規約、規制を設けて、必ずここでやっぱり一つの商売をしていただくというものを、町がそれを決めないと必ず出て行ってしまう。絶対に田原本のほうがお客さんおるわけで、樫原のほうがおるわけで、三宅町でやるよりも。そうしたらやはる人のほうが得をするだけで、三宅町としてはお金使うだけ損というような形になってしまうと思うんですけれども、そういう計画を立てるといことはされないんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

まず、Mi i Mo 食堂については、もともとご飯食べるところがない、ランチ食べるところすらないという住民さんのご意見がありました。今、それは毎日の量もほぼ埋まってきていて、その課題というところは、ある一定ですけれども、少しですけれどもコミットしてきたという部分で、少しのメリットはございます。

おっしゃるように、どういうふうにビジネスをして展開していくかというところは非常に大事でございます。先ほど、外からというところを私も発言させていただきましたけれども、これだけ今視察に来ていただいて、多分100人、200人を超える人たちが来ております。その人たちが皆さんおっしゃるのが、お金を落とす場所はどこですかと。本当に来たからこそ何かお土産買っていきたいんですけれども、ご飯食べたいんですけれどもというところがなかなか今ないというところで、おっしゃるようにそういうところを呼びながら市場をつくっていく必要性もあるのかなと。

三宅でやるメリットとして、そういった市場をつくるということも大事かなというふうに思っておりますので、そういったところでは、今後、その空き家の利活用施策の中でも戦略的にそういうことを考えていきたいというふうにも思っていますし、この方々がお金を落としてもらえそうな環境をつくるというところを、また、常に来てもらえるというところをどうつくっていくかというところ、今、三宅町内だけでの市場規模というのは多分少ないと思いますので、そういったところで来てもらえるというような仕掛けというところは、行政として応援をしていきたいというふうに思っております。そのための関係人口づくりということで、総合政策に掲げる4つの目標の1つとして、関係人口というのを重きに置いて制定をさせていただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 最後、質問でも要望でも、最後に。

○1番（梅本睦男君） はい。

最後ですので、本当に今、僕、立ち始めて6か月、いろいろ町の方と交流を結ばせていただいて、本当に町の方のマンパワーというのはやっぱりすごいものがあるな、我々よりも、私よりもはるかに危機感を感じておられると思います。そのために私たち何ができんねん、何がしたい、できんのやろうということを絶えず考え、そのことを意見、僕らにしても、僕らみたいな人間にでもそれを言っていたくれるぐらいいろんなことを考えておられます。

その受皿を三宅町として、しっかりM i i M oであったり、役場であったりというのが、それを受け止めるだけの、またそれをもっと言うてもらえるような環境づくりにしたいなと私は思っております。

また、町長のほうも、どうかよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（辰巳光則君） これで、梅本睦男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日5日より17日までは各常任委員会開会のため休会とし、12月18日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各事案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

（午後 2時03分）

令和5年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和5年12月18日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	大 泉 志 保	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	まちづくり推進部長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 田 中 修 三

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和5年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和5年12月18日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 常任委員会委員長報告

(1) 総務建設委員会委員長報告

(2) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第52号 令和5年度三宅町一般会計第9回補正予算について

追加日程第2 議案第53号 令和5年度三宅町下水道事業会計第3回補正予算について

追加日程第3 議案第54号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年12月三宅町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、各常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る12月4日の本会議において各常任委員会へ付託しました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月6日午前9時30分より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設常任委員会委員長（森内哲也君） ただいま議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

去る12月4日、第4回定例会本会議において総務建設常任委員会に付託を受けました議案について、6日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしましたその経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算について、歳出のうち、議会事務局関係では、款1議会費、項1議会費、目1議会費において、令和5年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、三宅町議会議員に対する期末手当の支給割合の改正、引上げに伴う人件費として29万3,000円の増額補正が行われております。

続いて、みやけイノベーション推進部政策推進課関係では、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、文書広報（広報みやけ）費において、広報みやけ製作業務委託料の執行額確定に伴い200万円の減額補正、同項、目3財産管理費、公共施設等管理費では、公共施設

等整備基金の利子収入の積立金として13万3,000円の増額補正、同款、同項、目4企画費、地域公共交通事業では、タクシー運行事業者委託料の執行額確定に伴い40万円の減額補正、同款、同項、目7まちづくりセンター費、交流まちづくりセンター運営費では、政策推進課が所管する会計年度任用職員（短時間）に係る人件費について、令和5年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として66万9,000円の増額補正が行われており、また、当初予定としていた地域おこし協力隊1名の採用が12月までになかったことから、人件費をはじめとする必要経費として640万円の減額補正が行われており、同款、同項、同目図書運営費では、政策推進課が所管する会計年度任用職員（短時間）に係る人件費について、令和5年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として24万4,000円の増額補正が行われております。

同款、同項、目8財政調整基金費では、財政調整基金の利子収入の積立金として67万円の増額補正が行われております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、歳入歳出予算の財源調整として、予備費で84万円の減額補正が行われております。

続いて、みやけイノベーション推進部産業振興課関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、ふるさと納税推進事業において、産業振興課が所管する会計年度任用職員に係る人件費について、令和5年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として24万9,000円の増額補正が行われております。

続いて、総務部、総務課関係では、総務課が所管する一般職の職員をはじめとした人件費において、年度途中の人事異動及び令和5年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として1,519万7,000円の増額補正が行われております。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、公共施設等管理費では、八軒家解体の工事の執行額確定に伴い500万円の減額補正、同款、同項、目4企画費、基幹系電子計算システム業務費では、情報セキュリティーに関する職員研修委託料について、包括連携協定を締結した民間事業者による無償実施に伴い40万2,000円の減額補正、同款、同項、同目情報系電子計算システム業務費では、地域イントラネット保守委託料及びあざさ苑アクセスポイント増設委託料の執行額確定に伴い40万円の減額補正が行われており、また、奈良県地域デジタル化推進協議会の負担金として1万円の増額補正が行われております。

同款、同項、同目の外部人材活用事業では、大和平野中央スーパーシティ構想政策顧問に係る経費について、契約変更が生じたことに伴い30万円の減額補正が行われております。

続いて、総務部、税務課関係では、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、税務総務

費において令和6年度に新たに創設される個人住民税特別徴収分に係る納税義務者通知の電子化対応に伴うシステムの改修が必要となることから、必要経費として33万円の増額補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部、土木管理課関係では、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、道路維持管理事業において、緊急浚渫事業の起債同意額確定に伴い、緊急浚渫事業費40万円の増額補正が行われております。

同款、項3都市計画費、目4下水道費では、令和5年人事院勧告による給与改定、期末手当及び勤勉手当率の改定に伴う人件費の下水道事業会計に対する繰出金として67万6,000円の増額補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部です。環境衛生関係では、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、公共施設等管理費において、歳入予算である山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金（令和4年度執行残返還金分）の確定に伴い、公共施設等整備基金への積立金として34万8,000円の増額補正が行われております。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費において、天理市に対するごみ処理に係る負担金である広域塵芥処理費の減額に伴い687万円の減額補正が行われており、同款、同項、同目山辺・県北西部広域環境衛生組合費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合が建設を進めている新ごみ処理施設の建設に伴う構成市町村負担金において、物価高騰に伴うスライド条項適用により527万9,000円の増額補正が行われております。

続いて、歳入のうち、みやけイノベーション推進部政策推進課関係では、款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金において財政調整基金の利子収入として66万9,000円、公共施設等整備基金の利子収入として13万2,000円の増額補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部土木管理課関係では、款21町債、項1町債、目7土木債において、歳出予算である緊急浚渫事業の起債同意額の確定に伴い、緊急浚渫事業債40万円の増額補正が行われております。

続いて、まちづくり推進部環境衛生課関係では、款20諸収入、項6雑入、目1雑入において、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金返還金（令和4年度執行残返還金分）の確定に伴い34万7,000円の増額補正が行われております。

款21町債、項1町債、目1総務債では、歳出予算である山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金建設負担金の増額に伴い、過疎対策事業債（ハード）520万円の増額補正が行われております。

第2表債務負担行為では、清掃車購入事業について、令和7年度から稼働が予定されている山辺・県北西部広域環境衛生組合が建設を進めている新ごみ処理施設の運用に伴い、ごみ搬入量の均等化を図る必要性が生じたため、令和6年度に清掃車を新たに購入する予算を措置する必要がある、また、清掃車の製造に当たり長期間を要することが予測されるため追加するものであり、期間は令和6年度の1年間、限度額は1,214万1,000円とする債務負担行為が設定されております。

以上が令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算案であり、以下のような質疑を行いました。幾つか質疑と回答内容を報告いたします。

公共施設等管理費で、説明にある公共施設等整備基金における「積立金の利子分の積立金」という言葉の内容について確認し、基金の積立では利子も加味した上でさらに積み立てられているという回答を得ております。

一般会計人件費で、人事院勧告を受けて人件費を変更する議案が幾つか出されておりますが、それに関連する質疑と回答を行われておりました。

外部人材活用事業で、大和平野中央スーパーシティ構想政策顧問に係る経費についての質疑では、当該契約の終了について減額がなされており、大和平野中央スーパーシティ構想が白紙となった後の政策を話し合う顧問は現在はいないという回答を得ております。

道路維持管理事業で、緊急浚渫事業について様々な質疑をしております。側溝などの浚渫については、住民からの苦情があつてからの対応になるかと思うが、そのような場合は優先して対応をお願いしたいとの要望もありました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合費で、同組合の建設負担金の増額要因を再確認し、同組合の山辺・県北西部広域環境衛生組合議会が別にあるとはいうものの、採決に関してはそれぞれの議会が行うことになるので、負担金の増額に伴う変更前と変更後の資料を示していただきたいというような意見も出されました。

以上のような質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第44号です。令和5年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算について、収入では、款11下水道事業収益、項10営業外収益、目10他会計補助金において、令和5年人事院勧告による給与改定、期末手当及び勤勉手当率の改定に伴う人件費の下水道事業会計に対する一般会計からの繰入金として67万6,000円の増額補正が行われております。

支出では、款21下水道事業費用、項5営業費用、目15総係費では、令和5年人事院勧告による給与改定、期末手当及び勤勉手当率の改定に伴う人件費として67万6,000円の増額補正

が行われております。

以上が令和５年度三宅町下水道事業会計第２回補正予算案であり、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第45号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、公職選挙法第172条の２の規定に基づき、三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

質疑では、選挙公報の配布について、配布漏れの懸念及び選挙公報の作成から配布までの選挙期間が短いことに関する懸念について質疑をし、できるだけ不備のないような選挙公報の配布が行えるよう十分に検討するというような回答を得ております。

本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和５年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定措置に準じ、本町職員の給与に関し、若年層に重点を置いた本給の改正及び期末手当並びに勤勉手当の支給割合を改正しようとするものであります。

質疑の機会において、今後の人事政策として、会計年度任用職員をどういう考え方で採用していくのか、本来は一時的・臨時的な業務に対応するために会計年度任用職員を採用するものであるが、人件費削減のために採用するのであれば、本末転倒かと思われるというような意見も出ております。

本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和５年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定措置に準じ、町長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものであり、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第48号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和５年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定措置に準じ、本町の議会の議長、副議長並びに議員に対する期末手当の支給割合を改正しようとするものであり、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第49号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和５年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定措置に準じ、

本町一般職の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の給料月額を支給割合を改正しようとするものであります。

質疑では、具体的な例として、図書スタッフのような短時間で働いてもらう場合があったとしても、そこで積み重ねてきた三宅町の図書室の文化をつくってきた、また、今後の長期的な展望もつくってきたという人材になるので、5年がたち、正規職員にすることができないので、これで雇用は終わりになりますというのはもったいない話である。継続して雇用するためには、短時間でも契約に基づいて正規職員としての短時間労働である雇用形態も必要であるかと思うといった意見がありました。

また、正規職員、会計年度任用職員も、仕事そのものは同様に処理しており、時間的な違いはあれど、責任の度合いにおいて同様であることから、同一労働・同一賃金を検討していく必要があるのではないかとといった意見もあり、本委員会は原案のとおり、こちらは賛成全員で承認いたしました。

次に、承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算の専決処分の承認については、損害賠償命令請求事件第二審における代理人弁護士を選任に要する経費の予算措置について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年11月10日付で専決処分が行われたことに伴い、本定例会でその内容を議会に報告し、承認を求めるものであります。

当該専決処分に係る補正内容については、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費において、大阪高等裁判所までの往復旅費として1万9,000円、損害賠償命令請求事件控訴審着手金として55万円、合わせて56万9,000円の増額補正、款14予備費、項1予備費、目1予備費において、歳入歳出予算の財源調整として56万9,000円の減額補正が行われており、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

最後に、発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書について、委員から、磯城郡水道企業団の構成町である田原本と川西町の対応についての確認があり、議長より、今定例会において意見書の提出はなく、3月定例会でどう対応するかについては、一つの判断材料として、磯城郡水道企業団議会で同様の意見書を提出しようという話になっていますとの報告があり、また、次の法定協議会では情報が公開されるというようなことも聞いているので、今のタイミングでなくてもいいのではとの意見がありました。また一方、三宅町のような小規模町であっても意見書は提出すべきではとの意見もあり、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

以上が総務建設常任委員会に付託を受けました議案 7 件、承認 1 件、発議 1 件の審議経過であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。

最後に、付託を受けた議案について議員間討議を行いました。

発議第 7 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）の情報公開を求める意見書については、今回の採決において当該意見書を提出することに消極的というわけではなく、次の磯城郡水道企業団議会において、当該法定協議会が開催された後、何ら動きがないのであれば積極的に提出すべきであり、賛成させていただくとの補足説明が議長より出されました。

議案第 49 号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員の制度が始まり 5 年になることから、一番最初の期限が切れる時期が令和 5 年度となります。引き続き雇用するためには、正規職員にしないといけない、そういった法律であります。自治体を運営する側としては、人件費総額がどんどん膨らんでいくと自治体経営が成り立たなくなる。会計年度任用職員を引き続き雇用するために正規職員としたとして、高齢層の比率が高い人件費構成になったときには、政策のために使える費用がどんどんなくなってきます。そういうことも考えなければいけない。三宅町にとって、明確にこういう方向に進みますときちんと方針を持つてほしい。継続的に議論をやっけていかなくてはいけない課題であるとの意見がありました。

また、関連して、業務によっては正規職員より会計年度任用職員のほうがよく知っており、任せっ放しであると。懸念するのは、その人たちが来年 3 月のタイミングで全員辞められたときに、また一から会計年度任用職員を採用して、その人たちはすぐに対応できないだろうし、新しい人たちが対応できないであろうし、正規職員が業務を知らないとなれば問題となります。全て会計年度任用職員に任せる仕事が存在するというのは危険ではないか、そういった意見もありました。

また、会計年度任用職員がどのような仕事をしているのかという話を、部長級の人や課長級の人に尋ねますと、実質中身は変わらない。きちんと先々のことを考えてやってくれている、そういった職員もおられると聞いております。さきの質疑の中で、町長は、きちんと労働も分けているというようなことをおっしゃっていたということで、町長と現場との認識の違いがあると感じ、そのずれを改めてもらいたい、そういった意見もございました。

今回の人事院勧告の議案を通じて、言われたとおりに適用するのもよいが、一番問題なのは正規職員・非正規職員の仕事のすみ分けの件ではないか。

もう一点、住民訴訟まで発展している学童保育の件があり、あの判決の中身を見る限り、現段階で給与を上げるのはいかななものかと考える。人事院勧告に基づく給与の増加について、特別職・一般職まで含めるか含めないか悩んではいたけれども、この町の風土をつくっているのは一般職員を含めてのものかと思うので、そういう意味で、人事院勧告に基づく給与の改定については反対した。また、その流れから、もちろん自分たち議員にも責任があるという意味で、同じく人事院勧告に基づく給与の改定について反対させていただいたと、議案についての賛否の態度表明を行った議員もいました。

また、人事院勧告の件について、三宅町だけやめますというわけにはなかなか言いにくいですが、根本から言うと疑問を持っており、民間企業に合わせてということだが、1%の大企業のところに金額を合わせている。その他の零細、圧倒的な多数は給与は上がっていないのが何年も続いている。人事院勧告のアップ率に何の検討もなく連動するような仕組みはちょっといかなものかと思うというような意見もございました。

以上のような報告を申し上げ、委員長報告を終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さんです。

続いて、12月7日午前9時30分より開会されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、川緒実希子君。

○福祉文教常任委員会委員長（川緒実希子君） 去る12月4日、第4回定例会本会議において福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、7日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算案について、歳出のうち、住民福祉部住民福祉課関係では、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費において、住民票等に氏名の読み仮名を記載し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、住民基本台帳システムの改修が必要となることから、必要経費として352万円の増額補正が行われています。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、障害児支援事業のうち、障害児通所給付費において給付者数の増加が見込まれることから、扶助費として595万3,000円の増額補正、同款、同項、目2老人福祉費では、地域振興基金の利子収入の積立金として12万7,000円の増額補正、同款、同項、目8臨時福祉給付金事業では、令和4年度価格高騰緊急支援給付金事業の実績額確定に伴う事務費返還金として3,000円の増額補正が行われていま

す。

次に、住民福祉部保険医療課関係では、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費において、保険医療課が所管する会計年度任用職員（短時間）1 名の人件費について、令和 5 年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として13万6,000円の増額補正が行われており、同款、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費では、乳幼児医療費助成事業において助成件数等の増加が見込まれることから、手数料として 3 万9,000円、扶助費として309万2,000円、合わせて313万1,000円の増額補正、同款、同項、目 2 母子福祉費では、ひとり親家庭等医療費助成事業において助成件数の増加が見込まれることから、手数料として 1 万1,000円、扶助費として67万1,000円、合わせて68万2,000円の増額補正が行われています。

次に、健康子ども局健康子ども課関係について、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費では、みやけ子ども・子育て応援事業において、出生数の増加に伴い10人の増加が見込まれることから、出産祝品の交換手数料として 1 万5,000円、贈呈事業委託料として29万円、合わせて30万5,000円の増額補正が行われており、同款、同項、同目子育て世帯生活支援特別給付金事業では、令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の実績額確定に伴う返還金であり、事業費返還金として126万5,000円の増額補正、同款、同項、同目ティーンズ L I N K 事業では、当初予定していた地域おこし協力隊 1 名の採用が12月までになかったことから、人件費をはじめとする必要経費として351万1,000円の減額補正、同款、同項、同目出産・子育て応援交付金事業では、出産応援給付金において、妊娠届出者数の増加に伴い 7 人の増加が見込まれること、また、子育て応援給付金において、出生数の増加に伴い10人の増加が見込まれることから、出産応援給付金として35万円、子育て応援給付金として50万円、合わせて85万円の増額補正が行われています。

同款、同項、目 8 放課後児童健全育成事業費では、学童保育クラブにおいて利用児童数が当初見込みを下回ったことから、令和 4 年度子ども・子育て支援交付金の実績額確定に伴う返還金として12万2,000円の増額補正が行われています。

第 2 表債務負担行為では、三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理事業について、令和 6 年度以降の指定管理者の指定に伴い、指定期間における指定管理料を設定する必要があるため追加するものであり、期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間、限度額は 1 億 2,510万円とする債務負担行為が設定されています。

次に、健康子ども局幼児園関係について、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 幼児園費では、幼児園が所管する会計年度任用職員の人件費について、令和 5 年人事院勧告に伴う給与

等の改定に係る経費として78万7,000円の増額補正が行われており、また、三宅幼稚園の送迎用バスに対する安全装置の装備に係る必要経費として17万5,000円の増額補正が行われています。

次に、教育委員会事務局教育総務課関係について、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、教育総務課が所管する三宅小学校で勤務する会計年度任用職員（短時間）の人件費について、令和5年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として87万8,000円の増額補正、同款、同項、同目小学校施設整備基金積立金では、小学校施設整備基金の利子収入の積立金として2万9,000円の増額補正、同款、同項、同目感染症対策事業では、教育総務課が所管する三宅小学校で勤務する会計年度任用職員（短時間）の人件費について、令和5年人事院勧告に伴う給与等の改定に係る経費として8万5,000円の増額補正が行われています。

同款、項4幼稚園費、目1幼稚園費では、幼稚園助成費において令和4年度子育てのための施設等利用給付交付金の実績額確定に伴う返還金として7,000円の増額補正が行われています。

同款、項5社会教育費、目3社会教育施設費では、文化ホール費において、燃料費の高騰に伴い不足する光熱水費（電気料金）として31万円の増額補正が行われています。

同款、項6保健体育費、目1保健体育総務費では、第44回三宅町マラソン大会の運営において、燃料費の高騰に伴い不足する光熱水費（LPガス料金）として6,000円、また、マラソンコースについて、危険度が特に高い一部区間を片側交互通行とするため、交通誘導員を追加で配置する経費として6万1,000円の増額補正が行われています。

最後に、教育委員会事務局小学校関係について、同款、項2小学校費、目1学校管理費では、リーディングDXスクール推進事業に係る報償費（講師謝金）6万円について、歳出予算の組替えによる補正が行われており、報償費（講師謝金）から消耗品費に組替えが行われています。

続いて、歳入のうち、住民福祉部住民福祉課関係について、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、障害児支援事業のうち、障害児通所給付費において給付者数の増加が見込まれることから、障害児支援負担金として297万6,000円の増額補正が行われています。

同款、項2国庫補助金、目1総務補助金では、住民票等に氏名の読み仮名を記載し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、住民基本台帳システムの改修が必要とな

ることから、当該システム改修経費の財源措置として、社会保障・税番号制度補助金352万円の増額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、障害児支援事業のうち、障害児通所給付費において給付者数の増加が見込まれることから、障害児支援負担金として148万8,000円の増額補正が行われています。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金では、地域振興基金の利子収入として12万7,000円の増額補正が行われています。

次に、住民福祉部保険医療課関係について、款15県支出金、項2県補助金、目2民生補助金では、ひとり親家庭等医療費助成事業において助成件数の増加が見込まれることから、ひとり親家庭等医療費県費補助金として34万円の増額補正が行われており、また、乳幼児医療費助成事業においても助成件数等の増加が見込まれることから、乳幼児医療費県費補助金として156万4,000円の増額補正が行われています。

次に、健康子ども局健康子ども課関係について、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、令和4年度子どものための教育・保育給付交付金の実績額確定に伴う追加交付金として13万7,000円の増額補正が行われています。

同款、項2国庫補助金、目2民生補助金では、出産・子育て応援交付金事業で、出産応援給付金において、妊娠届出者数の増加に伴い7人の増加が見込まれること、また、子育て応援給付金において、出生数の増加に伴い10人の増加が見込まれることから、出産応援交付金として23万3,000円、子育て応援交付金として33万3,000円、合わせて56万6,000円の増額補正が行われています。

同款、同項、目10児童福祉補助金では、三宅幼稚園の送迎用バスに対する安全装置の装備に係る必要経費の財源措置として、保育対策総合支援事業費補助金17万5,000円の増額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、令和4年度子どものための教育・保育給付交付金の実績額確定に伴う追加交付金として13万7,000円の増額補正が行われています。

同款、項2県補助金、目2民生補助金では、出産・子育て応援交付金事業では、出産応援給付金において妊娠届出者数の増加に伴い7人増加が見込まれること、また、子育て応援給付金において出生数の増加に伴い10人の増加が見込まれることから、出産応援交付金として5万8,000円、子育て応援交付金として8万3,000円、合わせて14万1,000円の増額補正が行

われています。

次に、健康子ども局幼児園関係について、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生補助金では、保育対策総合支援事業に係る国庫補助金については、健康子ども課の歳入予算にて一括交付されるため、幼児園の歳入予算で措置されていた当該補助金108万円の減額補正が行われています。

最後に、教育委員会事務局教育総務課について、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8教育補助金では、令和4年度子どものための教育・保育給付交付金の実績額確定に伴う追加交付金として1,000円の増額補正が行われています。

款15県支出金、項2県補助金、目8教育補助金では、奈良県が行う市町村における社会体育の振興及びスポーツ推進委員活動のモデルとして、それぞれの地域の実情に応じて研究テーマを基に調査研究を行うモデル市町村に三宅町が選定されたことから、当該調査研究を行う経費の補助金として2万5,000円の増額補正が行われています。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金では、小学校施設整備基金の利子収入として2万8,000円の増額補正が行われています。

以上が令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民福祉部住民福祉課関係では、障害児支援事業において障害児通所支援の利用児童が増加している要因について、健康子ども局健康子ども課関係では、みやけ子ども・子育て応援事業において出生見込数のうち第2子、第3子が増加している理由について、また、関連して、住宅取得支援制度を利用した方について、また、出生見込数40人の第1子、第2子、第3子の人数の割合についての質疑がありました。

教育委員会事務局教育総務課関係では、学校管理費において会計年度任用職員（短時間）の職種内訳について、文化ホール費において、女性用トイレが和式のため非常に使いにくいとの声を住民から聞いているが、洋式化の要望を求める声は届いていないのかについて、関連して、時代に沿った対応をしていただくとともに検討をお願いしたいとの要望があり、併せて、あざさ苑についても同様の要望がありました。

次に、文化ホール管理費の当初予算388万6,000円のうち電気料金について、関連して、太陽電池の導入、電気料金の入札、電球のLED化を実施することで電気料金を抑えることができないのかについて、また、電球もLED化をすれば料金が3分の1に下がるので早急に検討する必要があるのではないかとの意見がありました。

また、三宅町公共施設個別施設計画において、文化ホールは2052年度に除却することにな

っているが、その方向性の再確認について、関連して、除却後はどうするのかについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第42号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案について、子ども・子育て支援の拡充等を図るための全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、地方税法の一部が改正されたことに伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する制度が創設されるため、システム改修に必要な経費を措置するものであり、歳出では、一般管理費において、国民健康保険の電算システム改修経費として110万円、歳入では、当該電算システムの改修経費の財源措置として保険給付費等交付金（特別調整交付金）110万円の増額補正が行われています。

また、償還金では、令和4年度保険者努力支援交付金返還金25万8,000円と令和4年度特定健診等負担金返還金65万円について、歳出予算に係る細節の科目誤りに伴い、償還金利子及び割引料から返還金に組替えが行われています。

以上が令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

歳出では、出産する被保険者に関わる産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額が減額される時期について、また関連して、当該制度は令和5年度に遡って適用されるのかについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第43号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案について、歳出において、款2保険給付費では、項1介護サービス等諸費の過不足見込額として増額及び減額補正が行われており、居宅介護サービス給付費で1,600万円の増額、地域密着型介護サービス給付費で60万円の減額、施設介護サービス給付費で1,765万円の減額、居宅介護福祉用具購入費で60万円の増額、居宅介護サービス計画給付費で100万円の増額となっています。

また、項2介護予防サービス等諸費の不足見込額として、地域密着型介護予防サービス給付費で60万円の増額補正が行われており、項3その他諸費では、介護保険サービスに係る費用の請求に対する審査・支払を奈良県国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払に要する手数料の不足見込額として5万円の増額補正が行われております。

款5地域支援事業では、項5高額介護予防サービス費相当事業費の過不足見込額として増額及び減額補正が行われており、高額介護予防サービス費相当事業費で3万円の減額、高額

医療合算介護予防サービス費相当事業費で3万円の増額補正となっています。

なお、歳入歳出予算の総額9億1,377万5,000円は変更せずに、歳出予算の組替えによる補正が行われています。

以上が令和5年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

歳出では、居宅介護サービス給付費において、三宅町近辺では訪問介護の提供事業所は確保できているかについて、また、介護サービス及び介護予防サービスの給付費全般において、介護保険の負担区分の割合の影響の詳細説明について、関連して、介護保険の負担割合が毎年8月に切替えとなるが、その影響が今出ているのかについて、施設介護サービス給付費において減額補正に至った経緯の補足説明について、令和5年度の介護保険特別会計予算の組み方について、居宅介護サービス給付費を例として利用者が当初見込みから何名増加しているか、数値を示すことは可能かについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第50号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法施行令の一部改正により新設された出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する必要があるため改正するものであり、所得割額及び均等割額の減額前と減額後の額について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第51号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定については、現指定管理者の指定期間が令和5年度末をもって終了することから、次期指定管理者に三宅町保健福祉施設あざさ苑の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであり、指定管理者の名称は、あざさ苑指定管理業務共同事業体、代表者、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会、指定管理者の所在は、奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっています。

以上が三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についての議案であり、次のような質疑を行いました。

ちょっと長いんですけども、一応漏らさず記載したつもりです。

指定管理者の名称が今回は共同事業体となっていることの説明について質疑を行い、町長

からは、これまでの単独の運営から共同事業体による運営を行うことにより、それぞれの指定管理業務について役割分担をしっかりと果たしていくこと、また、経費の圧縮を図っていくことの提案があったとの回答を得ました。

また、共同事業体の構成メンバーについての質疑では、代表者として社会福祉法人三宅町社会福祉協議会、施設の総合管理業務として株式会社シティサービス、デイサービスセンターの運営業務として株式会社おおきにの3事業体が一体となって指定管理業務を行うとの回答がありました。

また、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会が単独で運営を行っていたとき、残預金が発生した場合、返還という仕組みになっていたと思うが、その扱いについてどうなるのかとの質疑では、基本的な取扱いは何も変わっていないと認識しているが、ただ、この数年、物価高や原油高の影響もあり、返還は全くされていない。返還することができないぐらいぎりぎりの状況で業務を担っているとの回答がありました。

三宅町社会福祉協議会が単独で運営を行っていたときを前提とすると、返還という仕組みはよくないと思うし、これだけ高齢化が進み、いろいろな地域のサービスが必要で、三宅町社会福祉協議会が地域包括支援センターの委託も受けている状況であれば、単独で予算を持ち、必要な地域のサービスを充実し強化させていくときに残預金が発生すれば、それを必要な地域のサービスに充当していくことが必要で、やはり三宅町社会福祉協議会が単独で予算を持たないと活動を強化していくことは難しいのではないかと、共同事業体による運営となると考え方を整理しないといけないが、基本、返還という仕組みはやめたほうがよいのではないかという意見がありました。

町長からは、指定管理の制度自身が、民間がしっかり入って運用することで利益を出し、より効率化するという目的で始まった制度と認識しており、そもそも余った分を返すというのは指定管理制度としては矛盾があるので、三宅町の運用がもともとがちょっとおかしかった部分もあるのかなと認識している。今出された意見を参考にしながら、制度を見直し、本来返すのであれば業務委託が適切であるかと思うので、指定管理と業務委託というところもしっかりと精査しながら、いただいた意見を参考にして、社会福祉協議会との連携を図っていきたいとの回答を得ました。

なお、補助金に関しては返還として継続しているが、指定管理料については、返還は仕様書には明記しておらず、返還の必要はないとしているが、財政的に厳しい状況で指定管理業務を行っていると認識しているとの説明がありました。

また、補助金と指定管理の違いについて、補助金はあざさ苑の指定管理以外の業務に関する補助金で、事業の目的は達成したが、お金が残ったという場合は返還することになっている。しかし、指定管理については、あなた方の努力で頑張ってくれたのだから、返還という考えはないという理解でよいかとの再確認がありました。関連して、以前は指定管理料を返還していたが、今は返還していないのか、もともと返還の必要はないのかについても質問があり、以前は返還していただいていたが、今は返還していただいてはいないとの回答がありました。

経費の圧縮との説明があったが、金額的に圧縮された部分があるのか否か、また、共同事業体とすることの利点について、さらに、共同事業体となっている事業体の業務内容について質疑があり、町長から、あざさ苑における指定管理業務として、株式会社シティサービスはビル管理業務ということで、メンテナンスであつたり各種設備の管理部分を行っていただいている。今回、共同事業体を構成した利点としては、民間企業2社が入ったので、入札となると落札できない可能性が今後出てくる中で、今回、共同事業体を構成することにより、しっかりと参画していくということで、ある一定の利益の確保が可能になるという利点があるとの答えがあました。また、共同事業体とすることの利点について、さらに、現在の社会福祉協議会では6人だが、株式会社シティサービスには10人、株式会社おおきには30人の従業員がそれぞれおり、災害などが起こったときに共同で動ける人数が増えるので、ボランティアセンターを立ち上げたときに、社会福祉協議会だけでは動ける人数が不足するので、共同事業体ということになると、一緒に関われる人数が増えるので、町としての利点もあるとの回答がありました。

関連して、ビル管理業務をされる方々が災害時において誘導などのサポートをするのは可能なのか。株式会社おおきにの従業員なら理解できるが、ビル管理業務をされる方々にも同じことを担ってもらうのかについて質問があり、何か事を考えないといけないとなったときには、定期的に3者で協議をして運営をしていくことになるというふうに話をされていたので、やっていただけるものと考えているとの回答がありました。

従来、施設の総合管理業務とデイサービスセンターの運営業務は三宅町社会福祉協議会が発注していたのか、また、関連してデイサービスセンターの運営業務の発注は3年に1回なのかについて質疑があり、もともとデイサービスセンターの運営業務は三宅町社会福祉協議会が直営で運営していたが、3年に1回、入札かプロポーザルか選定方法までは定かではないが行われているとの回答がありました。

それに関連して、この場合、3者が共同事業体を組むという段階で既にデイサービスセンターの運営業務の相手方が決まってしまうわけだが、共同事業体を組む際にどの事業体と組むかということについて町側の関与は何かあるのかについて質疑があり、町としては、指定管理業務の募集を行い、応募される方を待つという形なので、提案される際にどういった事業体であったりとか、どのような事業体に応募してくるかは把握していない、町としての関与は一切ないとの回答がありました。

関連して、もともと町はどこに委託するということは何も関与していないから、指定管理制度になったとしても変わりはないのかについて質疑があり、共同事業体ということで提案されてきたので、受けさせていただいたとの回答がありました。

さらに、この共同事業体の代表者は三宅町社会福祉協議会なのだから、どの事業体と組んだかということに関する責任については、全て三宅町社会福祉協議会が負うとの理解でよいのかという質疑があり、プロポーザル選定委員会のほうでも確認をさせていただいており、代表者として三宅町社会福祉協議会の方が代表となっているので、全ての苦情等についても三宅町社会福祉協議会のほうになりますので、責任は全てそちらが負うとの回答がありました。

さらに確認として、デイサービスセンターの運営業務や施設の総合管理業務も株式会社おおきに並びに株式会社シティサービスという事業体でチームを組むので、そのチームで指定管理業務を受けさせてくださいということの議案と考えてよいのかとの質疑があり、指定管理業務に係るプロポーザル選定委員会があるので、当該選定委員会の方に提案していただいたのがこの共同事業体1社であり、審査結果ということで、当該共同事業体を選定させていただきたいという提案を提出させていただいたとの回答がありました。

また、現在、デイサービスセンターの運営業務を担っている株式会社おおきにの契約はいつ終了するのか、本来ならデイサービスセンターの運営業務の選定があったときに、共同事業体という形態だと株式会社おおきに以外は入ってこれないということになるのではないかと。もし、この議案が否決となった場合は、再度募集を行うことになるのかとの質疑があり、町長からは、三宅町社会福祉協議会の管轄になるので、確認後回答する旨の回答を得ています。また、否決となれば、一から指定管理業務の募集を行うことになるとの回答がありました。

また、三宅町社会福祉協議会による単独での運営から共同事業体による運営を行うことにより、会計面において施設の総合管理業務とデイサービスセンターの運営業務が独立したものになることの危惧、また、単なる共同事業体にそれぞれの指定管理業務を委託することで、

何かしら危惧することはないのか、そのことに関して行政としての考えについての質疑があり、指定管理業務に係るプロポーザル選定委員会において、委員の方からもそれぞれが事業者であり、かつ責任者でもあるので、もしも不具合が起こったときに、それぞれに話をしないといけないのかといった質疑や、今まではデイサービスセンターの運営業務で何かあれば三宅町社会福祉協議会のほうから注意をしてください、事業の改善要求とか通知してくださいということで三宅町社会福祉協議会の方に町から話をしたりすることがあったので、そういう部分については、責任の取り方ではないが、対応はしていただけるのかといった質疑もあり、そのような場合には、三宅町社会福祉協議会が代表者となっているので、三宅町社会福祉協議会のほうで対応させていただく旨の回答が得られているとのことでした。

分かりづらいと思うんですけども、分かりますか。今のは、プロポーザルの中でのことです。

その中でおのおの責任を取って、3者で定期的に調整を取りながら対応させていただくことを聞かせていただいた点と、これまで十数年、施設の総合管理業務を株式会社シティサービスが担ってきており、デイサービスセンターの運営業務においても、ここ5年は株式会社おおきにが担ってきている実績もあるので、危惧するところは今までの実績を見る限りではないと判断している旨、町の考えとして回答がありました。

また、現行の3年間の指定管理料について質疑があり、今回の3年間と同じ金額との回答を受けて、光熱水費の高騰や人件費の高騰の面を一切加味しないで同じ金額というのはいかななものかとの意見がありました。

また、三宅町社会福祉協議会の職員の方々は本当によくやってくれているので、何とかそういう熱意に応えてあげられるような待遇が提供されないとどんどん疲弊していくのではないかと質疑もありましたが、今回の指定管理料の試算については、人件費や光熱水費の点については大丈夫かということで、町のほうでも協議を行い、試算した結果、この金額となったとのことであり、心配はしている。しかし、一旦この金額とし、今まで以上に費用がかさんでくるのであれば、指定管理料についての協議は必要なときには行う旨の話はしているとの回答がありました。

また、光熱水費が高騰しているのは明らかであり、文化ホール費でも光熱水費の増額補正をしていることに加え、人件費も確実に数%上げないといけないことが分かっているのに、金額が同じというのは、どこかにしわ寄せが行ったのではないかと気になるとの意見がありました。

町長からは、今回の業務に関しては、あざさ苑の指定管理という業務になっており、また、三宅町社会福祉協議会の運営補助金という形で人件費を上乗せしたりとか、また、地域包括支援センターの運営業務の委託料もあるので、そちらのほうで人件費という部分はしっかりと上乗せをしていっている。施設の総合管理業務の部分に関しては、三宅町社会福祉協議会全員の給与を見ているわけではないので、当該業務に関する給与の部分を積算しているところがあるので、今の積算上、昇級を見越してもいけるであろうという積算をしたということでご理解いただきたい。

また、必要な賃金の上昇等は、来年度予算でも加味しながら、それぞれの補助金だったり、運営の見直しの中で取り組んでいるところもあるので、三宅町社会福祉協議会本体の運営補助金もあるので、できるだけ指定管理料を下げる工夫をしながらやっていきたいという予算であることを認識いただけたら、決して人件費を上げるなどと言って抑えているわけではないので、三宅町社会福祉協議会全体の運営を通して対応しているところがあるので、三宅町社会福祉協議会の全体の運営に関しての人件費については、加味していただけたらとの回答を得ています。

また、指定管理料の見直しに関する協議事項の記載についての質疑では、仕様書には記載はないが、協定書には記載があるとの回答がありました。

さらに、議案書に関して、共同事業体を構成する他の2つの事業体の名称も記載するべきではとの意見もありました。

本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、発議第5号「現行の健康保険証を残してください」意見書については、特に質疑はなく、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

最後に、発議第6号「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書」については、特に質疑はなく、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

長くなりましたが、以上が福祉文教常任委員会に付託を受けました議案5件、発議2件の審査経過であり、慎重に審議を行い、おのこの原案のとおり承認いたしました。

最後に、議員間討議を行い、発議第5号「現行の健康保険証を残してください」意見書については、マイナンバーカードは厳重に管理しなければいけないという決まりになっているので、健康保険証についてはマイナンバーカードとは別に単独で残してほしいとの意見や、マイナンバーカードにおける個人情報管理の重要性についての意見があったことをご報告申

し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） それでは、討論させていただきます。

議案第41号、第8回補正予算、議案第46号、一般職の給与に関する事、議案第47号、特別職給与に関する事、議案第48号 議員報酬に関する事、それから、承認第5号 補正予算の専決について、反対の立場で討論させていただきます。

私のこれら議案への反対理由は、全てが1つの事件に起因するものであります。

その事件とは、3年前の令和2年10月に行われた学童保育の委託事業に関するプロポーザル審査であり、この10月に、町を訴えた住民訴訟に対して一審の判決が出たものです。判決では、本事件が独立した審査委員会に著しく合理性を欠き、そのため、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存ずる場合には当たらないと原告の訴えを退けたものの、裁判での事実認定を整理すると疑念を拭い去ることはできません。

私の議案反対理由の背景となることですので、事実関係を再度説明させていただきます。

一審判決の事実認定により、①3名の採点修正者は、副町長と外部委員2名であり、そのうち、外部委員の1名の修正は、修正前の採点表を写真で撮影してメールでやり取りされていたということ、副町長というのは、当時の副町長のことでございます。②修正箇所は8項目3名分であったということ、③修正前の総合計点の1位と2位の差が12点であったこと、4番、修正後の総合計点の差は、1位と2位が逆転して3点差となったこと、⑤すなわち、修正前後でこれらの2名の点差が15点上下した修正であったことといった事実が確認されました。

以前より、修正者3名のうち1名は、1位と2位の関係が変わらないように修正したと言われていることから、副町長を含めた2名掛ける8項目の修正により15点が上下したことになります。

そして、審査委員長である副町長は、その点差の上下に関して、議会の席で前後の採点表はない、特におかしいとは思わなかったと答弁しており、最終的にも3名の修正前後の採点表を残していません。もちろん、自身の修正前後のもの、外部審査者のメールでやり取りしたとされる修正前後のものも記録として残されていません。

さらに、その後、振り返って調査する機会は何度もあったにもかかわらず、そういった解明の痕跡さえ残されていません。

行政の機関は、町長を頂点としたピラミッド構造であるとはいえ、このような事態を招いた原因は組織の風土に起因するものであり、全ての職員にあると考えます。

なお、本件は、単に一つの事件というのではなく、組織の根幹に関わるものと私は重く捉えております。

このような事態の下で、三宅町役場の組織を構成する者に対して、現在の社会や経済情勢がどうであろうとも給与報酬等のアップはあってはならないことと考え、それに関連する補正予算、条例改正に反対するものです。

以上、討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。ないですか。ないですね。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第41号 令和5年度三宅町一般会計第8回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第42号 令和5年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第43号 令和5年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第44号 令和5年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第45号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第48号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第49号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第50号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第51号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第5号 令和5年度三宅町一般会計第7回補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第5号 「現行の健康保険証を残してください」意見書についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第6号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

発議第7号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会(法定協議会)の情報公開を求める意見書についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

本日の議事日程に追加議案として議案3件を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議案3件を追加することに決定しました。

追加の議事日程及び議案書を配付いたします。しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(辰巳光則君) ここで暫時休憩いたします。

(午前11時24分)

○議長(辰巳光則君) それでは、休憩を解いて再開いたします。

(午前11時28分)

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 資料の配付漏れはございませんか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 追加日程第1、議案第52号 令和5年度三宅町一般会計第9回補正予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司) 議長のお許しをいただきましたので、令和5年12月三宅町議会第4回定例会に追加で提出をいたしました議案第52号 令和5年度三宅町一般会計第9回補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年11月29日、国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、デフレ完全脱却のための総合経済対策への対応の1つとして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正予算が可決され、本町でも重点支援交付金事業を実施するために、急遽、補正予算を行う必要があり、今定例会に追加で上程するものでございます。

歳入からご説明いたします。

補正予算書の 8、9 ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2,410万9,000円の増額を行うものでございます。

同款、同項、目 2 民生補助金では、低所得世帯支援給付金事業の補助金として、事業費補助金と事務費補助金を合わせて6,605万5,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 8 臨時福祉給付金給付事業では、給付金として補助金 6,398万円と事業に関わる事務経費を合わせ、総額6,605万5,000円の増額を行うものでございます。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費では、みやけお買い物券事業の委託料2,269万 5,000円と事業に関わる事務経費を合わせ、総額2,455万4,000円の増額を行うものでございます。

款14予備費では、今補正予算の財源調整のため44万5,000円の減額を行うものでございます。

したがいまして、今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ9,016万4,000円を増額し、予算総額47億9,598万円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

以上が今定例会で追加提出いたしました一般会計第 9 回補正予算の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第55条の規定により、同一議員につき、同一議題について 2 回までといたします。

質疑はありませんか。

池田議員。

○ 9 番（池田年夫君） 12月議会の第 4 回定例会の追加議案資料の 3 ページのところなんですけれども、低所得者世帯の支援給付金事業のところなんですけれども、先日渡された資料で細かく書かれているんですけれども、この予算幾らという中でも、その項目としてもどういう、7 万円を914世帯に配付するということなどもやっぱり書くべきではないかと。この議

案書だけ、その説明資料というか、これだけ見たらどうということなのかなということだと思うので、そういうことくらい記入すべきではないかというふうに思います。

それと、この給付金については、一応年内に給付されるのか、あるいは1月、2月に給付されるのか、いつ頃になるのかという質問です。

消費喚起のところで、前のページの3のところでは、一応3月1日から5月31日にお買い物券については使用できる期間ということがはっきり書かれていて、3ページの2の項目のところには、だからそういう使用自体についても書かれていませんので、いつ頃になるのか説明してください。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） まず、1つ目の質問なんですけれども、これは914世帯の7万円というふうな形の事業費のほうになります。

事務費としては、207万5,000円ですか、この辺については、これぐらいの3万円のときの経費を見込んでこの経費になるというような形で記入させていただいております。

2つ目の、あと時期についてということなんですけれども、国のほうでは、年内1月というふうな形を示しておりましたが、現在、この辺の形がきちりしたものが今出だしたということで、システム改修等を踏まえて2月頃になるかなという形の想定はしております。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

ほか質疑ある方はいらっしゃいませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 事前に伺わせていただきましたが、今回の補正予算に関しては、国から物価高騰対応の重点支援というので2,400万円と、低所得対応というので6,600万円というお金が配られることになったと。6,600万円に関しては、低所得者向けに振込みをすると。その場合、6,600万円のうち6,300万円が振り込まれて、200何万円がその経費にかかってくる。

一方で、2,400万円のほう、全世帯に、全員に、物価高騰対応というところでは、2,400万円のうち2,000万円は配られて、400万円が経費としてかかっている。

ちょっと考えたんですけれども、これ全世帯に全部振込みで給付した場合には、もっと効率よくその経費を削減できるのではないのかというふうに感じました。

実際、低所得者向けに配ったときに200万円かかっている分が、その金額7万円に7万3,000円とかと上げるだけで、多分プラスアルファの経費はかからないですし、低所得者じ

ゃないところに配る分には、もちろんその経費はかかるでしょうけれども、そちらのほうが効率がよろしいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司） 以前から、松本議員には同様のご質問をいただいているかなと思いますけれども、回答としては以前のとおりかなと。

今回、お買い物券ですけれども、使用される方の支援と同様に、併せて、川鰭議員にも以前ご意見いただきましたけれども、町内事業者の支援というところも併せて行うというような、1つの事業で2つの支援目的はございますので、そういったところを勘案した対応とさせていただきます。以前、その回答と同様でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 国から地方創生交付金として配られているのは、物価高騰対応の重点支援ということだと理解しております。それについてはいかがでしょうか。

物価高騰対応というのと消費喚起というのは、ちょっと性格が違うと思うんですけれども、先ほどの町長の説明、以前から申し上げていますとおりと言われているのは、消費喚起ですね。その支援の違いについての答弁をお願いします。

○議長（辰巳光則君） その消費喚起を含めた違いについて。

森田町長。

○町長（森田浩司） 以前からこういった補助目的で来ておりますので、同様でございます。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ある方いらっしゃいませんか。

川鰭議員。

○3番（川鰭実希子君） 先ほどの池田議員の質問の追加の質問なんですが、国からは、物価高騰でできるだけ早く、できれば年内、遅くとも1月中ということなのに、三宅町が2月になると、先ほど部長のほうから説明ありましたが、この対象というのが非課税世帯なので、これはこの間、3万円を配ったのと全く同じ914世帯ですよね。

なので、そんなにシステム改修といっても、金額変えることぐらいしかないので、もっと早くできるのではと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 一応、3万円のほうと基本的には内容的には一緒になってくるんですが、基準日が変わってくるとか、あと所得、非課税の対象となる人を捕まえにいくという部分のシステム改修になるんですが、そのシステム改修が1月の中旬ぐらいに終わる

ということで、そこから対象者の打ち出しを始めて、郵送して、戻してもらうという作業の中で、1月はちょっと難しいかなというような形で、2月になるかなというような回答をさせていただきました。

○議長（辰巳光則君） あと1個です。

川鯨議員。

○3番（川鯨実希子君） すみません、基準日がいつなのかというのがちょっと書いていないので分からないんですけども、課税、非課税というのは、ほとんどの方の場合、1月1日の住所地で住民税というのは課税されて、それが大体6月くらいに、令和5年度の課税額、そうですね、特徴だったら5月に分かるし、普徴だったら6月に分かると思うんですけども、そんなにそんなに変わらないんじゃないかと思うんですけども。課税の状況というのは。

要するに、この法律の目的というのが、デフレ完全脱却のための総合経済対策ということですよ。

やっぱり現にもう、私なんかも買物に行っても、1万円札の飛ぶのが早いこと早いこと。前だったら3日分の、スーパーに行っても1万円以内に収まっていたのも、軽く超えてしまうんですよ。だから、すごい物価高騰を日々肌で感じていて、現にみんな本当に一刻も早くもらえるものならもらいたいと思っていると思うので、両方なんですけども、まあ、あまり悠長なことを言わずに、もうちょっと、できれば1月中にはお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 課税世帯、非課税世帯というのは、議員がおっしゃられているように、もう今の時点でも分かります。

基準日は12月1日というような形でさせていただくんですが、この部分について、12月1日に、提出日もありますので、12月1日以降にシステムが動くような形というのはあるんですが、そのシステムの改修が1月になってしまうので、そこから通知を送って、戻してもらうというような作業が入って、1月の交付は少し厳しいのかなというような形で考えております。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号 令和5年度三宅町一般会計第9回補正予算についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 追加日程第2、議案第53号 令和5年度三宅町下水道事業会計第3回補正予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司） 議長のお許しをいただきましたので、今定例会に追加で提出をいたしました議案第53号 令和5年度三宅町下水道事業会計第3回補正予算についてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の7ページをご覧ください。

款21下水道事業費用、項5営業費用では、三宅町流域関連公共下水道事業計画変更業務として、委託料49万5,000円の増額を行うとともに、また、9ページをご覧ください。その予算調製として、款41資本的支出、項90予備費において49万5,000円の減額を行うものでございます。

続いて、6ページにお戻りください。

款11下水道事業収益、項10営業外収益で49万5,000円の増額を、続いて、8ページをご覧ください。款31資本的収入、項15補助金で49万5,000円の減額を行い、一般会計からの繰入金の組替えを行うものでございます。

最後に、1ページ下段にお戻りください。

第5条において、債務負担行為について、三宅町流域関連公共下水道事業計画変更に伴う債務負担行為期間を令和6年度とし、限度額を632万5,000円と定めるものでございます。

したがいまして、本補正予算は、収益的収入及び支出予算にそれぞれ49万5,000円を増額し、収益的予算の総額を2億5,086万6,000円に、また、資本的収入及び支出予算にそれぞれ49万5,000円を減額し、収入の予算総額を1億301万円に、支出の予算総額を1億8,790万2,000円と定めるものでございます。

以上が今定例会に追加提出いたしました下水道事業会計第3回補正予算の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第55条の規定により、同一議員につき、同一議題につき2回までといたします。

質疑はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） この下水道事業の補正予算の中身として、今支出のところで、7ページなんですけれども、三宅町流域関連公共下水道事業計画変更業務委託料というふうになっているんですけれども、これの中身をちょっと説明してください。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ご説明いたします。

三宅町流域関連公共下水道事業計画の変更認可図書の作成をするわけなんですけれども、上位計画にあります大和川上流・宇陀川流域下水道の事業計画の変更の見直しがされます。令和5年度より調査を行いまして、令和6年度までの認可図書の計画を作成することから、今回の補正予算を行ったものになります。

具体的には、三宅町におきましては、三宅町の下水道の認可区域にあります整備区域ですけれども、そちらのほうの将来計画人口でありますとか、処理区域ごとの人口、排水量の程度などを具体的に想定し、数値を全部書く必要があるものでございます。

これにつきまして、業務委託として発注をする予定といたしております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） それでよろしいですか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） これについての具体的なペーパーで、議員が分かるように何か資料を

配付してもらいたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 何の資料。

岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 資料ということなんですけれども、前回、全員協議会を開いていただきまして、無地でのペーパーはお渡ししていますが、議員おっしゃるのは、その場所的なものということをおっしゃっているのでしょうか。ちょっと、私がお尋ねするのも申し訳ないんですが。

場所といたしましては、町全体の下水道の処理区域の計画人口であるとか、流入の汚水処理をはかるものですので、計画としては全域となります。特にこの部分を見直す必要は今のところはございません。

○議長（辰巳光則君） 後でまた、あるようなら、個別に言ってもらって、それで全議員に。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 後でご説明をさせていただきます形になります。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ありませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 今ご説明ありました計画の内容と、その金額についての質問になるんですけども、計画の内容、計画として立てる内容が、計画人口の変動であったり、その水量を提出するというような形となっておりました。

これは、下水道を調べ回って何とかするとかというんじゃなくて、今どこにどれだけの人が住んでおられて、今、下水がどれぐらい出ているかというような、どちらかというと、ペーパー上のデスクワークに近い部分が大半だと思うんですけども、そういう内容を考えてみると、この49万5,000円というのはそんな高くはないというので、基本出ているんですか。価格に見合っているのかどうかという質問です。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいま補正で提出しております今年度分の49万5,000円、債務負担行為のほうで全て合わせますと680万円になるんですが、先ほど申しましたように、下水道事業の変更認可図書というものを作り上げるものでございますけれども、こちらの積算につきましては、今現在、概算といたしましても680万円を上程しております。

ただ、入札もございまして、負担行為として設定させていただく金額はこちらになります。令和5年度に入札をして、令和6年度に債務負担行為を設定いたしますので、金額としてはこれより下がってくるという見込みはしております。

ただ、積算基準につきましては、同積算のほうの基準に基づいて、一定の積算されますので、この金額を出させていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） すみません、その49万円の中で、安い、しゃべりながら安い言うとかじゃなくて、600幾ら何がしというのは、本当に机の上で書類を操作してというか、数字の操作で作出す分には値段高いんじゃないかなというふうに感じるので、そういうふうな面も考慮された上で、この先、事業に励んでいただければと思います。

特に、回答は……

○議長（辰巳光則君） 回答もらいますか。

○5番（松本 健君） いただければ。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 今おっしゃれましたように委託業務なんですけれども、確かに全て発注するのか、自前かどうかあると思います。

ただ、今後につきましても、積算基準がございまして、どこに使うとか書いてあります単価がありますので、これに基づいて一旦積算しております。

議員おっしゃられたことはよく肝に銘じながら、業務を進めたいと思います。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第53号 令和5年度三宅町下水道事業会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 追加日程第3、議案第54号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司） 議長のお許しをいただきましたので、今定例会に追加で提出をいたしました議案第54号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、令和6年3月1日に施行されることに伴い、戸籍に関わる手数料を徴収する事務を追加し、手数料を定める必要が生じたため、本条例を改正するものでございます。

追加手数料を定める項目は、戸籍（除籍）謄本等の広域交付手数料、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料、届出書等情報内容証明の交付手数料、届出書等情報内容の閲覧手数料でございます。

以上が今定例会に追加提出いたしました条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第54号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今月4日に開会されました令和5年12月三宅町議会第4回定例会の全日程が終わり、本日、閉会の運びとなりました。議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案について慎重審議賜り、全議案ご可決いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、開会のご挨拶でも触れましたが、国では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金において、低所得支援枠と推奨事業メニューが補正予算化されました。

本町といたしましても、議会のご理解とご協力を賜りご可決いただきました1世帯当たり7万円を基本とする低所得世帯支援給付金の給付とともに、推奨事業として、生活者支援を目的とした1人3,000円分のみやけお買い物券を発行し、全ての住民の皆様に配布することで、物価高騰の影響を直接受けた全生活者に対し、消費を下支えする取組として、できる限

り速やかに実施できるよう努めてまいります。

引き続き議員皆様のご協力をお願いするものでございます。

最後になりますが、時節柄、健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族共々よき新年をお迎えいただけますようご祈念申し上げ、令和5年12月第4回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　閉会に当たりまして、一言皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

本年は4月に議員の改選があり、5月の臨時会では議長という大役に就かせていただき、その後、今定例会に及ぶ8か月間、議員各位並びに理事者の皆様方のご協力により、無事議了することができましたことを心よりお礼申し上げます。

本年も残すところ僅かとなりましたが、議員各位並びに理事者の皆様方におかれましては、時節柄、健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただけますとともに、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和5年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（午前11時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員